

群馬県立世界遺産センター紀要

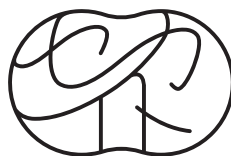
Bulletin of the "SEKAITO" - Silk Powered Innovation Incubator

第 5 号

2026

序	松田 宗久	
第5回セカイト講演会「近代産業の育成と渋沢栄一」		
渋沢栄一による近代日本経済社会の創出	井上 潤	1 ~ 10
改良座繰製糸の発展		
- 上毛繭糸改良会社の理想と現実 -	松浦 利隆	11 ~ 18
売込商体制下の器械製糸		
- 製糸金融による選別と拡大 -	石井 寛治	19 ~ 24
第6回セカイト講演会「生糸（いと）をひいた女たち」		
座繰製糸と女性		
- どうやってどのくらい稼いだか -	松浦 利隆	25 ~ 34
内務省の生糸直輸出政策と実態について		
- 海外市況調査と市場開拓 -	佐藤 有	35 ~ 53
群馬県立世界遺産センターにおける調査研究の動向		55 ~ 56

群馬県立世界遺産センター



SEKAITO

「世界を変える^{いと}生糸の力」研究所

"SEKAITO" -Silk Powered Innovation Incubator

序

群馬県立世界遺産センター（「世界を変える生糸（いと）の力」研究所、略称セカイト）は、本県が世界に誇る世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の魅力を広く紹介するガイドンス施設として、また、その価値や背景をより深く探究する調査研究機関として、令和2年6月に上州富岡駅前に開設し、おかげさまで昨年には、5周年という節目を迎えることができました。

これもひとえに、皆様からの温かいご支援とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

さてこのたび、群馬県立世界遺産センター紀要第5号を刊行する運びとなりました。職員・関係者一同、大きな喜びと誇りをもって皆様にご報告申し上げます。本号の発行にあたり、日頃よりご支援、ご協力を賜っている多くの関係者の皆様に、改めて深く御礼申し上げます。

本号では、まず令和6年6月に伊勢崎市民プラザホールで開催した講演会「近代産業の育成と渋沢栄一」の記録を収録しています。明治新政府が外国資本への依存や従属に陥ることなく、アジアで最初となる産業革命を成し遂げた背景には何があったのでしょうか。そこには金融制度の確立と民間企業の創設・育成がありました。具体的には銀行の創設や、株式会社の創設・育成などといえるでしょう。これらの確立に多大な貢献をしたのが「日本資本主義の父」とも称される渋沢栄一です。

7月に渋沢栄一が肖像として採用された新紙幣が発行されるのを前に、近代日本の経済的独立を守りつつ産業育成を進めるとい難題に、先人たちがいかに果敢かつ慎重に取り組んだのかを、改めて考える機会となりました。

当日は、渋沢史料館顧問の井上潤氏より「渋沢栄一による近代日本経済社会の創出」と題した基調講演をいただき、続いて、TICCIH（国際産業遺産保存委員会）日本代表の松浦利隆氏より「改良座繰製糸の発展—上毛繭糸改良会社の理想と現実—」と題する講演をいただきました。さらに、当センターの前名誉顧問であり、東京大学名誉教授の石井寛治氏からは、「売込商体制下の器械製糸—製糸金融による選別と拡大—」と題し、当時の製糸金融を中心とした講演をいただいています。

続いて、同年9月に藤岡市みかほみらい館で開催した講演会「生糸（いと）をひいた女たち」の記録を収録しています。本講演会では、日本の近代化を支えた養蚕・製糸業に従事した女性たちに焦点を当て、製糸工場で働いた女性と、自宅で生糸をひいた女性との比較などを通じて、絹産業を支えた女性たちの働き方とその実像に迫ることを目的としました。

日本女子大学文学部史学科教授の差波亜紀子氏に講演いただいた「器械製糸場における教婦と女工教育—富岡製糸場を中心に—」は、諸事情により本紀要への掲載が叶いませんでしたが、前出の6月の講演会にもご登壇いただいた松浦利隆氏による講演「座繰製糸と女性—どうやってどのくらい稼いだか—」について収録しています。

このほか、当センター研究員による研究論文として、佐藤有「内務省の生糸直輸出政策と実態について—海外市況調査と市場開拓—」を掲載しています。本論文は、明治初頭に内務省が推進した生糸直輸出政策を検証し、特に群馬県令であった河瀬秀治や群馬県の製糸事業

者の実際の動きからその効果と影響について考察するものです。

以上が『紀要』第5号における、当センターの主な研究活動の成果です。

本号の刊行にあたり、講演会、研究会にご参加いただいた多くの皆様をはじめ、関係するすべての方々に深く感謝申し上げます。

今後も当センターにおける、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に関する研究、さらには日本の蚕糸業・絹文化に関する総合的な調査研究が、さらなる深化への基礎となることを願っております。その実現のため、より多くの皆様に調査研究や教育普及活動へ積極的にご参加いただけますよう、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県立世界遺産センター
所長 松田 宗久

第5回セカイト講演会（2024年6月8日） 渋沢栄一による近代日本経済社会の創出

井 上 潤*

はじめに

ただいまご紹介いただきました渋沢栄一記念財団・渋沢史料館の井上でございます。本日は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産に登録されて10周年を記念しての講演会にお招きいただき大変光栄に存じております。また、あとひと月をきりましたが、まもなく皆さんのお手元に、たくさんの肖像が届くということで、今非常に注目をあびているのが渋沢栄一です。その渋沢が、この富岡製糸場の設立にも深く関与したということをはじめとして、日本の近代経済社会そのものを作り上げた担い手の一人としての総論を最初にお話させていただくことが、今日ここに招かれた理由かと存じます。限られた時間ではありますが、できるだけ多くの渋沢に関する情報をご提供させていただきまして、この後の富岡製糸場の真義にせまっていく討論の一助となればと思います。

渋沢というと非常に多くの事績を残しています。それを一つ一つ紐解いていくことが渋沢の理解につながると思いますが、本日は、なぜこのような人物が生まれ育ったのかという所にも目を向けてみたいと思います。まさに近代経済社会を目指し、築いていく人間に育った渋沢の源流、人間形成からまずは見ていきたいと思います。人間形成というと、父親、母親の遺伝子を受け継ぐことが大きな要因となるのは間違いのないのですが、生まれ育った環境が人を育てるところから見ていくことにします。

I. 渋沢栄一91年の生涯から読み取れるもの

1. 生まれ育った地域の特性

渋沢栄一が生まれたのは1840年（天保11年）。ちょうどその年、中国でアヘン戦争が起こり、西欧列強の脅威がアジアにも押し寄せてきた、そしてそれが日本に押し寄せてくるといった非常に不安・不穏な空気が漂う中でこの世に生を授かりました。生まれましたのは武蔵国榛沢郡血洗島村、現在の埼玉県深谷市大字血洗島、群馬県に県境を接する埼玉県北、北関東の農村地帯になります。渋沢は、その血洗島村の農家の長男として生まれましたが、この話を何の予備知識も持たずに聞くと、幼き頃より農作に明け暮れし、その苦勞の甲斐あって後世に名を残していったというイメージを描かれるかもしれませんが、はたしてそうなのかというところから話を始めたいと思います。

現在の2万5千分の1の地形図で深谷周辺を見ますと、JR高崎線の深谷駅を基点に北西に2km程のところに血洗島の集落が確認できます。今度はそこを基点に周辺を見ていくと北に利根川が流れています。まだまだ陸上輸送が盛んに行われる前で舟運が中心だった時代の物資輸送の大動脈が村の北に流れているのです。そしてその川沿いに中瀬河岸がありました。船着き場があり、積荷の上げ下ろしをして、その商品を積極的に売りさばく、商店・問屋が立ち並ぶ非常に栄えた町場がここにありました。今度は村の南に目を移しますと現在の国道17号に沿う形で江戸時代は中山道という主要街道が通っていました。これも大動脈です。街道筋には宿場がありまし

*いのうえ じゅん・渋沢史料館 前館長

だが、深谷宿が深谷駅周辺にあったと想定されます。本陣・脇本陣のほか旅籠が80数軒あり、近江商人が土着したとも言われ、多くの問屋・商店が建ち並ぶ非常に栄えた町場でした。北に利根川、南に中山道という主要な交通路があって流通が非常に盛んに行われていたところでした。つまりヒト・モノ・カネが絶えず行きかう、それに併せて多くの情報が集積される土地柄だったのです。交通の要衝であり、宿場、河岸という地域経済を担う大きな拠点があつたということです。

それから、この辺りは農村地帯には違いないのですが、土壌的にあまり農作に適さず水田がほとんどできなかったのも米が採れませんでしたが。江戸時代は主たる税を米で納めるという時代でしたが、米が採れないということで、この辺りを治めていた領主はいち早く金銭で税を納めるシステムを導入していたのです。それゆえ、この地域は比較的早くから貨幣経済に慣れ親しんでいたところでした。また多くの農家は農作だけでは生業が立たないということで、生糸をとるための養蚕が盛んに行われました。また、この地域特有のものとして、藍染めに使う藍の葉が多く採れたので、それを藍玉という染料にして上州、信州に売ることによって財を成していました。いわゆる農業だけでなく、当時の工業製品が生み出され、それを積極的に売りさばく商業活動が盛んに行われていたのです。諸産業が集約された、ある意味、近代を目指すような人間が生まれてもおかしくないような先進性を帯びた土地柄でした。だからこそ、渋沢栄一のような人物も生まれてきたのではないかとということです。

2. 地域の中核・まとめ役をなす渋沢の家

次は、その村の中にあつて渋沢の生まれた家について見ていきたいと思つています。渋沢が生まれた家は、血洗島村を開いたと言われる由緒ある家の一軒として村の中で重きを置かれていました。また、領主御用達で家格も高く、栄一の父親は名主見習いとして、村全体を取りまとめる役割を担っていたのです。村内の人々が安寧な生活を送れるようにと腐心し奔走する父親の後ろ姿、そしてその父親のマネジメント

の有り様を見ることで、渋沢は自ずとそれらについて吸収できたのだと思つています。そして父親は本格的に藍玉の商売を始めて村で一二を競うような家に成長させていく経営手腕にも長けていました。渋沢も13、14歳くらいから家業を手伝うのですが、信州上田地域との取引の藍玉通帳には「代栄一郎」という記載があり、当時、通称「栄一郎」と名乗っていた渋沢が父親の代わりに集金に行っている様子がわかります。このような資料から渋沢が家業を手伝っていたということが実証されるのです。ただ、単に父親の後について、また代理で手伝いをするということだけではなかつたところが「勸進 藍玉力競」という資料からわかります。これは周辺の村々から藍の葉を買い集め、仕入れ価格とあわせてその質の高さや量の多さによって優劣をつけて示した番付です。順列を可視化することによって藍作に携わる農民が少しでも上の業績をあげようというように競争原理を働かせて、藍の生産の活性化を図るものになります。これがひいては自家の藍玉の製造販売にも生かされて経営に反映されてくることを狙つたものでした。渋沢が20歳前後くらいにこれを思いついて、自らが行司役を担って古参の農民も新参の農民も関係なく、実力主義でいいものが作れるよう競わせるようにしたのです。このような原理をいつどこで学んだかはわかりませんが、このような発想のもとで家業に携わっていました。そのおかげもあつて渋沢の家、「^{なかんち}中の家」と言いますが、藍玉の売上高は年に1万両の売り上げ、現在の価格に換算すると約1億円の売り上げのある家に成長していきますが、その一端を渋沢も担っていたのです。

3. 独特の学問享受

渋沢栄一はけっして大学等で経済学を学んでそれを実践に移すようなことをした人ではありません。家業を手伝う中で、実践を通して商業・経済・経営のノウハウをしっかりと身に付けていったのです。一方で、そのような人間であること以上に、学問・教養の必要性に迫られ、まずは5、6歳から父親に学問を教わります。その後は隣村に住む従兄・尾高惇忠から学びました。当時、与えられた漢籍を素読し

解釈をしっかりと加えられ、一字一句暗記する読書法が主流だった時代に、尾高は、「だいたいこういったことがここには書いてある。それをしっかりと腑に落ちるまで読み込んで理解しなければ自分のものにならない」という、内容の理解は個人に任せ、概略を伝えるという指導方法で、次から次への読書をこなしていきました。そのような形でできるだけ数多くの書籍・文献に触れさせる手法をとっていたのです。また、与えられたものだけでなく興味関心のあるものは何でも読むことを勧め、渋沢は本庄にあった貸本屋に通って小説や日本、中国の歴史書などに触れるようになります。そして渋沢が生まれた年にアヘン戦争が起こっていますが、それ以降、外国籍の人を排斥しようという攘夷の考え方が芽生え広がる中で、渋沢も攘夷論にかぶれて、多くの攘夷文献に触れていきます。この尾高の読書法自体が、渋沢という人物の形成に大きな影響を与えているところがあります。一つの漢籍を深く追究することも重要なことですが、この読書法によっていろいろなものに目を向けさせる視野の広さを授けられたこととなります。渋沢がもともと持っていた旺盛な好奇心がさらに養われていき、いろいろな情報に目を向けられるという人になっただけでなく、その情報の中から「これは」というものを見抜く力、鋭い洞察力も身に着けていきました。そしていろいろな文献に出会う中で、その都度、頭を切り替えていたことで柔軟な思考性の持ち主になっていきます。そして広げられた視野のもとで、ありとあらゆる情報を集め、自分で咀嚼・分析し自らの指針を導き出すという総合的な判断力が身に付いていきました。このような感覚が後の多くの事績を導くことになるのですが、この尾高の読書法が非常に役立ったということが言えると思います。

4. 不条理に対する反発

江戸への遊学も試みています。海保漁村という漢学者に学んだり、千葉道場で剣術を身に着けたりしました。もちろん学問を身に着けたい、剣術を身に着け強くなりたいということもあったと思うのですが、このような場所にはいろいろなところから、い

ろいろな考えを持った人たちが集まってくるので、そのような人たちとの交流のもとで、自分の思い描いている考え、授かったことへの自分の理解がどういう位置付けにあるのか、標準化を図るといような目的があって江戸遊学を試みていたようなところがありました。そのような中、一つは攘夷の考え、そしてもう一つは士農工商という身分制度への反発でした。武士だから役人だからということで貴ばれて、実際に世の中を支えている農民、商人、職人という人たちが蔑まされている。単なる立場だけで上下関係がみられるような官尊民卑の弊習を打ち破らなければ本当のよりよい社会には導けないという思いを抱いていたのです。また、同じ考えを持つ人々が多いたのだということに気付かされました。そうであれば手を携えて何かしらの行動を起こしたいということで考えたのが、高崎城を乗っ取って幕府に一泡吹かせるということ、そして横浜の外国人居留地を焼き討ちして攘夷の意を表すというものだったのです。これらを江戸で知り合った仲間や血洗島周辺仲間と毎日のように集って計画を練っていて、実際に決起文まで認めています。神のお告げということで「神託」として、「横浜・箱館・長崎の三カ所に住居致す外夷の畜生を残らず踏み殺し」という言葉が書かれており、いかに強い思いを持って彼らが行動を起こそうとしていたのかを読み取ることができます。しかし渋沢たちのもとにある情報が入ってきます。同じような思いを持って同じような行動を起こした人たちによって世の中が変わったとは思えないという問題提起がされたのです。そして、そのような行動を起こした人たちが命を落としてしまったことから、自分たちが一石を投じて世の中をよい方向に導こうとしても無駄に命を落としてしまい、その結果を見ずに亡くなるのでは本望ではないことに気がきます。そうであるならば、どんな形であれ体制の中に残り、自らの手によって世の中を変えようという方法を取るといことで計画した暴挙を中止にしてしまいます。しかし幕府に目を付けられていたことから従兄・渋沢喜作とともに村を出る、しばらくは身を隠すということを出奔するのです。

5. 体制内での改革

とは言っても、旅をしてもすぐに捕縛されるだろうということから思いついたことがありました。実は、江戸遊学中に徳川御三卿の一家・一橋家の用人だった平岡四郎から一橋家の家臣にならないかと誘われていました。最初は断り続けていたのですが、出奔するに際して、いざという時に名目だけでもいいからということで平岡の家来という位置づけを得ることにしたのです。その後、西へ西へと旅を続けていって辿り着いた京都で一橋慶喜に会い、平岡の斡旋のもとで正式に一橋家の家臣になりました。どんな形でもいいからまずは体制の中に残るという意味では、一橋家という小さな体制の中に残るという道筋を見出したわけです。そこでは与えられた役割を忠実にこなす、またはそれ以上の成果を出すことで重きを置かれていくこととなります。当時、一橋慶喜は「禁裏御守衛総督」という御所を守る役割をになっていたのですが、一橋家には十分な兵力が備わっていませんでした。そこで渋沢は、慶喜に「領地内には志高い農民たちが数多くいるので、彼らに声をかければ何千何百という人が集められ、そうすれば兵力増強につながるだろう」と進言し、「農民の気持ちがわかる私が行けば理解をしてもらえる」ということで農兵募集の役割を担うこととなります。実際に、渋沢栄一と渋沢喜作は篤太夫と成一郎という武士名をもらって領地を回るようになります。ところが、行く先々において代官から「耳を貸すべきではない」という達しが出されている状況を察知して、渋沢は現状をしっかりと説明する、または代官を叱責する、あるいは現地の学者としっかりとした議論を行い、剣術使いと勝負し勝ってみせるといったことで、今までの役人とは違うということを理解させます。そして、どのような目的でスカウトにきているのか、また、スカウトされた人たちがどのような役割を担うのか、どのような道筋で生活が成り立っていくのかを懇切丁寧に説明することが功を奏し苦難があったとはいえ農兵募集を成功に導きました。そして赴いた先々で様々な情報に触れる中で産業振興策が渋沢の中に芽生えてきました。例えば、姫路方面では木綿が多く取れますが、一橋領

地内の農民は大阪の商人と直取引をしているため安く買いたたかれ、それほど生産力が上がっていません。姫路藩の方に目を移すと、藩が農民からそれなりの額で買い取っていますので農民は生産意欲がわき質の高い木綿が多く取れるようになり木綿が姫路藩の特産というものになっていきます。渋沢は、一橋家も同じようにすることで主産業の発展、地域の特産物ができ地域の活性化につながる、そして何といても一橋家の財政を潤すことにつながるといったことを進言し政策立案をするようになります。まずは一橋家という小さな体制の中に残り、世の中を改めていく政策立案を具体的にしていくことが産業にも結びついていくことが、実に渋沢らしい発想、目の付け方だったということが見て取れると思います。また、その成果がきちんと一橋家の中で現れていくことで重きを置かれる存在になっていきました。

6. 渡欧体験

①思想の転換

そして、そうこうしている内に慶喜が15代将軍になるのですが、1867年、パリで万国博覧会が開かれるにあたり、13歳の慶喜の弟・昭武を将軍名代に立て水戸藩士も加えた使節団を派遣することとなります。慶喜は、渋沢の能力を買って庶務会計係、そして水戸藩士と幕臣との仲介役として使節団一行に加えます。ついこのあいだまで「外夷の畜生を残らず踏み殺し」と言っていた人間がヨーロッパに行きの命を素直に受け入れているのですが、ここが渋沢の柔軟な思考の持ち主としてみてとれるところです。頭の切り替えがすでにできていたことの現れです。よりよい世の中に導くためには、いつまでも古き考えにしがみついていたのはダメだと考え、先進国の文明文化に触れたいとヨーロッパ行きに応じたわけです。柔軟性というところでは服装を和装から洋装に変え、鬘を落としました。「郷に入っては郷に従え」ということで、現地の人からより多くの情報を得るには同化することも必要だということです。渋沢は、当時の記録をもとに出発準備段階や航海の様子、訪問地の様子といった西洋事情等を紹介する日記体の

文献『航西日記』として明治4年に発刊します。なかなか売れなくて返本されて渋沢の屋敷にはずいぶん残っていたという裏話もありますが、このような文献から、渋沢が積極的に西洋の生活文化に向き合っていることが読み取れます。

②「新世界」との出会い

一行がスエズ運河に差し掛かった時は、まだ工事中で、スエズ～アレキサンドリア間約600kmの距離を鉄道で移動しました。渋沢は、この時初めて鉄道に乗り、大きな感銘を受け、日本にも早く導入すべきだと考えます。また、渋沢はこの大工事を見て、どこの国の政策かという思いにかられたようです。スエズ運河の工事は、フランスのレセップスが立ち上げた会社が請け負っていたのですが、個人の資本でできる規模の工事ではないということで、渋沢は資本家が資本を出し合い組織化された会社というものに興味を持ちます。皆が資本を合わせて「合本」でやっていくということに非常に理想的な姿があったと感じたようです。もちろん運河が開通した際には出資した人にも利益が配分されるという仕組みに対してです。また、渋沢は、工事を請け負ったレセップスに大きな利益がもたらされることは間違いないだろうが、運河が開通すれば世界中の人々に大きな影響をもたらすことができると感じたようです。当時、ヨーロッパからアジアまで移動するにはアフリカ大陸を廻っていかねばならず、運河が開通すれば時間と労力と経費がいかに軽減できるかということが頭をよぎったのです。自分の利益もさることながら公益にも目をつけている、これが理想的な姿として後に「公益の追求者」と称せられる渋沢の原点となったのではないかと考えられます。

パリに着いて市中を案内してくれたのが名誉総領事のフリーリ・エラルです。彼はもともと銀行家で視察先としてまず銀行を案内します。建物をはじめ設備などを見ますが、渋沢は銀行の仕組み、金融、経済というものを会得しようとしています。このような仕組みだからこのような施設になっているのだとしっかりと理解していくわけです。渋沢たちが訪れた第二帝政期のフランスは、まさに産業振興に力

を入れていて、金融、流通、鉄道網がどんどんと伸びていくような時期でした。そのような中であって目の当たりにした発展ぶり、そしてスエズ運河のように皆の資本を合わせる合本の仕法、合本の組織によって成り立っているということに渋沢は強く意識したわけです。そして人々の日常生活を豊かにするためには娯楽施設も必要ということもです。そして街中に張り巡らせた道、その道の下にも道が通り、そこを通るガスによって街が明るくなっていること、水道も整っているといったインフラの整備に対しても非常に意識していたところもありました。その他、病院や福祉施設など、いろいろ見て回っていますが施設設備だけでなく、それらの経営・維持の手法も学んでいきました。皆が出資して事業が成り立っているのだからこそ、これだけの数、これだけの規模のものができるといふこと、また、それによって金銭が循環されるというシステムについてもです。

もちろんパリの万博会場も見学し、渋沢はその規模の大きさ、最先端技術には圧倒されるばかりでした。日本は初めての参加でしたが、なかなか世界に追いつけるものではないということを痛感させられました。ですが国際社会に日本が名を刻むにはいち早くヨーロッパの国々に並ばなければいけない、追い越さなければいけないという意識が芽生えていったのです。一方で、日本が出店した茶屋が現地の人々の注目を非常に浴び、また日本の出品物についても伝統的な文化に高い評価がなされます。先進的な技術についてはなかなか追いつけないけれども伝統的な文化という点で日本という国を国際社会に知らしめることができたということに、渋沢は意義を見出していたようです。その後、ヨーロッパ各地を見ていく中で、ベルギーを訪問した際に、日本も近代化・産業化を進める中で鉄が必要になる。その時にはベルギーの鉄を買ってほしいと、国王自らトップセールスを行います。それは、渋沢からすると目から鱗で日本ではとても考えられないことでした。ただ国力という点では、政治力や軍事力も必要なのですが、それ以上に経済というものが確立されていた状況に鑑みて、まずは経済、産業振興だろうと意識するよ

うになったのです。そして渋沢がもうひとつ感じたのが、以前から渋沢自ら思い続けていた官尊民卑の打破です。官も民もなく国の為には官民一体になっている理想的な姿を見たことで、それをより目指したいという気持ちを高めつつ、1年半足らずのヨーロッパの体験を経て日本に帰ってくるようになりました。

7. 近代日本社会の基礎づくり

渋沢は帰国し、東京での事務処理をした後、静岡に向かいます。将軍職を解かれた徳川慶喜が宝台院で蟄居状態にありました。無事帰国の報告と、渋沢自身、今後役人になるつもりはないということで、産業振興に努めて国を繁栄に導きたい旨を進言しました。そのような折、新政府は各藩に貸し付け金をしていました。静岡藩も53万両を借り受けていました、年3分の利子で13カ年賦返済という仕法でした。その情報を聞いた渋沢は、返済が滞ってしまうと藩が破綻するというので返済の方法について確認します。もし預けてもらえるのならばということで示したものが「商法会所規則」という、いわゆる会社の定款あたるものでした。商法会所は、今でいう銀行業務と商社を兼ね合わせた機能を持ったもので、資本金の大半は、政府からの借入金でしたが、静岡藩からの出資、静岡藩の市民も出資していたということでは、極めて原始的な形ではありますが、帰国して数か月後に合本組織の会社を立ち上げたのです。静岡にて産業の振興を芽生えさせられれば、同じようなスタイルが全国に伝播して国全体を繁栄に導けるのではという産業振興策を思い描いていたのです。

①官の立場で文明開化の基盤整備

その成果を放っておかなかったのが明治政府で、明治2年11月に民部省租税正にと招聘されるのですが、最初、渋沢は役人になるつもりはないということで断り続けますが、そうも言うてはいられないということで泣く泣く上京しました。ただ、1か月足らず経ったところで渋沢は上司の大隈重信に「私は租税に精通していない。早く静岡に戻り産業振興に

努め、世の中を繁栄に導きたい」と直談判します。大隈は、渋沢の考え方自体には理解を示しますが、「日本全体の基盤が整っていなければ静岡の事業は一地方の事業で終わってしまうだろう。全国に展開させるためには今ここに集まった者たち、例えば海外経験を経て新たな知見を得た者や海外経験が無くても深い知識を持った精鋭たちによって基盤を整備しようとしている。その中に加わってもらいたい」と渋沢を強く説得します。渋沢も新たな基盤整備を進めることによって産業振興の土壌が整えられると考え、明治2年から6年まで政府の役人として政務にあたります。その時に、何をするのか決める、決めたことに対して調査研究をする、それを元に建議案にまとめていくといった今でいうプロジェクトチームのようなもので具体的に動いていかないと近代化・産業化は図れるものではないという意見具申が認められ、民部省内に改正掛が設置されて、渋沢はその掛長に就任します。改正掛は、明治2年から4年の2年間しか存続しませんでした、その間に手掛けた案件が約200件もあり、その精勤ぶりが見て取れます。例えば、郵便制度については前島密といったように、そのプロジェクトごとに精通しているエキスパートを呼び入れて絶えずメンバーを変えながらひとつひとつのプロジェクトを立ち上げ進めていきます。産業振興の一番の弊害となっていた貨幣の単位が地域等によって異なるということについては新貨条例によって統一します。また、金融基盤を確立するというのでアメリカのナショナルバンクアクトにならって国立銀行条例を制定します。合わせて、これからの会社組織をどのようにしていけばいいのかということで、いわゆるマニュアル本のようなものを作り普及しようともしました。そして、今日のテーマでもある蚕糸業・生糸業の発展にも寄与しました。生糸が日本の有力な輸出産品だったのですが、たまたま当時、イタリア、フランスで蚕の微粒子病が蔓延して日本の生糸の輸出額が急遽世界一に躍り出る形になります。ところが当時の生糸の生産の様子を見てみると、大量生産はできない、品質がよくないということで政府をあげて立ち上げられたのが富岡製糸場です。当時の文明開化の様子は

錦絵などで多く描かれました。これらには銀行、郵便、鉄道などの近代化が花開いていく様子が描かれています。これを築き上げていった改正掛の中心を渋沢が担っていたということになります。ただ、明治政府の中であって、渋沢は富国強兵の富国に目を向けるのですが、強兵の部分に目を向ける大久保利通等と国家財政のあり方について反発しあった結果、埒が明かないとして渋沢は潔く官を辞します。

②民間でインフラ整備をめざす

官を辞した明治6年以降、渋沢は民間の立場を貫き通し、民間の立場でインフラ整備に邁進します。そのベースになるのが、やはり経済・産業でした。そのためにまずは金融基盤の確立をめざし近代的な金融機関を立ち上げなければいけないということで銀行設立に注力したのです。当初は三井が単独で銀行を立ち上げようとしていたのですが、独占状態はよくないということで株式会社組織として立ち上がったのが第一国立銀行です。ただ銀行というのが理解されずなかなか機能しません。国の政策転換などもあって支えとなる資本家が破綻してしまい瀕死状態に陥ります。そのような中、渋沢はこのような時こそ銀行、株式会社をしっかりと形作らなければ信用を得られなくなってしまうということで平身低頭の連続で、渋沢から「進退窮まった」という言葉が出るくらいの状態だったようです。数年経ったところで、整備が整い、銀行が軌道に乗り、産業振興の大本の確立がなされていったのです。

③独占を嫌い、財閥を築かない

金融基盤が確立したところで、人々の日常生活に必要な事業を会社組織として立ち上げ、ありとあらゆる業種に目を向けていきました。一業種二業種に限らず生涯関係した会社の数は約500になります。ただ、渋沢は全てを自分のものにしようとは思っていません。むしろそれぞれを世の中に定着させるということを大前提としていました。富岡製糸場も元々は国の政策として立ち上げられましたが、それを発展させて継続維持させるという意味においては富岡製糸場も三井に払い下げられた方がよいという

ことになります。事業の意義が認められて定着していくためにはその道筋が一番いいということです。先述のとおり渋沢は、自分の会社ということにこだわるのがなかったのです。その他にも、後に王子製紙となる抄紙会社の事例でも見てとれます。渋沢が奔走して立ち上げた会社ですが、三井が乗っ取りにかかった時に製紙業を維持発展させるのであればということで自分は身を引くということもありました。

よく対比されるのが独占専制主義の岩崎弥太郎です。岩崎弥太郎は本来の資本主義を貫いたのかも知れませんが、考え方の違いで渋沢と対比されます。ただ渋沢自身が言うには昵懇の仲だったとのことで、当時のメディアに取り上げられるような過度にライバル視する感覚ではなかったようです。また、個別の企業を立ち上げ育てていくだけでなく、企業家の意見交換の場として、そこから世論形成へと導くということで現在の商工会議所の大本も立ち上げます。このように、経済界全体をうまく取りまとめているところが渋沢の中に見て取れるのです。

8. 平和の推進と日本の国際化促進

このような人物が明治42年、数え年70歳でほとんどの会社役員をリタイアします。一線から身を引いた後も、産業振興への思いは強く、その後は阻害要因を排除する方向にシフトチェンジしていったのです。ただ、欧米の実業家たちと渋沢が違うのは、外交や福祉、教育の問題を実業界にいるときから同時並行で行っていたところ。欧米の実業家たちは財産を築き上げ、それを社会還元するための事業として社会事業を展開するようなどころがあるのですが、渋沢の場合は世の中全体を俯瞰した上で全体をうまくまとめるべく同時並行の活動をとっていました。ただ晩年は、実業界の一線から退き、外交、福祉、教育にやや重きを置いたということだったのです。そのうちの一つが日米関係の悪化を憂いての民間外交の事業です。日本の産業発展というのは、日米の協調無くしてありえないという渋沢からすると日米関係のギクシャクをなんとかしなければということで、民間の立場から行った外交事業の一つが渡

米実業団という経済ミッションの立ち上げとその実行です。3か月間かけて51名が全米約60都市を廻りました。現地の人々としっかりと語り合いお互いが理解し合えれば悪化した関係は改善されるだろうと奔走する渋沢の強い思いがあったのですが、なかなかうまくはいきませんでした。アメリカにおいて日本からの移民を排斥しようとする運動が盛んになり1924年には排日移民法が成立してしまいます。ただその時点の話だけでなく先を見越しての動きとして、アメリカの宣教師ギュリックからの提案があり、子どもたちに平和の念慮を伝えようと全米から12,800体の人形が集められ日本に送られることになります。その返礼として日本からは日本人形をアメリカに送ることになり、この交流の日本側の代表が渋沢でした。草の根の民間交流の大本を築いたことが、今なお事業自体がいろいろな形で継続していることから見ても、彼らの意志が受け継がれているということでしょう。

また、アメリカだけでなくアジアやヨーロッパの人々との交流も盛んに行われたのでした。

当時、戦争が一国の経済を助けるという考えを持つ人が少なからずいたのですが、渋沢はそれを真っ向から否定しました。渋沢は「戦争が富を増すと考えることはその人間の経済的真理に対する無知をさらけ出す」ときつい言葉を発しています。渋沢は、国同士の競い合いは武器ではなく知識・知恵の出し合いによるもの、そして生産力を促進することで世界が豊かになるという考えです。豊かになるためには国際協力が必要だということへの意識を高めてもらわなければならない、そのような意識が少しずつ広まる中であって国際平和の重要性が口にされていきました。一方で、政府においては軍備の拡張がなされていきます。「本当にこの国は平和を望むのだろうか」と渋沢は疑問に思うようなところもありました。そこには国際的な道徳観の発達がまだまだ必要である、その国際道徳が国際間に拡張するようになれば真の平和が生まれてくるだろうと思うのでした。まさに今の社会でも通用することを発せられていました。また、日本がようやく先進国と肩を並べられるようになった、それを国際社会の中において

しっかりと根付かせようという意識のもとで、民間外交に力を入れていったようなところもあります。

9. 社会福祉の整備

産業振興の成果をある程度出して経済発展に導いた渋沢でしたが、同時に資本主義化が日本にも押し寄せてくる中で社会に格差というものが生じてきます。渋沢は、経済発展に導いたにも関わらず貧しい人たちの生まれてしまったことに、強いジレンマを感じていたようです。政府はというと、そのような人たちには目を向けず、手も差し伸べず、貧民救済はあくまでも相互扶助のもとでなされるべきということが伺えたのですが、そうではないと立ち上がったのが渋沢でした。東京において代表的なのが養育院です。事務長から院長になり、亡くなるまでその職責を全うしました。福祉に対する思い入れが非常に強かったことが窺えます。渋沢は、経済政策だけの推進では経済発展に導けるものではない、そこから生み出される負の部分にもしっかりと手を差し伸べて同時並行で政策を遂行しなければ、よりよい社会、本当の意味での経済発展に導くことができないと強く感じていたのです。最晩年には「社会事業は私の義務である」という言葉を発し、いかに強い意志を持って福祉事業に携わっていたかが見て取れます。

10. 国づくりのための人づくり

そして渋沢は、人を作らなければならない、次世代を担う担い手を作らなければならないとして教育事業にも携わっていきます。商業教育・実業教育、そして女子教育に光を差し込ませたのが渋沢です。森有礼がアメリカのビジネススクールをまねて商法講習所を立ち上げます。森自身が清国公使として赴任するにあたって、東京会議所が引き受けることになり、その東京会議所の会頭を務めていた渋沢が運営に力を尽くしたのです。そこを拠点に商業教育を進展させようということで東京高等商業学校へと導きます。更には大学昇格ということで渋沢の強いリーダーシップのもと東京商科大学、現在の一橋大学へと導いたのです。また、東京大学に商科が設けら

れなかったということに憤りを感じて、当時の総長・加藤弘之に談判に行ったということもありました。それならば渋沢が教えればいいのではということになり、文学部理財学科で日本財政論を明治14年から3年間、渋沢自らが教壇に立って教鞭をとっていました。自らもそのような形で実業教育に携わっていました。

女性の教育では、まず社交界で通用する女性をとということで、女子教育奨励会・東京女学館を立ち上げて、その館長を務めます。また、女性の総合大学を目指し奔走した成瀬仁蔵を強くバックアップし、日本女子大学の設立・運営に尽力し、3代目の校長になって女子教育の普及に努めました。もう一つ、渋沢の教育面を見てみると基礎の部分、初等教育を重視していたということもあります。人間形成の一番大切なところをしっかりとやり、そこで道徳観というものを身に付けさせるべきだということです。また、それぞれの個性を尊重するという教育の在り方について主張しています。そして理論が優先されすぎているのもっと実践を重んじるべきだとも主張しています。渋沢は「国づくりは人づくり」という熱い思いを持って教育に携わっていたのです。

II. いま、注目される渋沢栄一

先程、渋沢が生涯関係した会社の数を約500と言いましたが、社会事業は約600を数えます。一人の人間が1,000以上の事業に携わったということではスーパーマンとしか言いようがありません。昭和6年、91歳で亡くなりますが、出棺時には48台続く車列・葬列を何万という人が深く頭を下げて見送りました。いかに惜しまれて亡くなったかがわかります。

そして渋沢が亡くなって90年以上経ちますが、その人物が今なお注目されているのは、決して過去の偉業だけが讃えられているわけではないのです。渋沢の行動・考えが今の社会に示唆を与えるということで注目されているのです。ひとつは企業倫理の実践者としてです。今もなお様々な不祥事が起きますが、そのたびに渋沢が注目されます。

また、渋沢は『論語』を規範として生きてきまし

たので儒教精神の人でもありました。リーマンショック以降、資本主義のあり方を考え直すという中で、渋沢が主張する「合本」という考え方に何か得られるものはないか、儒教の精神から何かヒントが得られないかということで共同研究が進められたりもしました。例えば北京大学では「儒商」の概念を確立し広めようとする研究会が立ち上がります。杜維明（トゥ・ウェイミン）という研究者の元に世界各地から研究者が集まりました。そこでは儒商のモデルが日本の渋沢だということで紹介されています。

今、社会貢献が多く論ぜられていますが、その本質をついた先駆者が渋沢なのです。

また、閉塞感あふれる世の中において明確で確固たるビジョンをわかりやすく伝え、リーダーシップを発揮してくれる求められる姿に渋沢が重ねられます。

そして91歳まで生きたということでは、超高齢化社会にあって模範的な人として位置づけられて注目もされているのです。

III. 渋沢栄一の「論語算盤説」「道徳経済合一説」

経済発展・産業振興に導いた渋沢の大本の考え方が「論語と算盤説」そして「道徳経済合一説」になります。おそらく明治30年前後からこれを語り始めています。日本では、日清、日露の戦争に勝利して、戦後の不況には陥りますが、国民が慢心に浸る中で金儲けして何が悪いという金銭尊重の風潮、個人重視の風潮を戒めるために、多くの知識人が処世術を説くようになっていきます。その中の一人として渋沢は『論語と算盤』というタイトルで処世術を説いていきました。中心のテーマとしては、正しい利益の追求こそが本当の富であるということに気付かなければいけない、そして自分の利益より公の利益を第一にという考え方です。そして論語を道徳、算盤を経済に置き換え、「道徳と経済の一致」という考え方として原稿や肉声で「道徳経済合一説」を世に普及させようとしてきました。渋沢は「道徳経済合一説」の最初で江戸時代から定着する商業蔑視観を強く否定します。そのことは商業蔑視観が取り払われてい

くことに大きな役割を果たし、それによって商人の意識向上が図られ商業界の育成にもつながりました。まさに精神的な支柱として位置づけられるようになっていきます。そして資本主義社会が横行する中であって暴走しがちな市場経済を精神的に抑える制御装置のような役割も果たしていったところもあります。

事業経営に対する渋沢栄一の考え方は、「論語と算盤」「道徳と経済」、そのどちらかに重きを置くという考え方ではなく、必ず一致させなければならないという考えです。そのことによって長く事業自体が継続し成長するという考えが渋沢の中心的な経営哲学なのです。

IV. 事業経営の必須条件

その考えのもとで事業経営のあり方を説いています。一つは、個人の考え方だけで事業は完遂するものではありませんので、周辺の事情をきちんと見据えてしっかりと適応しなければならないということです。また、世の中全体を繁栄に導こうとする考えを持って事業を進めなければいけないということも考えていました。

それから日常の小さなミスを見過ごすなということも言っています。小さなミスを見過ごしていると、それは大きな損害につながり、事業が立ちいかなくなるような状況に陥ることにもなります。その時の二重の手数、無駄な労力をかけないように日頃から小さなミス無くすように見ていくべきだということです。

そして事業経営は合法法によらなければならないとします。その中心をなす考えとして、まず事業が公益性を帯びているかどうか、そしてもうひとつは人材です。責任を負え信頼に足る首脳陣がいるのか、しっかりとした実務者が揃えられているのかどうかということです。それから確実に資本が得られるのかという確認をすべきだということも問うています。そして長期的な展望に立った事業計画案、予算計画案の確認ができているかどうか、そして、その事業を立ち上げるのに相応しい時期かどうかを見定

めなさいとも言っています。

また、立ち上げた事業は順調に進んでいくわけではなく、必ずやトラブルに陥るということを渋沢は自ら体験しています。事業を進めるにあたって必要なものを渋沢は「絶大な忍耐力」と明言するのです。

そして最後は、労働環境の整備、これは給与体系をしっかりと確立させるということ、そしてキャリアに応じてどういうステップアップができるのかということ、それらを従業員たちに提示できるように整備をしなければいけないということです。そして労使関係も健全であるべき、それこそが、事業にとって必須の条件であると言っています。そのモデルとして渋沢は、アメリカ・ニューヨーク州のイーストマンコダック社の労使スタイルを事例と挙げています。

おわりに

まもなく改札されて新しいお札が発行されるというニュースが発表された時に、なぜ1万円札の肖像が渋沢なのかその理由として「日本人誰もが知っている実業家だから」と時の財務大臣から語られました。ですが渋沢は単なる実業家ではありません。日本の近代化・産業化を築き上げる大本を創出した人としての位置づけ、また、経済発展・産業振興に向けて必要な周辺事情を含めて全体的に組織化を図ったオーガナイザーとしての位置づけ、そして何とんでも「公益の追求者」・渋沢だからこそ、最高額1万円札の肖像に決まったのではないのでしょうか。そのことを最後に私から提言いたしまして今日の話の締めくくりとしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

第5回セカイト講演会（2024年6月8日）

改良座繰製糸の発展

— 上毛繭糸改良会社の理想と現実 —

松浦利隆*

はじめに

皆さんこんにちは。本年は富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録から10年ということでいくつかの行事が予定されております。しかし、これからお話させて頂くのは富岡製糸場の話ではなく、高山社の話でも荒船風穴の話でも、それから田島弥平の話でもありません。実は私の専門は座繰器による製糸の歴史でして、どうしてこの器械が生まれたか、どうやって生糸を生産したのか、この器械は社会にどんな影響を及ぼしたのか？こんなところが私の専門領域の核心です。今日はこの座繰器による生糸の生産を事業の中心に明治から昭和初期にかけて群馬県の生糸生産で大きな役割を果たした組合製糸碓氷社の設立期についてお話してみたいと思います。

1. 開港と前橋製糸業の勃興

ご存知の通り、安政5（1858）年に日米修好通商条約が結ばれまして、開港して貿易ができるようになりました。この年、更に翌年になりますと横浜から生糸がものすごい勢いで海外に出てゆき、高価で海外に売ることがわかってきました。当時の輸出業者が買い上げた生糸の価格は国内価格の大体3～4倍、5倍や10倍のこともあったと言われます。

開港以前の生糸の流通は、例えば上州の養蚕農家で挽かれた生糸は、地元の商人が農家を一軒一軒回って集め、それを糸問屋などに売ります。一部は桐生などの地元織物産地に廻りますが、糸問屋は一定の量を集めるとそれを江戸や京都などにある問屋と

交渉し、値段が決まれば送り出します。さらに多くは江戸の問屋を経由して京都に送付されるのが主なルートでした。それが開港後は横浜に直接持って行きさえすれば、外国商人が高価に買い取ってくれるので、従来の流通ルートによらない取引が盛んになりました。在郷商人と呼ばれる群馬などの地方の生糸商人たちが地元で買い集めた生糸を直接横浜に持ち込み販売したのです。この従来のルートを通さない動きが活発になると、国内用の生糸が不足する事態に至りました。それで皆さんご存知のように、幕府は万延元（1860）年に五品江戸廻送令を出してこのルートを抑制しますが、在郷商人達の動きは止まらなかった。

さて、幕末から明治の初めくらいの時期に横浜に送られた生糸の産地はどこでしょうか。シルク博物館の小泉勝夫博物館部長の2003年の講演によりますと、横浜に流入した生糸は幕末の1860年頃には約40%が奥州、20%が上州、10%が信州産であった。明治に入ると上州産が40%、奥州産が20%、信州が10%、明治10年を過ぎると全体の取扱量は江戸末の二倍くらいに増加して、構成比率も上州25%、信州25%、奥州15%位になったそうです⁽¹⁾。いずれにしても横浜の輸出生糸の主力の一つが上州の生糸でした。

では、その生糸は群馬では県内のどこで作られ、どこに集められたのでしょうか。伝統的な生糸生産地は勢多郡、群馬郡、碓氷郡、多野郡とその周辺であり、集散地は圧倒的に前橋でした。このため欧州では日本生糸を「マイバシ」と呼んだ時期もありました。また、明治になってからも、例えば明治12(1879)年あたりでは東群馬、前橋の生産量が一番多い状況

*まつうら としたか・TICCIH（国際産業遺産保存委員会）日本代表

です。もう一つ注目すべきは原料の繭の産地ですが、前橋は生糸の産地ですが繭の産地ではなく、前橋に繭が集まってそれを生糸に加工したわけです。例えば明治中期には生糸の一大産地になる碓氷郡などは、繭の生産はそこそこあるが生糸の出荷量は少ない。同じように高崎を中心にした西毛地域も繭はたくさんできるが、製糸は振るわない状況でした。ですから、前橋には、明治初期にいろいろな製糸産業が本格的に動き出す前から、製糸業が集中していたということがお分かりになるかと思います。

2. 廃藩置県と新しい動き

製糸の集中していた前橋は前橋藩の支配でしたが、ご存じのように江戸時代の末にはどの藩にもお金がありません、何とか自分たちの領内にできる産物売ること、自分たちで稼がなければならなかった。前橋藩も例外では無く、特産の生糸を使った金儲けをしようとなるわけです。まず前橋産の生糸の評判が悪くなつてはだめだということで、生糸の品質統制を兼ねた課税、敷島屋庄三郎商店と名付けた覆面商社をつくつての専売などを試みます。さらに有名な前橋藩営の器械製糸場を明治3(1870)年、富岡製糸場よりも2年も早く、スイスの技術者を招聘して開業させます。前橋藩全体でこのような動きがあるなかで、やはり生活に困窮していた個々の藩士にとっても製糸は割の良い内職でした。

当時藩の重役であった深沢雄象という藩士の娘の深沢こうさんの回想が、甥の方によって「機械糸繰り事始め」という文章にまとまっております⁽²⁾。それによると前橋藩士はどこの家でも内職で糸挽をやっていた。具体的には夏の間娘2人とか、お母さんと娘とかほとんどは2人ぐらいで100日前後糸を挽いた。原料の繭は前橋の市内の業者や市場で買ってきていたようで、それを売却すると代金が2人合わせて8両前後が平均だったようです。当時の藩士の石高はそれぞれ違いますが、大多数を占めた中下級の藩士の場合は20石、30石取くらいが多く、総収入がお金で見積もって10両～30両くらいでしょう。そこに、娘と奥さんだけで夏の間100日で8両

だ10両だと稼ぐわけです。もっとも原料の繭代がかかりますから実際の利益は半分位でしょうが、それでもこれは大きいですね。ですから前橋藩にとって製糸の内職は本当に大切なものでした。

明治3(1870)年になりまして前橋藩の藩営製糸場が開場します。翌々年には富岡製糸場が開場し、器械製糸の普及促進が国策となります。上毛かるたは「日本で最初の富岡製糸」と詠みます。富岡は日本で最初かもしれないですが群馬では最初ではないですね。さらに明治7(1874)年になると黒保根の水沼の星野長太郎も水沼製糸場を、それから前橋の藩士の中から出てきた人たちが研業社を創立し、関根に製糸場を作ります。これは全て器械製糸です。ところが、明治10(1877)年になりますと、器械製糸場を作るだけの資金はないものの糸挽の技術はある人たちが協同して自分たちの挽いた生糸を自分たちの手で販売する組織の構想が持ち上がります。そこで藩士の有志が協同して、座繰りで取れた生糸を売ることわたらせに専念する互瀬会舎、また一番組から五番組と「組」と名付けた製糸専門の小さい生産組織も作られます。これらの組織は連合して研究会のようなものを作り、器械、座繰の製糸法や販売法の研究と情報交換を行います。その結果、翌年には会社組織の精糸原社を設立します。写真1は明治10(1877)年にできた精糸原社の建物ですが、かなり立派なもので、明治11(1878)年に明治天皇が行幸されています。また、この時には互瀬会舎、一番組から五番組

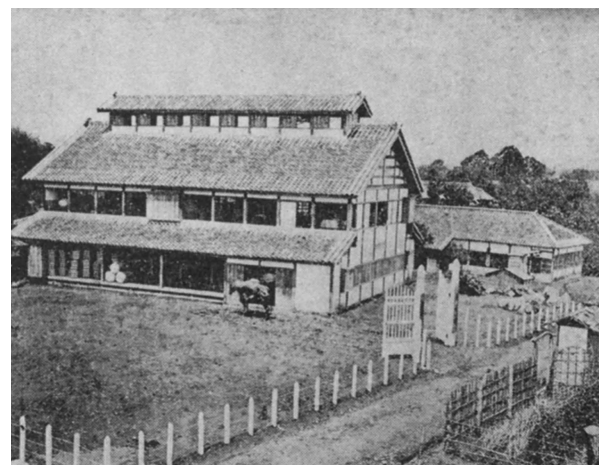


写真1 精糸原社(1877)群馬県史編纂委員会編『群馬県史 通史編8 近現代』より

組までが精糸原社に結集したのですが、二番組だけは入りませんでした。二番組だけは精糸交水社という別会社を作って独立しました。当時の関係者の記録等を見ますと二番組の悪口が書かれてあったりします。理由はいくつかあるようですが、精糸原社の勢いに任せたとような創立に危惧を抱いていたのかも知れません。

3. 改良座繰

ともあれ創設された精糸原社は繭を糸繭商や繭市場で共同購入して、その繭を傘下の組に卸します。そしてそこで生産された生糸を再び集めて共同販売する。さらには生糸の輸入国であるアメリカに商社などを通さずに直輸出もやろうと夢を膨らませました。そのような中で彼らがまず始めに手がけたのは後に「改良座繰」と称される生糸の商品化の工夫です。開国当初の日本生糸は比較的品質が良く安価であったので非常な勢いで西欧中心に輸出されました。しかし、日本生糸であれば飛ぶように売れたこともあって、明治初期の頃には一部に粗製濫造の生糸も混じるようになり、往々にして国際問題にもなりました。

通常生糸は総（かせ）と呼ばれる、リング状に生糸を巻いた状態で売買されます。購入した方はこの総から各種の枠に巻き直すなどして撚糸や染色の加工、そして織機に掛けるための作業を施します。この時に大切なのは、生糸の太さ色などが揃っていること、巻き取りの作業の時に解けやすかつ切れにくいこと等でした。これらは元々の生糸の品質による部分も大きいのですが、総の加工方法や束ね方などでも変わってきます。この辺りに着目して数々の改良が成されました。いくつか例を挙げると、まず生糸を挽くとき、また揚げ返しといって繰糸に使った小さい枠から大きな枠に巻き返す作業の時に、必ず「絡交」と呼ぶ、糸が一カ所に固まらずに平均的に巻き取られるような処理を施すこと。次に、生糸の総の束ね方が、各地方でバラバラであったものを、国際的な生糸取引に使用されていた「捻造（ねじりづくり）」(写真2)と呼ばれた方法、これはすでに

富岡製糸場で実行していましたが、に改めること。さらに生糸の束にどこの誰のどんな品質の製品であるかを明示する「商標」(写真3)を貼付して責任を持って製品を作るなどでした。



写真2 捻り造り
橋本重兵衛『生糸貿易之変遷』
明治35年丸山舎本店

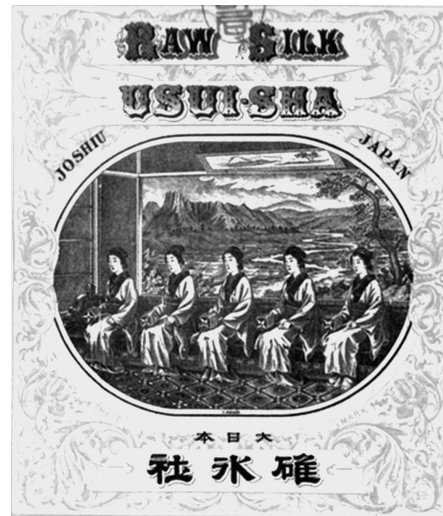


写真3 碓氷社の生糸に添付された商標「5人娘」

この精糸原社の動きはある意味で画期的であり、直ぐにこの方法を取り入れて生糸製造の改良に乗り出す人たちが出てきました。代表的なのが明治11(1878)年に、後の安中の碓氷社になる碓氷座繰精糸社に集う人々です。彼らは従来は養蚕製糸農家で自家製造した生糸を地元の商人に売り、それが糸問屋で取りまとめられて横浜の輸出商人、あるいは外国商社に売っていました。そこで、最終的にいくら

で売れたのかを調べていくと自分たちが売った値段より随分高値だったことを知り、自分たちで生糸を取りまとめて売ることさらに利潤を出せることに気づきます。そこで、明治11（1878）年に安中の東上磯部の萩原音吉という在郷の糸商人を社長にして会社ができます。同じように富岡製糸場のあった甘楽地区にも会社が立ち上がっています。

4. 精糸原社から上毛繭糸改良会社へ

明治の初め頃の製糸業にとって必須なのは、まずは年に1回しか取れない繭を買い集めることであり、そのための資金でした。製糸業は繭を生糸に加工してその加工賃を得る産業ですから製造した生糸が売れなければ代金を得ることができません。またこの時代、まだ繭の保管は完全ではなく集まった繭はなるべく早く処理する必要がありました。その上に国を挙げての生糸ブームの始まったところですから、製糸業者にとって繭の確保も競争でした。また、生糸の値段が高騰する中で繭の値段も上昇し、製糸業をやる人たちは多くの資金を必要としていました。

さらに、明治初期には生糸の品質向上が叫ばれ、従来の座繰製糸を見切って近代的な器械製糸に変えたいと考える人々の方が多数派でした。この場合は新規の器械製糸場を建設する費用も必須のものとなり多くの製糸業者にとって運転資金と設備投資の資金はいくらでも必要でした。

このような中で、精糸原社の星野長太郎、それから国立第一銀行の種田誠一、政府の役人である前田正名、彼らは上毛繭糸改良と名付けた製糸業者に資金を貸す会社を作ることを考えました。多額の資金注入によって群馬県の製糸業を一気に盛んにしようとする構想があったのです。この当時の製糸業でどのくらいの資金が足りなかったかというと、前田正名が『興行意見』⁽³⁾で例としているのは、精糸原社では七組の連合の資金が1万5千円で3万円くらい借金している、さらに彼らが望むように事業を展開するには5万5千円必要なので、差し引き1万円は足りない、同じように碓氷社では8万8千円必要だ

が自己資金が3万8千円しかない、こんな見方をしていました。

そこで設立された上毛繭糸改良会社は資本金100万円を予定し、政府から巨額の資金の提供を受けることを前提に県内の有力な製糸家に資本参加を呼びかけ、碓氷社や甘楽社はじめ大小様々な組織が主に個人の地券などを担保に資金を払い込みました。会社は巨額の政府資金が確定する前、ある程度資金が出来た段階で貸し付けをスタートさせますが、結局政府資金の獲得は上手く行きませんでした。このため、あちこちに資金提供を働きかけ、無理に無理を重ねます。しかし、その当時に前橋にあった一番大きい国立第39銀行、ここは出資しません。この銀行は地元製糸業者の銀行と言っても差支えないと思うのです。一番の出資者は渋沢栄一の弟の喜作とその息子さんですが、その他は前橋の生糸商人だった江原、それから下村、勝山といった幕末からの糸繭商です。ですから本来はここが必要なところに資金供給をして、群馬県における製糸の近代化というものがなされるべきで、そういう可能性があるものだったと思います。しかし、上毛繭糸改良会社はいきなりの巨額融資を目指したり、アメリカなどへの生糸の直輸出など、難しいハードルを最初から掲げて突っ走ったりした点や、製糸業近代化を目的に設立されたメインバンクであった国立第33銀行の乱脈な経営などが影響したのでしょう。程なく資金不足に陥った上毛繭糸改良会社は後に県の管理になり、有力な製糸家達は続々と脱退します。そのあげく乱脈経営によって国立第33銀行も破綻してしまいます。

このため会社に出資した人たちは借財を背負うこととなり、出資資金を作るために担保とした地券が売却され土地を失うケースが頻発しました。結局この上毛繭糸改良会社はその大きな目標とは裏腹に政府資金頼みのずさんな運営により、意欲的に製糸業に取り組もうとした製糸事業者の多くに大きな損害を残す結果で終わりました。そして同時に当初は全県の製糸業に主導的な役割を果たした旧前橋藩士を中心とした前橋の製糸家達の多くが群馬の製糸業から撤退してゆきました。

5. 碓氷社の勃興

この騒動の間、明治11（1878）年に設立された碓氷社は、社業を独自のやり方で着実に発展させました。まず明治12（1879）年に社則を改正して、繭を持ち寄り共同で製糸する前橋流のやり方を変更します。もともと碓氷社に参加していた人たちは、自分のところで繭を作っていた養蚕農家ですから基本的には人の繭を買う必要が無く、自家製の繭を自家製糸すればいいわけなのです。そもそも各家で取れる繭には優劣があります。それを前橋流にひとまとめに混合してしまうと、どの家の繭ではいい生糸ができない、うちの繭を挽いて文句を言っている人がいる、と言う不満が出てきました。そこで自分の家でとった繭は自分で挽き、それを組として検査して本社に納入することになりました。組合員農家は座繰で糸を挽き、生糸が付いたままの小枠で組に持っていき、それを組で作った共同揚げ返し場で大枠に揚げ返す時に検査を行いました。この時の検査によって等級付けを行いしっかりと記録を残します。そして一定量の生糸の総ができた段階で本社に納める方法です。

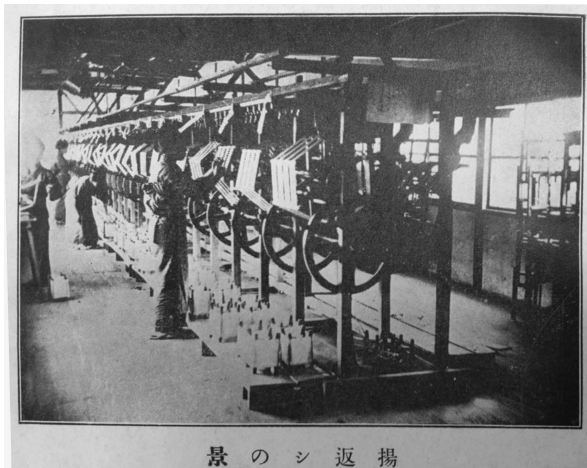


写真4 揚げ返し場
高橋清七 『群馬の座繰製糸指針』口絵
明治42年 有隣堂書店

本社では各組の納入した総を再検査し、等級に合わせて分類を行い等級ごとに捻り造りにして売込商に販売する、このようなやり方にしたわけです。その結果、新しいやり方は比較的うまく機能し始めま

した。また碓氷社はいろいろ問題があった上毛絹糸改良会社を明治18年（15年という説もあります）に脱退すると、それまであまり組合に参加しなかった人たちが組合に参加するようになりました。明治22（1889）年くらいになると加入者も増加し、社としての売り上げが年間で40万円、50万円を超えるようになったのです。

一方、この時期の碓氷社では、社長の萩原鐮太郎が「座繰りは前世紀の遺物である。器械製糸に転換する」方針を実行しました。いくつかの組は器械製糸場を揚げ返し場の横に造り、繭を集めて組合員の師弟に製糸させたり、あるいは自分の家の繭を自分で器械製糸場で糸に挽くというスキームを作って、一時は器械製糸場が22ヶ所まで増えました。しかし、器械製糸はあまりうまくいきませんでした。原因は色々言われますが、基本的には自家の繭を自分で挽くという体制を器械製糸に持ち込むのに無理があったこと、造ったばかりの器械製糸機に不慣れで糸質が上がらなかったことなどがあげられます。そのため徐々に元の座繰製糸に戻ってきてしまう動きが進み、明治末の碓氷社の生産ピークの時期では器械製糸場が十ヶ所前後に減ってきてしまいます。その結果、社長の萩原も器械製糸の計画を縮小し、座繰製糸中心の生産体制に復帰します。

6. 座繰製糸組合成功の理由

ではなぜ座繰器の方が上手くいったのかということですが、一つは自分の家で作った繭を自分の力で挽くこと、さらに製糸手段である座繰器、揚げ返し器、その他周辺の製糸用道具類の改良進化などが考えられます。

まず自家製糸ですが、明治の初め頃の時期はまだ蚕の品種が統一されておりません。ですから農家は自由に自分の関係のある蚕種屋から気に入った種類の蚕を購入し育てていました。したがって各家々で使っている繭はその品質に違いがあり、例えば繭を煮る時間、挽くときの強さ、弱さ、撚りのかけ方などが多少変わってくるようで、良質な糸を挽くためには微妙な調整が必須でした。器械製糸は基本的に

同一原料を同一条件で処理するのには適していますが、小ロットでの設定変更などの柔軟な運用は不得意でした。また、養蚕で良い繭を取れば生糸の品質も良くなり、品質の向上は利潤の増加にも直結します。そこで、品質向上に関する責任を養蚕から製糸まで全て組合員に任せた方が良い結果を出せたようです。さらにあまり表には出ませんが、製糸では良い繭を使って良い糸を取るのにはある意味で当たり前なのです。しかし農家にしてみれば、養蚕では必ずしも良い繭ばかり取れるわけではありません。時には不良繭も、極端に言えば玉繭も汚れ繭でも何とかかなりそうであれば座繰りに掛けて挽いて生糸にしたいわけです。ですから製造した生糸だけで評価してもらい、原料繭の品質や製糸法にまで干渉されるのに抵抗する気持ちがあるわけです。

こういった要望に対して上州座繰器を初めとする手工業的な製糸法は色々な点で自由度が高いのです。一例をあげると、上州座繰器はギア、木製歯車を使っているところでプーリーを使う奥州座繰りや他の座繰器と決定的に違います。歯車の利点はスリップロスが無いので、小枠の回転の制御が自在な点です。高速で回していても、ハンドルを強く止めればすぐに止まるのです。これは例えば作業中に糸が切れた、異物が入った等の時にすぐに止めてそれを取り除くことができます。もしそのまま回転してしまうと、糸の太さが変わったり、異物を外すのに手間がかかります。器械製糸であれば工女がクラッチ

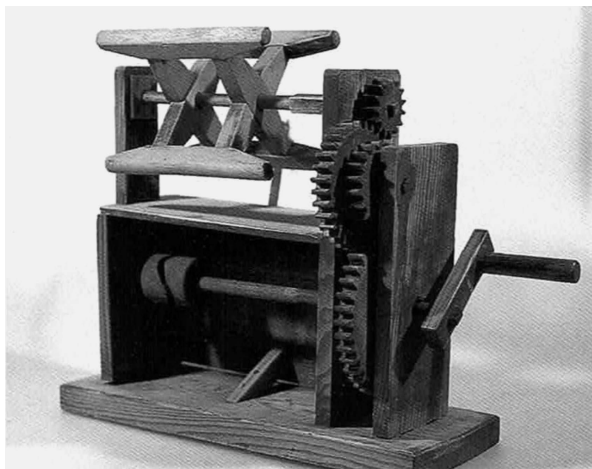


写真5 上州座繰器 裏面
群馬県立歴史博物館第57回企画展『二つの製糸工場
—富岡製糸場と碓氷社—』図録 (1997) 口絵

を切って止めるのですが、小枠や器械の惰性で多少回ってしまいます。また、座繰りであれば回転スピードも難しい繭を挽く時はゆっくりと、繭の解舒（かいじょ）が良く速くひけるときは速く回せます。

しかも座繰器自体も、明治に入ってから各地で製作されるようになり農家のニーズに従って細い部分までずいぶんと改良されています。伝統的な製糸器械ではあってもいつまでも江戸時代のままではないのです。細かいところなどは毎年改良され、付属の部品なども近代化によって入手しやすくなったガラス製品や金属の薄板を加工したものなどが使われるようになります。さらに痛みやすい部品、例えば歯車などのモジュール化も進みほとんどの座繰器が、11と13と17の歯車枚数のものを使用するようになります。この他、振り手、回転軸、絡交装置なども種々の改良とモジュール化が進みました。この結果、座繰器自体フレーム以外はある程度の部品の交換がで

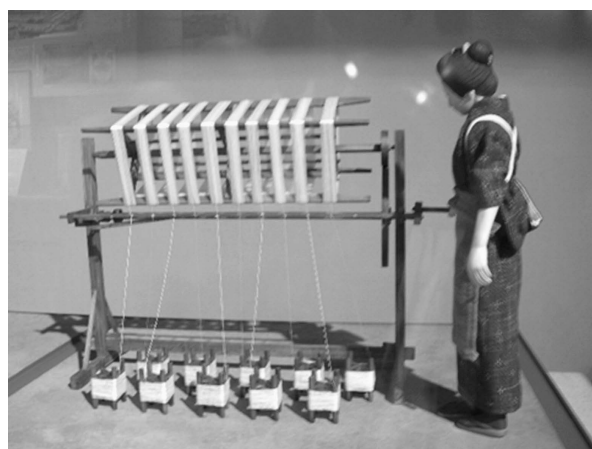


写真6・7
上州座繰器の製糸（上） 人力の揚げ返し（下）
模型（日本絹の里 所蔵）

きるようなものに進化してゆきました。結局これらの利点があったので、繭の品種が統一されるまでは器械製糸に対して座繰製糸は一定の優位性を持っていた、むしろ中間技術の有効利用という点では非常に賢い選択であったと考えています。

それからもうひとつの碓氷社の成功理由として比較的豊富な資金を運用していた点があると思っています。碓氷社では製糸の実際の作業や改良などは組単位で行っている場合が多く、本社では販売や金融にかなりの業務を割いていました。生糸の販売は横浜の売込問屋、三井などへ行く場合がほとんどで、密接な関係を築いており、直輸出のようなある意味リスクの高いことはやらない体制でした。また、この時代の製糸業者の場合は生糸の売買代金の入金までの間、糸問屋から資金の融通を受けて繭の購入や工場の操業を行うのが通例でした。しかし、碓氷社の場合は自家製繭の製糸が基本であるため、借入金は総売り上げの10%くらいで、当時の民間の製糸工場などに較べて多くありません。また、組合員も自作農が多く最低層でも三反歩から五反歩程度の自作地を持っておりました。もちろん組合員は養蚕や製糸の為に本社から前借金が借りられるようになっており、さらに生糸を売った時も内払金がもらえる仕組みになっていました。しかし、当時の農家で一番多かったのは、前借金も内払金も受けずに年に一回の精算金まで待って利息と配当金を合わせて受け取る場合でした。この場合は内払金に一定の利息が付くのです。このため、組合は組合員の保留してある資金を運営費や準備金にまわせるわけで、売込商からの前借金も少ない時だと売り上げに対して3~4%となってゆきました。この結果、売込商に資金を依存している民間の器械製糸会社に較べて自主的な経営路線が取りやすかったと言われていました。

おわりに

最後になりますが、先ほどの井上先生の御講演がありました。渋沢栄一では、彼は資本主義をつきつめていったあげく、最終的には資本主義の負の部分への対応を含めて社会事業を一生懸命に行い、ともし

れば暴走しがちな資本主義に道徳的、倫理的歯止めをかけようとしたとのお話がありました。碓氷社の萩原鐮太郎はどうだったでしょうか。鐮太郎も資本主義の悪いところをもちろん知っています。例えば、養蚕農民と糸繭商人が繭の価格で、お互いに騙し合ったり、搾取したり、お金で相手を縛りつけたりする現状も見ています。また、農村の若い女性が親元を離れ、製糸工場に閉じ込められて働きづめになる寄宿労働制度も知っています。そこで彼が目指したのはこういった、いわば資本主義の負の側面が村や地域に入り込まないようにする方法であり、その可能性を託したのが組合製糸であり、養蚕製糸農家という生産形態であったのではないのでしょうか。碓氷社の存在によって、農家の女子は家で座繰をすることで工場に行かず一家団欒の中で暮らせる、と彼は言っています。

渋沢たちが進めた日本の経済近代化、資本主義は、ドライな形でお金儲けということ进行全面肯定して、成功する人に光を当てその影になる部分を当然のこととして受け止め、やや弱者への眼差しに欠ける部分がありました。こういった近代社会の当たり前に対しての萩原鐮太郎の挑戦が碓氷社の経営そのものでした。しかし、大正期に入ると繭の品種統一、養蚕多回数化や製糸器械の効率化、精密化によって養蚕製糸農家による座繰製糸中心の製糸が経済的にも社会的にも時代から取り残されるようになりました。その結果、碓氷社でも近代的な器械製糸工場が生産の中心になり、組合製糸の最大の武器であった生産手段は組合員個々の手から組の共同所有になってしまいました。

ある意味でイギリスの空想的社会主義者のロバート・オーエンの目指した、労働者と協調した生産が、一時的には一定の効果をあげたものの結局は高度化し巨大化する資本主義の大きな潮流に飲み込まれてゆくのと似ていたのかも知れません。しかし、このように、日本の近代化、資本主義化の歴史の中には、萩原鐮太郎と碓氷社のように、もうひとつの別の形での近代化を理想とし実践した組織と人々がいたこと忘れてはならないでしょう。そしてこのような、いろいろな考え方や様々な実践があっただけで特

松 浦 利 隆

色のある日本の資本主義化、近代化が成し遂げられたのだと考えています。

注

1. 以下のアドレスを参照されたい。
<https://www.naro.affrc.go.jp/archive/nias/silkwave/hiroba/summit01/yokohama/koizumi/koizumi.htm>
2. 鈴木和一「機械糸繰り事始め」 萩原進、近藤義雄編『富岡日記・機械糸繰り事始め』みやま文庫94巻 1985
3. 農商務省編 『第一回 興業意見』巻19 地方五（群馬県）
東京大学 (https://ut-elib.sakura.ne.jp/digitalarchive_02/semi-rare_w/5509412580.pdf)

第5回セカイト講演会（2024年6月8日）

売込商体制下の器械製糸 —製糸金融による選別と拡大—

石井 寛 治*

〔中小器械製糸から世界的な大規模製糸へ〕 只今、松浦利隆先生が講演で話されましたように、富岡器械製糸場が1872年（明治5）に開業した群馬県では、それをモデルにした器械製糸場はあまり現れず、家内工業である座繰製糸の仕上工程の集中がなされ、欧米市場まで出かけて生糸取引を行う直輸出の試みは容易には実現しませんでした。器械製糸を導入したのは、隣接する長野県が中心でしたが、平均規模は300釜の富岡製糸場の10分の1以下でした（石井寛治『日本蚕糸業史再考』東京大学出版会、2023年、66頁）。後に世界最大の器械製糸家になる片倉製糸が、長野県諏訪郡の川岸村で座繰器10台を並べた製糸場を始めたのが1873年（明治6）であり、天竜川にかけた水車で動かす32釜の器械製糸場を設けたのは1878年（明治11）のことでした。そうした中小規模から出発しながら、利益を次々と設備拡大に投入した結果、明治末期の日本には片倉製糸を先頭に3000釜以上の世界に例のない大規模製糸が次々と現れ、1909年（明治42）の日本は、イタリア、中国を抜いて世界最大規模の生糸輸出国になったのです。

〔急拡大する製糸家への資金供給〕 なぜ日本生糸の生産は、かくも急スピードで拡大したのでしょうか。低賃金で働く若い女工さんが沢山いたためだという説明が普通なされますが、彼女らを工場で働かせる工場主がどこから必要な資金を手に入れたかをここでは問題とします。長野県諏訪の製糸家は設備投資を出来るだけ節約し、木造の平屋の工場に、村の大工が作った木製中心の繰糸機と水車を据え付けました。上州富岡では1釜あたり600円掛かった設備が信州松代では60円、諏訪ではもっと少額で足りたそうです。問題は生糸の原料になる高価な繭を買う資

金ですが、明治初年には近代的銀行に集められた資本金や預金が使われました。日本の産業革命の特徴は、先に金融制度が出来、それを利用して工場制度が生まれたことです。渋沢栄一の言う「合本制度」は主として株式会社による資金の集中を指しますが、実は「株式」よりも一口当たりが少額の「預金」が大量に銀行に集められていることが株式会社にとっても重要であり、投資家は自己資金だけでなく、銀行の資金を利用することによって旺盛な株式投資を行ったのです。

日本産業革命の終期とされる1909年末には、鉱工業部門の払込資本金が5.4億円と金融業部門の4.8億円を超えますが、金融業部門では集めた預金17.2億円を加えますと22億円となり、鉱山業部門の払込資本金の実に4倍強の資金が集まっており、その資金が鉱工業部門の株式払込にも使われたのです。このように近世期の国内で蓄積された小口の資金を銀行に集中して近代企業の形成に役立てたことは、外資にできるだけ頼らない自力工業化の発展コースを目指していた明治政府にとって重要な手段でした。但し、銀行から見ると中小の製糸工場の信用は乏しいので、製糸家たちは結社を作って連帯で借金をしたり、横浜では、貿易商社に生糸を売り込む生糸売込商が貸借の仲介をしました。ここでとくに重要なのは、20～30軒に及ぶ横浜の生糸売込商の活躍です。

〔茂木・原と並ぶ渋沢商店の機関銀行〕 上位5軒に70%前後が集中していますが、なかでも茂木商店と原商店の上位2軒が幕末以来の歴史をもって老舗の位置を占めており、茂木商店は第七十四国立銀行本店、原商店は第二国立銀行本店をそれぞれ設立して預金その他を集める機関銀行として利用してしま

*いしい かんじ・群馬県立世界遺産センター 相談役（東京大学名誉教授）

横浜生糸売込問屋入荷表

問屋名	創業	1880	1887	1892	1900	1907
茂木惣兵衛	1861	8,076	13,947	16,467	21,249	32,092
原 善三郎	1862	5,299	9,031	12,447	24,404	33,918
渋沢 喜作	1874	2,904	15,274	10,623	12,717	20,447
外村 両平	1873	2,512	-	-	-	-
若尾 幾造	1876	1,521	2,819	6,592	4,921	5,602
小野 光景	1883	-	4,388	10,001	11,734	21,366
神栄 (株) 支	1893	-	-	-	5,248	14,175
その他共計		26,045	59,709	85,257	106,539	208,788

石井寛治『日本蚕糸業史分析』（東京大学出版会、1972年）。単位・個（9貫）。

た。茂木・原両店の必要資金の大半は日本銀行から提供されたようです（石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年、177頁）。それに対して、渋沢商店は第一国立銀行頭取の渋沢栄一の従兄にあたる渋沢喜作が1874年に深川米穀問屋とともに横浜生糸売込問屋を設立したもので、必要な資金は第一国立銀行から調達した。例えば、1912年当時の渋沢商店は約150万円の「原資金」と呼ばれた前貸しを荷主の製糸家に対して行っていたと報告されていますが、同年6月中の第一銀行横浜支店の『約束手形記入帳』によれば、合計146.5万円が「資金口」として渋沢商店に融資されており、第一銀行が渋沢商店からの「原資金」融資のほぼ全額を提供していることが明らかでした（石井寛治『日本蚕糸業史分析』187頁）。渋沢喜作は農民出身で幕臣となり、北海道の五稜郭において戦って敗れ、獄舎に繋がれたあと1870年に恩赦で解放され明治政府に勤めたという異色の経歴の持ち主です。「機略に長じ、投機事業に精通するの点に於て、その道の白眉と称せられた」（実業之世界社編輯局撰『財界物故傑物傳』上巻、1936年）という高い評価もありますが、茂木や原のような資産家ではなく、もっぱら第一国立銀行に頼って活動しており、実際には度重なる投機の失敗で従兄の栄一に大きな迷惑を掛けました。すなわち、1881年には米相場の取引に手を出して失敗し、十数万円の欠損を出し、借金の保証人であった栄一が返済したとされています。さらに1887年には洋銀相場の取引で70万円というとてつもない多額の欠損を

生みました。この時は栄一は借金の保証人ではなかったのですが、20年間の返済計画を立てて一部の返済を栄一が分担し、予定より早い12年間で返済したそうです。喜作家については喜作が責任を取って事業から引退して、長男作太郎が渋沢商店（生糸・米穀）を上手に取り仕切るようになったことが返済を可能にしたと言えましょう（『渋沢栄一伝記資料』第15巻）。だが、返済完了までの間の借金については栄一が頭取を務める第一国立銀行からの借入金によってカバーすることが必要であり、それが可能だったのは、第一国立銀行が明治期一杯は、三井銀行に次ぎ、安田系銀行と並ぶ三メガバンクの一翼を占めていたためであることは間違いないでしょう。そして、栄一が第一国立銀行の巨額な資金を動員してまで、渋沢商店を救済したのは、単に親類の誼みのためでなく、横浜生糸売込問屋が製糸業の発展に欠くことのできない中核的役割をもつと見込んだためであったと言えましょう。

〔荷為替と原資金による生糸売込商体制〕このようにして、製糸家は、生糸産地の銀行と連携して、輸出向け生糸を横浜生糸売込問屋へ送り出すとともに生糸を担保とする荷為替を取り組み、横浜の問屋に荷為替代金を立替払いしてもらうことによって、次々と繭を仕入れることが出来ました。すぐに繰糸しない原料繭は、乾繭にして地方銀行に預け、それを担保にした借入金でさらなる繭仕入れを行いました。それだけでなく1887年前後からは、当時「原資

金」と呼ばれた生糸出荷前の無担保前貸しを開始しましたが、それを率先して実行した茂木・原・渋沢の三商店だけで横浜入荷生糸の半ばを抑えるようになりました（山口和雄編著『日本産業金融史研究・製糸金融篇』東京大学出版会、1966年、40～41頁）。

この「原資金」は、器械製糸家だけでなく、碓氷社などの座繰製糸家が集まった組合製糸においても横浜生糸売込問屋から借り入れていることも留意したいと思います。組合製糸の場合は、原料繭は組合員がみずから調達するため、購繭代金の必要はないはずですが、養蚕労働者を雇う場合の賃金は必要であり、そのための資金を横浜問屋から「原資金」として借り入れることが行われたのです。ただし、「原資金」の各組への配分額は、前3ケ年の実績に基準を置いており、器械製糸において見られたように新設釜数を含めた全釜数を基準としてなされるのとは異なっていました（山口和雄編著前掲書、第5章、683頁）。この事実は、製糸金融における生糸売込商の中心的役割が器械製糸家だけでなく改良座繰製糸家にまで及んでいたことをまざまざと示すもので、まさに生糸売込商体制と呼ぶに相応しい金融システムであることを意味しています。

〔日本銀行の活動による外資排除〕このような製糸金融のシステムが明治前期に形成されたことは、外国商社や外国銀行からの製糸資金の借り入れが必要でなくなりつつあったことを意味したと言えます。実際には外国資本の日本国内への侵入については、1893年の製糸工場調査で最大規模の器械製糸場が300釜の富岡製糸場でなく、340釜の八王子の萩原彦七製糸場であり、萩原製糸場は、当時横浜最大の生糸輸出商社であったスイス商社シーベル・ブレンワルドから盛んな融資を受けていた事実がありますが、それは例外的な事実すぎなくなっていました（石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』名古屋大学出版会、2012年）。そうした傾向を示すものとしてイギリス商社ジャーディン・マセソン商会横浜支店の日本商人への商品担保付の新規融資の推移が1880年代初頭をピークに急減しているデータがあります。その背後には、1882年に開業した日本銀行が横

浜方面の日本系銀行や日本商人に向けて活発な融資活動を展開した事実がありました。官営富岡製糸場が目指した外資排除=自力工業化の発展経路は1882年の日本銀行の開業によって確定したのです。

英商ジャーディン・マセソン商会の対日融資

5-4月	生糸売込商	綿糸布引取商	その他とも計
1878年	46,600	63,298	123,468
1879	314,900	59,806	500,176
1880	153,300	46,279	231,661
1881	374,059	44,294	368,353
1882	347,624	6,206	377,156
1883	0	0	0
1884	42,300	0	144,932
1885	42,300	0	177,417

石井寛治『近代日本とイギリス資本』407頁、メキシコドル。

〔金融支援に伴う融資選別〕このように、製糸金融が発展してくると、製糸業のあり方がどのような特徴を帯びるようになるのでしょうか。財政援助と違って民間での金融支援の場合は、資金を貸す方はきちんと返してもらわなければなりませんから、相手の製糸家がどこまで経営者として信用できるかを正確に調査する必要があります。製糸業は、原料繭を作る養蚕の成果が年々の気候によって異なりますし、奢侈品である製品の生糸の売れ行きが景気全体の動向によって大きく変化します。その点で取引先の製糸家が送ってくる生糸の売込みを担当している横浜の生糸売込問屋は、製糸家の活動ぶりには詳しいという利点があり、長期的観点から査定を行った上で「原資金」前貸しや「荷為替」への立替払いをすることが出来ます。

例えば、諏訪の有力製糸家山一林組は、日清戦後にかんがりの欠損で横浜の小野商店からの融資を1895年5月末までに返せなくなりましたが、小野商店は返済を猶予した上、一部の返済を免除したのです。この措置は、1896年7月に諏訪郡の20名の製糸家が横浜の問屋から差し向けられた執達吏によって一斉に差し押さえられた措置と並行して行われたもので、売込問屋の金融が厳しい選別を伴っていたこと

を示しています（『横浜市史』第4巻上、67頁）。また、片倉組と並ぶ京都の有力製糸郡是製糸が第一次世界大戦の開始時に資本金を上回る赤字決算に陥ったところ、神戸の生糸売込問屋の神栄株式会社の保証によって日本勧業銀行からの救済融資を受けて存続できたことは有名な事実でした。こうした強力な資金援助がなされるときは、必ず詳細な査定に基づく選別がなされるのであって、それに合格した製糸家の中から外国では見られない巨大な製糸家が次々と生まれてきたのです。1927年当時の世界的な大規模製糸家といえば、2000釜以上を有する片倉製糸1万8820釜、山十製糸1万5027釜、郡是製糸7569釜を初めとする日本の10社が並び、イタリアや中国上海では2000釜以上の大製糸家はなく、1000釜台の製糸家各2社がトップでした。（石井前掲『日本蚕糸業史再考』126頁）

〔巨大製糸家における自己資本の大小〕 もっとも、規模が大きくなればそのまま存続が保証されるとは限りません。信州諏訪系の五大製糸について、積極的な製糸金融で有名な長野県上田の第十九銀行への年度末の1釜当たり預金残高を見ますと、片倉組だけが突出した多額の預金を預けているのに対して、山十組や小口組あるいは岡谷製糸は返済期限の5月末になっても借金を返し切らないのが当たり前の状態が続き、銀行からの事実上の長期融資によって急激な設備拡大を行っていたのですが、1929年の世界大恐慌の打撃によってあえなく倒産しています。山一林組の場合は世界大恐慌後も辛うじて存続しますが、同組の年度末資金繰りは僅かながら銀行預金もっていることが注目されます。

第十九銀行への年度末預金（円/釜）

5月末	1920年5月釜数	平均預金
片倉組	14,706	78.7
山十組	12,571	▲114.6
小口組	6,767	▲71.2
岡谷製糸	3,484	▲42.9
山一林組	3,999	1.4

『横浜市史』第4巻上、68~69頁。

5月末は1908年~1914年、1920年の各年。

こうした巨大資本の倒産を重視して、1929年の世界大恐慌では、世界の生糸貿易は全滅したかのように言われることもありましたが、日本の巨大資本を中心に生き残った製糸家もあり、新しいタイプの生糸貿易が復活したことも見落としてはならないでしょう。アメリカでは世界大恐慌の影響で絹織物の消費は激減しましたが、婦人用の絹靴下への需要が急増したニュースをつかんだ片倉製糸や郡是製糸などの巨大有力資本は、靴下用の細い生糸を作る多条繰糸機（20条の生糸をゆっくり回す小枠に巻き取る機械）の特許を用いて絹靴下用生糸市場を独占し、恐慌を乗り切ったのです。ただし、本当に恐慌を乗り切ったと言えるのは、片倉・郡是といった少数の有力資本に限られ、30万釜の設備の3分の1を占める中小資本は自主廃業を余儀なくされました。養蚕農家の暮らしも十分に回復したとは言えず、中には組合製糸を拡大して巨大資本と対抗するものも現れました。

〔蚕糸業=悪玉論への批判〕 1931年の満洲事変は、没落した養蚕農民を救済するために彼らの移民先を確保することを狙ったと言われることがありますが、それは正しくありません。満洲移民が本格化したのは、1930年代後半のことであり、その時には日本の蚕糸業はアメリカ絹靴下市場を土台に回復途上にあり、日中全面戦争が始って農村は人手不足に悩んでいたからです。その意味では、日本蚕糸業が満洲に始まる日本のアジア侵略を推進したという言説は誤りだと言わなければなりません。綿業についても、日本から中国へ進出した在華紡が自らの活動と対立する中国民族紡による政治的な日貨ボイコットへの対抗上、軍部の出動を求めた（西川博史『日本帝国主義と綿業』ミネルヴァ書房、1987年）と唱える日本綿業=悪玉論も歴史的・実証的には成り立たないことが明らかにされています（石井寛治前掲『帝国主義日本の対外戦略』）。そうかといって満洲の地下資源を巡る関東軍のアジア侵略に日本ブルジョアジーが反対しきれなかったことも事実であり、さらに立ち入った実証研究が必要でしょう。

渋沢栄一は満洲事変が始まった1931年9月の直後

の11月には病気で亡くなりましたから、事変のことをどう考えていたかは分かりません。彼は日清戦争賠償金の使い道について、軍事公債の償還を重視し、国の経済力を超えた軍備拡張に反対していたこと、第一次世界大戦後の軍備縮小のためのワシントン海軍条約に賛成したことから見ると、軍備拡大を目指す「軍事大国」路線に反対していたことは間違いありませんが、そうかと言って軍拡路線に反対する自分の主張を貫くことはありませんでした。渋沢が、経済人としてのモラルを孔子の『論語』によって論じたことは、現代的にも有意義だったとする国際的な評価もありますが（橘川武郎、P・フリダソン編著『グローバル資本主義の中の渋沢栄一、合本キャピタリズムとモラル』東洋経済新報社、2014年）、渋沢は儒教のいわゆる四書五経のうち、為政者に必要な政治倫理の基本を論じた『大学』や、権力者が道を誤ったときは民衆が権力者を交替させても構わないとする『孟子』には言及しませんでした（渋沢栄一口話『論語講義』総説）。その結果、政府の政策への批判は一応はするけれども、最後に強い反対に会うと腰砕けになってしまう傾向がありました。そうした態度は、戦前日本のブルジョアジーの多くに共通しており、満洲事変の際に日貨ボイコットを受けた大日本紡績連合会代表の東洋紡社長阿部房次郎が「我が財界人は一個人としては致命的打撃なるも、国家的立場より已むを得ざるものと認める」と述べたことは、そうした特徴をよく示しています（石井寛治前掲『帝国主義日本の対外戦略』、260頁）。このように国策への批判的姿勢が最後は崩れてしまうのは、一個人としての立場は国家的立場を前にしては引き下げるのは当然だという当時の日本人一般の国家意識のなせるわざであり、渋沢といえどもそうした国家意識からの例外ではなかったと言えます。渋沢がもしも儒教がもつ普遍的価値全体を重んじるのであれば、狭義の経済活動のモラルだけでなく、民主主義・平和主義と繋がる儒教の政治倫理に立った日本政府と軍部のアジア侵略への厳しい評価が必要だったのではないかと思います。



第5回セカイト講演会の様子

第6回セカイト講演会（2024年9月15日）

座繰製糸と女性

— どうやってどのくらい稼いだか —

松浦利隆

はじめに

こんにちは皆さん。多くの方は「お久しぶり」と言った方がいいのかなと思いますけれども、今日は久しぶりに座繰の話をしてみたいと思います。女性労働ということになると、群馬の場合どうしても糸挽きと養蚕と織物、この三つが大きなものとなりますが、今日はこの中の、座繰での糸挽の話を中心してみたいと思います。

冒頭にお示しいたしました写真ですが、この講演で使おうと思って座繰で糸を挽いている写真を探していて見つけました。直接座繰をしているのではありませんが、昭和40（1965）年代の初めか30年代の終わりに、養蚕農家の庭で旦那さんが赤ちゃんを背負って洗濯物を取り込んでいる写真（図1）です。

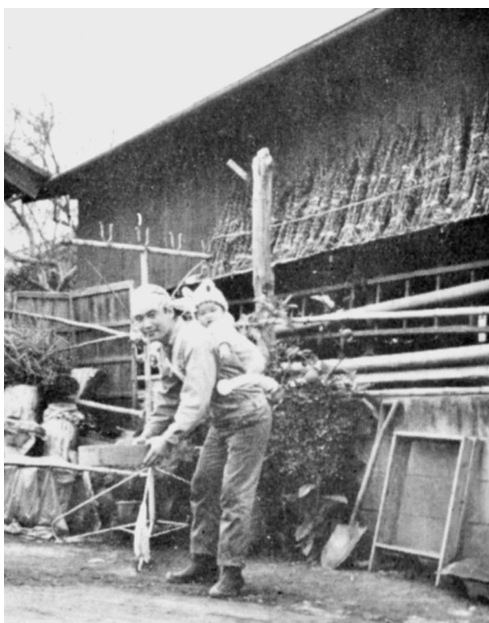


図1 「かあちゃん？ 糸挽いてらー」⁽¹⁾

お父さんの手に持っているのは洗濯ばさみを入れた箱じゃないかと、その時のメモには書いてありま

した。あれ、お母さんどうしたんだろうな？と思っ
て後ろの納屋を見てみると、二階の軒下に桑の枝が
並べてあります。養蚕の条桑育て使った桑の枝が束
ねてあるように見えます。また写真のお父さんは長
袖を着ています、赤ちゃんは毛糸の帽子です。晩秋
の養蚕が終わって寒くなった時分でしょう。すると、
お母さんは今一所懸命に糸を挽いているのでお父さ
んが子守しているのかなあ、と想像して上記のタイ
トルを付けてみたわけです。

こんな光景が日常茶飯事だったのは四〇年前くら
いまでで、今日はどこに行っても見られません。そ
こで今日は、ここにいない「かあちゃん」が、どん
なふうにも糸を挽いていたのか、どの位稼いでいたの
か、そんな話をしたいと思います。お話の内容です
が、江戸時代の座繰製糸の話を最初に、2番目が江
戸の末から明治の初めぐらいの話、3番目が明治の
真ん中から明治の終わりぐらいの話です。

1. 群馬県の製糸の始まり

まず群馬県では、この繭から糸を取るということ
をいつ頃からやっているのでしょうか。多分最初の
始まりは古代なのですが、全県規模で盛んに行われ
るようになったのは、正徳年間（1711-1716）の新
井白石が幕府の中心におりました時分でしょう。当
時国産金銀の海外流出が問題になり、その原因とな
っている中国からの絹の輸入を抑制するため、生糸
国産化の方針が打ち出されました。またこの白石の
政策が実行された当時すでに、上州の桃井村の、今
の吉岡町ですが、馬場重久というお医者さんが『蚕
養育手鑑』という蚕の飼い方の本を書いています。
また、ちょっと調べてみると、上州の養蚕で一番古

*まつうら としたか・TICCIH（国際産業遺産保存委員会）日本代表

そうな記録ですが、元禄3（1690）年に、高崎の絹市への品物の持ち込みについての掛け合いの記録に生糸が出てきます。白石の方針が出される以前から絹市が立つほどの量の絹布や生糸が地域で生産されていたのがわかります。そこにこの正徳の国産生糸奨励の話があり、さらに元文3（1738）年には桐生へ、西陣の高機を使った紗綾織の技術が移入されます。これにより、群馬県内でそれまで西陣でしかできなかったような高級な絹の織物ができるようになった。そうすると近場の県内に生糸の大販路が開けるわけですから、養蚕も製糸も盛んになって当たり前、ということになります。

そんな中の18世紀も終わりに近い、寛政6（1794）年に渋川地域の吉田芝溪という人が、『養蚕須知』という本を書きまして、養蚕のやり方を広めました。この本に「我が上毛の国は養蚕昔より多くして海内第一といへり」という記述があります。また、少し前の天明3（1783）年の浅間の大噴火、この時に吾妻川や利根川に泥流が流れ込み周辺の畑などが埋まったという話は聞いたことがあると思います。渋川市教育委員会が昭和50年代に市の北の方で発掘調査をやったところ、吾妻川の浅間泥流の下から、桑の木が出てきた。これで養蚕が18世紀末には渋川のあたりの近くにも広まっているというはっきりとした証拠になりました。そして、19世紀の文化年間（1804-1818）に入ると、県内各地のいろいろな史料に生糸の話が出てきます。例えば、蚕種の販売とか、桑の葉を売ったとか買ったとか、生糸の賃挽、繭と生糸の売買、のし糸、座繰で糸を挽いている等々の記事が見えてきます。これが1830年代の天保年間になると、生糸の記事は県内どこでも当たり前のように見つかります。このように19世紀には群馬県各地域で絹関連の産業が急速に発展しました。

そして嘉永6（1853）年にペリーが浦賀に来航、安政5（1858）年には安政の五ヶ国条約、翌安政6（1859）年からは開港ということで、生糸貿易が始まります。その後は、世界経済の中でのダイナミックな生糸貿易の動きに直接影響され、日本経済の極めて重要な輸出産業として国の浮沈がかかるような重要産業に成長してゆく時代が始まるわけです。

2、生糸の生産方法

最初に見ていただきたいのは、生糸をどうやって繭からとるのか、ということです。会場の外で実演していた座繰を見学した方も多かったと思いますが、そこで使っていたのは、錦秋鐘和きんしゅうしょうわという旧カネボウがつくった非常に優れた品種の繭です。この繭1個からは1,100～1,200mの生糸がとれます。しかし、江戸時代の繭は、今は皇居の御養蚕で使われている小石丸がその代表ですが、小さくて、いわゆる繭型といって真ん中がくびれた形のものでして、糸の長さも500～600m程度でした。

繭は蚕の幼虫が口から糸をはいて繭型に作るわけで、糸を吐きながら体を八の字にくねらせて外側から内側に糸を吐き、繭の層を厚くしてゆきます。このため糸の吐き始めの最初の部分「緒」は必ず繭の外側に出ています。この繭、生糸のセリシンという成分、ある種の膠にかわですがこれで固められております。このため、お湯などで温めると直ぐに柔らかくなってほどけてきます。そこで表面の糸口を見つけて、軽く引っ張ればさーっと繭がほどけて行きます。その糸を何本か集め糸同士をねじりながら絡ませて密着させる、これを「撚りをかける」と言いますが、この作業によって数個から数十個の繭を1本の糸にすることを製糸と言います。

この製糸、いろいろな方法でやっていたのですが、江戸時代の天保年間（1831-1845）くらい史料に出てくるのが、図2の「手挽き」と呼ばれるものです。右手で糸を巻くための枠をくるくる回して、左

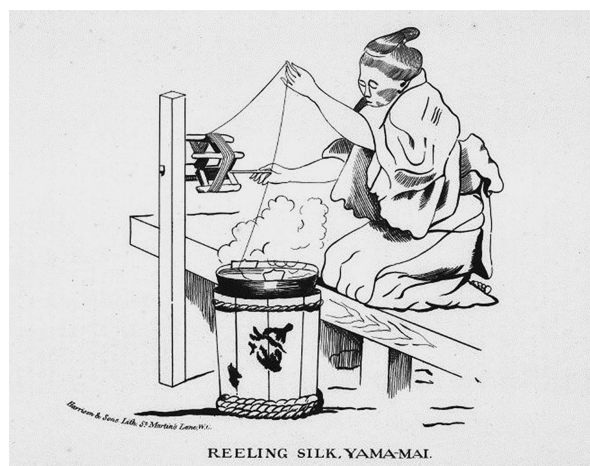


図2 生糸の手挽き（「英国議会議報告書」）⁽¹⁾

手に糸を引っ掛けて撚りを掛け糸をとりました。図の左手の下方には、繭を煮ている鍋があります。これはあちこちに絵がありますし、長野県の明治頃の写真で、実際に女性が手挽で挽いているものもあります。ただ、実は私はこの製糸法にやや懐疑的でした、絹糸というのは固いし、強い糸なので指でこれをしていて皮膚が大丈夫なのかな？と思っています。実際のところはよくわかりません。できるって人もいるし、実際にやったという人もいますので、なんとも言いようがないのですが、ただ、「手挽き」と言えばこの方法でした。

それから福島県、ここも非常に養蚕・製糸が盛んでしたが、糸取りの方法は少し違い、図2の4本の木材で作った枠の代わりに、木の筒に糸を巻きつけるようなやり方で生糸をとる「胴取り」と言われる方法もありました。群馬では実物をあまり見たことがないし、史料でも見たことがないので、上州では図2の方法が主流だったと思います。

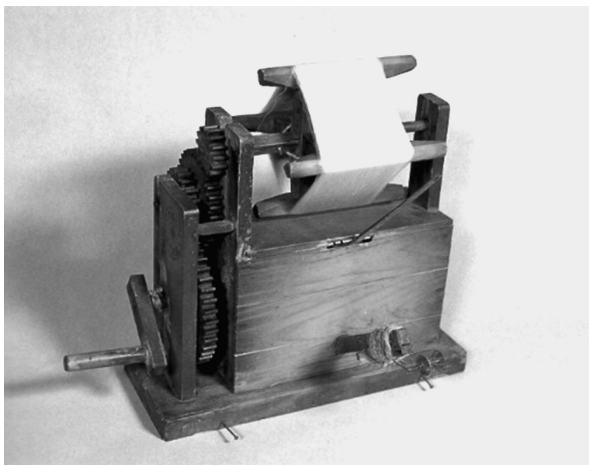


図3 上州座繰器（群馬県立歴史博物館 所蔵）

上州座繰器（図3）は、みなさんどこかで見たことがあるかと思いますが、左のハンドルを1回まわすと糸を巻き付ける上部の小枠が4～5回まわります。これは「前橋」座繰で、「富岡」座繰は1回まわすと7回まわります。回ると同時に「振り手」と呼ばれる糸のガイド棒が左右にスイングします。それで生糸が巻き取られる時に小枠の一箇所に固まらないようにできています。この「振り手」が付いたのは後のことで、最初の座繰はハンドルをまわすと小枠がぐるぐる廻るだけのものだったと想像でき

ます。また、実際に機場（ハタバ）座繰と呼ばれ、織物機械に使用する各種の糸枠などに糸を巻き直す時、染色作業や撚糸作業などで糸から枠に糸を巻き替える時などに使用される座繰器があります。この座繰りには「振り手」が着いていません。恐らくこのハタバ座繰が最初にでき、これに振り手を付けたのが製糸用の上州座繰と考えています。

この上州座繰器ですが、時代的には1830年代には存在したと考える人もいます。しかし、私が調べた限りでは、1840年代から50年代に発生し、60年代ぐらいになってやっと安定して使われたと思います。写真3で示した座繰器は昭和40年代くらいまで現役で使用された物です。細かく見ると、いろいろな工夫がしてあり、振り手の下の糸受け部分は「きびぞ」と呼ばれる屑糸で結んであったり、お湯がかかる台座は一部が腐食し、小枠は生糸を巻き付けたために中央が凹んでいるなど使用痕がはっきり分かります。

それでは、この器械などをつかって誰が生糸を挽いていたのでしょうか。1つは「賃挽」といって、繭を作った人から繭を買ったり、あるいは繭を買った人から頼まれたりして、この器械を使って糸をとることを仕事、多くの場合は副業、内職ですが、にしていた人がいます。それから養蚕農家の家族で自分の家で収穫した繭を生糸に加工する人がいます。さらに細かく言いますと、農家の中には桑だけつくる家、桑をつくって繭までつくる家、それから繭はつくるけど桑は買う家、それから賃挽の糸をとる人、さらに家でできた生糸を使って絹織物まで作る人、養蚕製糸農家、そして養蚕製糸そして織物までやってしまう農家など、だいたいこれくらいのバリエーションがあります。このように、いわゆる座繰製糸自体は、いろいろな人が行い、専業もあれば、仕事の合間でも出来た作業です。このため、その生産構造はあまり単純化して考えられるものではないと考えています。

3、江戸末期の実例1

それでは次に、時代別に座繰でどれぐらい儲かったかという話をしたいと思います。まず江戸後期の

実例を、群馬大学で長く教鞭をとられ最後は群馬県立女子大学の学長になられました山田武麿先生が書かれた『上州近世史の諸問題』（山川出版社 1980）⁽²⁾ という本から紹介します。

ここで分析の元となっているのは、絹の米国への直輸出で有名になる旧黒保根村水沼、今の桐生市黒保根町水沼の星野長太郎家の金銭出納記録です。时期的には天保年間から安政5年くらいまでの記録で、20年弱分くらいが残されています。これをもとに山田先生が表を作られて分析されているのですが、そこから読み取れることをまとめると、まず、1回の釜入量、これは農家の人に賃挽を頼む量ですが、これが2貫から2貫400匁、ですから7.5kgから8.5kgくらいで、これを「一袋」と称して渡していました。この繭を渡すこと自体を「釜入れ」というふうに呼んでいたのですが、この一袋が1か月後に500匁くらいの生糸、だいたい1.875kgになって納品される。その時に農家には1分から1分2朱、1分とは1両の1/4です、その位の賃金が渡されました。この当時、星野家から委託された賃挽の人たちは50人から100人程度、この数は年で上下しています。賃挽を出している地理的範囲は水沼村を中心として、7から13カ村でした。また、時代が下るにつれて山中（沼田方向の奥地）、赤城村（現、渋川市）と山の奥地の方向へ延びていったとされています。この賃挽を頼んでいる一軒の家が1年間に納めてくれる生糸の量は1貫目から7貫目で分布しており、中心は1貫目から3貫目で、平均は2貫目くらい、つまり7.5kgくらいの生糸を納品していました。1回の委託での生産量を500匁、その期間を1か月とすると、各賃挽人の稼働日数は4か月ですので、1か月働いて1分から1分2朱ということは、4か月でだいたい1両から1両1分位の賃金支払いを受けられた事になります。

水沼村の賃挽人の家計については各家の所持する畑からの収入が判明するのですが、だいたいどの家も5石以下で、階層的には零細農民です。しかもその半数は小作です。山田先生も賃挽きの主力は「零細小作層の子女」であるといっており、間違いなくこれらの階層に属する女性が賃挽きをやっており、

どうやら男の仕事ではなかったようです。それなので、家によっては作業者が2人とか3人ということもあったようです。

もう一つ面白いのは、この作業ですが、最初は夏中心でした。夏が多いというのは、繭が取れるのが6月の初めから半ばくらいなので、取れたばかりの新繭、生繭（なままゆ、きまゆ）というのですが、それをすぐに座繰で糸にしました。繭を置いておくと3週間くらいで中から蚕蛾が繭を破いて出てきてしまいます。当時は日光に当てて蛹を殺す方法が多かったようですが、繭の乾燥が不十分な場合も多く、あまり長い期間は保存できませんでした。後に富岡製糸場の時代になると、火力で完全に乾燥させるので半年でも1年でも持つようになりました。当初はそんな状況でしたが、1830年代くらいになると、それまで夏の仕事だった賃挽きを秋冬もやるようになりました。多分この時代あたりで繭の乾燥技術が上がってきて、乾繭として長期保存できるようになってきたのだろう、と山田先生は推測されています。これが群馬県内の糸挽きの実態です。おそらく賃挽きに関しての一番古い時代のもので、一番まとまった記録だと言われています。

4、江戸末期の実例2

次に、江戸の末期の上州原之郷村の実例です。原之郷村は赤城山麓で前橋町の北隣で、現在は合併によって前橋市に入りました。日本三老農の船津伝次兵衛の家があることで有名です。ここを取り上げるのも、前記の山田先生の著書から、現在は前橋市富士見町原之郷となっている旧勢多郡原之郷村の糸繭商星野家（前出の水沼村の星野家とは別の家）の記録からの分析です。⁽³⁾

この星野家には、江戸後期の天保期（1830年代）前橋藩領の二十数ヶ村からの生糸の買い上げの記録があります。買い集めた生糸の販売は主に桐生に販売し、最大の販売量は、安政の五カ国条約直前の安政4（1857）年の生糸2,000貫の記録です。これはメートル法に換算すると約8トン弱で大きな数字です。また、その代金は11,000両で、1貫当たりで5.5両でした。この時の買付農家数が966戸。ただ販売

量の全量を農家から直接買ったわけでもないようです。廻村による買い集めの他に、前橋の繭市、農民による持ちこみがある上に、多分さらに下位の糸繭商人がいて村々を廻って集めたものを買上げた分もあったと思います。この当時から繭の値段は高いので、手元資金をある程度を持っていないと糸繭商はできません。少し後の時代になると、大きな糸繭商が仲買人にお金を渡して、生糸を買わせたりするようにもなります。

この時の農家からの買い上げ量が、0.5貫以下が272家、0.5貫から1貫が328家、1貫から2貫が165家、2貫から5貫が106家、5貫から10貫が66家、10貫から15貫が16家、それ以上が7家でした。各家の販売量や総額などによくわからない点もありますが、平均この辺りの農家では2貫くらい売っていたらしいです。いずれにせよ相当な量の集荷になった事が想像されます。また、この買い集めの時の価格もあまりはつきりしません。商人ですから、売り急いでいる家であれば買い叩くし、売りがたらないところであれば、お金をたくさん出すような交渉になるわけです。このような糸繭商人が文久3(1863)年には前橋藩領に72人いました。

同じ論文中の別の資料になるのですが、原之郷の船津家の総収入の表があります。それによると船津家は田が1反、畑が8反で、原之郷では大きい農家です。弘化3(1846)年から安政4(1857)年には、1年間の収入が64両から28両くらいです。そのうち生糸の販売代金が32両から7両でした。一年間の農業収入の半分とか4分の1とかが生糸代でした。恐らく星野家が生糸の買い上げをしている農家のほとんども同じような収入を得ていたのだらうと想像できます。

では、この時期の上州の農家の収入はどれくらいだったでしょうか。時代が少し上りますが、高崎藩の武士、大石久敬が、『地方凡例録』という地方役人の心得のような書物を1790年代に書いています。ここで群馬郡のある農家が1年間に働いて得た収入が5両9分、支出が7両1分。そうするとだいたい1両ちょっとくらいお金が足らなかった。そしてはつきりは書いてないのですが、この差額は糸繭の代

金で埋めていたと推測されるようなことも述べてあります。上記の船津家の糸繭収入と大石の統計を組み合わせれば農家の年間収入の10数%から20%くらいは繭と生糸でとっていたのではないかと推測できます。

まとめますと、賃挽は年4か月程度、年収入が1両から1両1分。養蚕製糸農家の生糸の生産は、年に0.5から2貫程度。収入は、だいたい当時の相場に合わせると、2両から8両くらい。農家内での製糸者は、だいたい母親が1人、娘が大きい場合には、2、3人が従事していた。また、養蚕をせずに賃挽のみの農家はかなり零細経営が多い。ということになるでしょう。そして、小作層の総年収は、銭換算して7両から12両、賃挽は総収入の8%から20%を占める。養蚕製糸農家の製糸量は賃挽農家とほぼ同量ですが、これは、繰糸方法、繰糸者の人数、繰糸期間がほぼ同じなのでしょう。ただ、養蚕製糸農家だと自家生産の繭を使っていますから繭代が掛かりませんのでその分収入が増えます。このため賃挽き農家よりも年間収入の糸繭収入の比率は大きかったと言えるでしょう。こんな様子が、江戸の開港の直前、生糸が爆発的に騰貴する前の糸挽の収入ということになります。

5、明治前期の実例

次は開国以後、明治になってからの糸挽です。この時代養蚕製糸は日本の基幹産業に成長してゆく時代であり、糸挽についても各種多くの資料があります。まずは前橋藩、そしてその藩士の動きです。前橋藩は明治4(1871)年の廃藩置県でなくなってしまっていますが、富岡製糸場より早い明治3(1870)年に藩営製糸場をつくって、器械製糸を日本で最初に始めた実績を持っています。本当に最末期になって製糸に藩の財政の再建をかけたわけです。もともと維新後に「藩制」に制度改変され、財政も組織も縮小されましたが、そこにはまだ士族・卒族が属しており、江戸時代同様に俸禄をもらっていました。明治4年には、実質2万5千石くらいしか俸禄に廻せませんでした。士族が867人、家族まで入れると4,656人、卒族が1,604人、家族まで入れると5,506

人合計で10,162人いました。このためほとんどの士族、卒族は困窮し、江戸時代以来の内職として生糸の賃挽が盛ん行われました。

廃藩置県後は政府から俸禄を受け取るようになった士卒族でしたが、明治9（1876）年に秩禄処分が行われ、金禄公債という形でまとまった資金の給付をもって毎年の俸禄が廃止されました。この時の旧前橋藩士族は、上士いわゆる藩主に直接会えるような人たち、それから普通の藩士、そして門番や倉庫番のような、現場職の卒層に三区区分されて支給されました。資金は直ぐに配布されずに年あたり8%の利子部分のみが直接支給される運用でした。これらの金額は、大まかに上士層130円から96円、役方層66円、卒層44円程度であったと言われています。平均するとだいたい97円65銭で、せいぜい下層庶民の貧乏生活を送れる程度だったそうです。この金禄公債は債権として売買も可能であり、売却して資金を作り商売などに乗り出す者もありました。前橋藩ではこの商売に蚕糸業を選ぶ人も少なくありませんでした。

前橋藩の藩営製糸所を最初につくった関係者の中に、深沢雄象という家老クラスの家格の人とその娘の深沢こうという人がおります。この、こうさんが後に甥の方に語った明治初期の製糸の様子が「機械糸繰り事始め」という史料で残っています⁽⁵⁾。こうは父達の作った日本で初めての器械製糸場の工女になって糸を挽きました。ただ器械製糸への直接関与はここまでで、あとは前橋藩の士族たちが作った座繰の会社に入ったり、製糸指導者になりました。また身近には同様の境遇の人もあり、彼らは明治の10年前後に、繭を購入して座繰器で生糸を挽いて、その糸を共同販売する組織を興します。その当時の記録を彼女が語っています。

それによると生糸10匁で4～5銭の稼ぎになり、一生懸命糸を挽くと1日に30から40匁、良質の繭であれば1日100匁もとれたそうです。このため、座繰での糸挽は1日に12銭から15銭くらいの稼ぎになったようです。その当時、繭は5升入りのザル1杯で2両2分くらいしていました。特に明治9年、生糸相場が高騰したときには、生糸が100斤で2,600円

でした。この記録から考えると、旧前橋藩士のお嬢さんとか、お母さん、奥さんが真面目に糸を挽くと、一人1日に十数銭から20銭位稼げたのではないかと思います。

同じ時期をテーマにした「明治初期の諏訪地方における生糸取引(2完)」(『日本女子大学紀要文学部』65号、2015年)という井川克彦先生の論文があります⁽⁶⁾。これを見ると明治4年にある農家に働きに来ていただいた女性に、159日間、16歳と14歳の姉妹に糸をとらせて2人の取り賃を7.95両渡していました。同じく明治3年、こちらは賃挽ですが、お母さんと娘2人で146日分が記録に残っており、明治元年5.6両、明治2年3.25両、明治3年5両、明治4年7.95両、明治5年8.75両の支払いを受けたようです。これは、深沢こうの稼ぎよりも少し安目ですがほぼ同じ水準でしょう。

深沢こうの例で、仮に1人で1日15銭稼いだとして一月で4円前後になった訳ですから、もし1年間休みなく糸を挽けば40～50円になり、金禄公債の利子分の平均98円前後の半分くらいになる計算です。もちろん作業者が2人いれば倍、3人なら三倍です。

このように糸挽は、明治初期に失職した旧武家階級にとって女性労働が活かせる非常に魅力的な仕事で、大変な利益をもたらした仕事と言えるでしょう。

6、座繰製糸と組合製糸

これまで話してきたように繭から生糸をとる仕事は、最初は、養蚕農家での自家製糸、養蚕はしていない農家の賃挽きが主流であり、時代が下るに従って、町場での賃挽き、あるいは買い繭を製糸する者などが出てきました。原料となる繭は商人が廻村して集め製糸家に売買するのが主流で、一部の商人はその繭を賃挽きに出し生糸で売却しました。また、養蚕製糸農家や町場の製糸家などが生産した生糸は生糸商が買い集め糸問屋などに集約されて、国内市場へ出されたり、開港後は横浜の売り込み商に送られました。これは群馬県だけでなく福島県も長野県も同じような状況でした。

ところが、前橋藩の士族製糸家達は、できた生糸

をまとめて大口にして自分たちで糸問屋なり横浜の売り込み商などに売る事を思いつきます。彼らは明治10（1877）年にこの糸の集荷と販売を行う生産者の共同販売組織を立ち上げます。これが組合製糸の元祖となりました。要するに生糸売買で莫大な利益を上げている糸繭商人たちを通さずに、生糸を輸出なり国内市場なりに送る仕組みをつくったわけです。これは、現在の農業協同組合と一緒に、というより農協の先祖にあたるものです。この組合の考え方は瞬く間に県内に広がり、翌明治11（1878）年には碓氷・安中地域の養蚕製糸農家の結集を目指す碓氷社が、甘楽富岡地区には甘楽社が設立され事業を展開させてゆきます。

例えば長野県の場合であれば、維新後盛んになった養蚕の成果である繭は、収穫後繭商人の手を経るなどして各地の製糸工場に集められ、製糸されます。この結果、農民には繭代が工場には製糸代が、糸繭商人には売買利益が入ります。しかし、碓氷社を設立した碓氷の農民には伝統的な座繰器を使った製糸技術が普及しています。それで自分の家でとれた繭は自分の家で生糸にすることができました。また、彼らは各々が挽いた糸を協同組合で大口にまとめて糸問屋なり輸出業者なりに直接売りつけました。もちろんこれは口で言うほど簡単な仕事ではありません。生糸の品質保証、一定以上の数量の確保、需要家の要望に沿った製品作り、多数の農民達からの生糸の集荷、製品化、売り込み、販売代金の公正な還元など複雑な事務もこなさねばなりませんでした。

碓氷社はこれらの条件を満たすため、地域単位の

「組」と「本社」の二段構えの組織をつくりました。組は十数軒以上の養蚕農家が旧村単位、当時の言葉で言えば部落単位で創立されました。組で運営した共同揚げ返し場が活動の中心で、ここに集めた生糸の揚げ返しと検査を行い、品質別にまとめられた生糸を本社工場へ出荷しました。

本社では各組から集まった生糸を再検査し、さらに細かい製品別に分類し同じ品質の生糸に共通のラベルを貼り、需要家の要求に応じた梱包をして出荷しました。碓氷社本社の明治四十年代の写真、図4を見ると正面が本社事務棟でその左側に見えるのが工場で、その壁に付いた黒いものが検査用の北側の光線を集めるための覆いです。

碓氷社は明治後半の多いときは2～3万軒の農家が加入しており、その生糸の取扱量は莫大なものでした。

7. 明治中後期の事例

群馬県では碓氷社のような製糸組合が明治10（1877）年に始まり、明治30年代に全盛期を迎えますが、20年代にはこの群馬県の製糸業の特徴が出てきます。群馬県の編纂した『群馬県臨時農事調査』は明治22年の結果から23年にまとめた報告書ですが、この時に農家も含めて製糸をやっている者が45,901戸ありました。総釜数は72,709個、うち座繰が70,606個、器械が2,103個でした。生産量は、座繰が125,519貫、器械が10,851貫です。また生糸での収入は、群馬県全体で525万円、うち座繰が469万で器械が45万円でした。生産量、収益共に座繰製糸が器



図4 碓氷社本社（安中市資料館 所蔵）

械製糸の10倍以上の規模であったことがわかりません。

また、賃金の面では、器械製糸場で働いている人たちの一日当たりの製糸量は、上等70匁、中等が50匁で、給料は1日当たり働いて上等の人で18銭、中等が12銭、下等が7銭5厘でこれに賄い賃が6銭付きます。一方養蚕製糸農家では、先の前橋の例で上手い人は1日24～25銭、下手な人でも1日に13～14銭くらいでした。器械と座繰、実際の作業者の賃金はあまり差が無いことがわかります。

この『群馬県臨時農事調査書』でおもしろいのは、各郡の様子が出ているのですが、この当時の高崎町の西、烏川の向こう側、観音山の麓に片岡郡という小さな郡がありました。この郡は、大きめな村くらいの広さしかないので、この調査でも内容がかなり詳しく書かれています。この当時に農家数が667戸、別の資料を見るとほぼ全戸が農家ですので、ほぼ総戸数でしょう。人口が3,300人、耕地面積が479町歩で田と畑が半々くらい、年間農業収入が58,635円でした。うち米作農家数が515戸、米の販売量が650石、収入が19,000円前後です。これを1戸あたりに直すと36円89銭です。製糸家が356戸、そこに376釜あって、器械製糸工場はないので全部座繰です。年間製糸量が243貫、産額が4,835円。これは一戸あたり製糸だけで10円58銭です。さらに年間の製糸日数の調べもあり、全部が100日以下ですので大体、だいたい3～4か月です。1日の就業時間が10時間未満でした。この座繰工女の賃金はどれくらいかというのと、上等が12銭、中等が10銭、下等が8銭。これは実際に払ったわけではなく、家内労働の結果を従事家族の人数で割り戻しにかけているので、数字的には低くなります。また、この地区の養蚕製糸農家は碓氷社にも甘楽社にも加入していませんので、繭と生糸は直接高崎の絹市場に持参して販売したようです。

また、この報告書中で片岡郡役所が報告した公的文書に特に座繰製糸の優位性に触れた部分がありますので以下に掲載します。

「其理由とする所を聞くに、上毛各地製糸の盛んなる、十中八九座繰製糸とす、故に幼稚の子

女は、此業務の内に生長し、稍や東西を弁知する年齢に至っては側ら其業を助く、故に其方法順序の如きは伝へずして自得し、実業に就くに当たりては愈々精密を加へ、終に座繰の手術靈妙の域に達す、如斯一種上毛の風習にして、他に視ざる処なり、故に敢えて不熟練の器械に苦しまんより、寧ろ充分の注意を加へ、座繰取りの勝れるに如かずと言う」

(『群馬県臨時農事調査書 郡別編 片岡郡』)⁽⁷⁾

明治22(1889)年当時の群馬県で如何に座繰製糸が信頼され、また家庭内の技術伝承が大きな役割が果たしたかがわかると思います。

さて、この調査から15年経った明治37年に公開された『群馬県蚕糸業現況調査書』⁽⁸⁾の最後の終始決算の現況には、買桑養蚕農家、小作養蚕農家、自作養蚕農家、自作養蚕・製糸農家の4種類の養蚕農家の経営比較があります。それによりますと、養蚕農家の年間の利益は、畑一反につき種紙一枚分の養蚕として、買桑養蚕農家で1円20銭、小作養蚕農家で2円77銭、自作養蚕農家で3円81銭、自作養蚕・製糸農家で7円39銭としています。また、座繰製糸のみの経営の場合は平均して製造された生糸一貫目当たり2円8銭の利益があるととしています。

この時代の養蚕農家の年間掃き立て枚数の平均が一戸あたり2.7枚くらいなので、おそらく桑畑も三反前後が平均的と思われる。少し前になりますが、群馬で貧乏農家の悪口を言う時に「あそこの家は三反百姓だ」という言い方をしました。でも仮に自作の桑畑三反あれば、養蚕から製糸までやって7円39銭×3反で22円強の利益になるわけです。この頃、明治42年ですが、東京の職人や人夫の5人家族で年間生活費が342円という調査もあります。地方の農家だと自分の家で色々採れるので、生活費もう少しが低いと思いますので20円前後の稼ぎは良い収入だったと思います。

最後に明治末期の実例として、北甘楽郡小幡町の高等小学校の2年生の女子が明治40(1907)年の夏休みに綴った絵日記から座繰製糸の様子を報告します。この史料は以前に日本絹の里の企画展で展示を

されていて、所有者のご協力を得て内容を分析させて頂きました。この日記には明治40年8月1日から8月29日のもので、何時に寝て、何時に起きて、その日何をしたかが書かれています。日記のなかでも特徴的なのは、ほぼ毎日、特別な用事のない日は座繰器を使った製糸をしている様子が描かれています。日記が書かれたのは13歳か14歳の時ですから、もう前述の片岡郡の例に出てくる「靈妙の手術」で糸挽ができたと思います。ただし、まだ高等小学校生ですからそんなに目いっぱい働かせたわけではなく、農業や家事の手伝いや盆の行事の準備、時々子供同士の遊び等いろいろな事をして過ごしていたようです。それでも普通の日は午前中は糸を挽き、午後は弟や妹の世話や家事の手伝いをしている。こういう記述が日記の中心です

日記の記述を集計してみると1日におよそ4升程度の繭を使っていたようで、全日を合計してみると53升の繭を挽いたこととなります。実は日記にはブランクになっている日付もあるので、それを平均値で補うと多分夏休み1ヶ月の間に60升位の繭を使っており、標準的には生糸500匁くらいを生産したと推測されます。また、この日記の作者の家は小幡村の豪農ですが、明治末期になっても娘にはきちんと糸挽きを教えていたことがわかります。こういった生活は明治期の群馬県の農村の若い女性の生活サイクルとしてある意味で典型的なものであったと思えます。

おわりに

柳田国男が前出の日誌と同じ明治40（1907）年に『斯民』という雑誌に長野県から群馬県への旅行体験記を載せています。時は旧暦の八朔、今で言えば9月初めでしょうか、長野県から峠を越えて南牧村・下仁田町を通して、藤岡の養蚕学校である高山社までやってきました。高山社の状況視察が目的の旅行ですが、その途中に甘楽郡の一番最初に群馬県に入った村での記述です。

「鑄川兩岸の村々は、行くとして座繰器械の音を聞かざる無く、此一地方を挙げて唯一個の大工場なるが如き感あり。実際此音はさして感心

すべき音楽には非ざるも、此意味を以て聴くときは、甚だ耳に快し。其日は旧暦の八朔なりしに、老いたる女は猶忙しげに働き、若い者は、家の入口なる座繰の器械に風呂敷を掛けて置き、外に出て遊び居れり。其時余は思へらく、此等娘共が他国に行きて工女ともならず、休みの日には己が居村に在りて、友だちと遊び暮らすことを得るは、全く家庭工業の有難味なりと。家庭工業が成り立つが為には販売組合の完全なもの無かるべからず。通りすがりの旅人にも、此村は楽しげなり。此村の村柄よしと感じしむるは、まことに組合の十分なる成功なり。山一つ隔てる信州には桑の葉は同じように風に靡けるも、此音は少しも聞こえず、あまりに反映の著しきが為め、殊に深く感じたり」⁽⁹⁾

柳田は、群馬県に座繰製糸が普及し、それを活用する仕組みである組合製糸が有効に機能することによって、いかに地域の農民、女性の人間的な生活を保障するかにいたのかに感じ入っています。

このように群馬県に伝統的に伝わってきた糸挽の技術は、近代の資本主義の広がりの中にあっても、協同組合の創設や座繰器の改良などたゆまない工夫の積み重ねにより長い期間にわたって実用的な生糸生産を支えました。そしてこの事が、近代化に取り残されがちな女子や農村の利益を守り、急速な近代化がもたらす負の副作用が地域社会に広がるのを遅らせ、人々が大変化を受け入れるための時間を稼ぐ役目を果たしたと言えるのではないのでしょうか。

注

1. 齊藤長五郎『かかあ天下と上州女—上州嬢天下考』高崎市婦人連合会編（1969）所収
2. "Report by Mr. Adams, secretary to Her Majesty's legation in Japan, on the central silk districts of Japan : presented to both Houses of Parliament by command of Her Majesty"
Printed by Harrison and sons, 1870
3. 山田武麿『上州近世史の諸問題』山川出版社1980
第二部 蚕糸業経営の諸形態 二、近世養蚕地帯における地主制の展開と賃挽き製糸形態（六）養蚕業への対応形態 —賃挽き製糸経営—
4. 山田武麿『上州近世史の諸問題』山川出版社1980
第二部 蚕糸業経営の諸形態 二、群馬の生糸（二）製糸

松 浦 利 隆

業の発展と地域構造（5）赤城南麓における糸繭商人の活動と製糸形態

5. 鈴木和一「機械糸繰り事始め 萩原進、近藤義雄編『富岡日記・機械糸繰り事始め』みやま文庫94巻 1985
6. 井川克彦
「明治初期の諏訪地方における生糸取引（2完）」（『日本女子大学紀要文学部』65号、2015年）
7. 『群馬県臨時農事調書 郡別編』
（『群馬県史資料編18』群馬県, 1978, 所収）
8. 『群馬県蚕糸業現況調査書』群馬県内務部 明37.9
9. 松岡学人（柳田国男）「蚕業の一本山たる高山社」報徳会『斯民』2-8

内務省の生糸直輸出政策と実態について

— 海外市況調査と市場開拓 —

佐藤 有*

はじめに 先行研究と課題

(1) 先行研究

内務省の直輸出

1875（明治8）年、大久保利通内務卿は「本省事業ノ目的ヲ定メルノ儀」¹とともに「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」²をもって、直輸出を展開させる。この一連の建議は大久保が内務行政の総括的な目的を示したものとしてとして多くの研究で検討されてきた。周知の通り日本は開国後、居留地で外国商人が商品を買取り、輸出する形態をとっており、この居留地の外国人貿易商に商品を売り込んだのは日本の売込商であった。これに対して大久保は、日本の貿易商または荷主が自己の取引勘定を以て直接海外市場へ輸出を行う直輸出を主張した。なお、1875年内務省が直輸出政策に乗り出すが（担当部局：勸業寮のち勸商局）、1878年には担当部局が大蔵省（商務局）に、1881年には農商務省（商務局）に移管されており、こうした背景もあってか内務省研究の中では多く取り扱われていない³。

直輸出政策論

政策論としての直輸出については、海野福寿氏の一連の研究が通説となっている⁴。つまり、当時の商権回復運動の中で当初の直輸出論は外債償却のための正貨（外国公貨）獲得手段とされ、その実績の不振から1877年以降、つまり明治10年代前半には市場開拓や拡張といった殖産興業政策と密接な関連を持っていくとした。

生糸に関する直輸出の研究

生糸直輸出に関しては多くの研究蓄積があり、『開港と生糸貿易』⁵が生糸貿易史に関する通史となっ

ており、さらに民間の生糸貿易活動を明らかにした『日米生糸貿易資料』⁶における生糸直輸出の嚆矢となった星野長太郎・新井領一郎を中心とした書簡が翻刻され、その解題と共に多くの研究で利用されてきた⁷。

本稿に関わる生糸の市場形成については、幕末開港後、当時微粒子病の被害を受けていた欧州とりわけフランス・イタリアの需要を満たす形で市場を拡大した日本の生糸だが、明治10年代半ばからは絹業が発展してきたアメリカを主な供給地としてさらにその供給量を拡大していったことが明らかにされている。特に、明治10年代当初のアメリカ市場の開拓では、井川克彦氏⁸が改良座繰により、日本の生糸がフランス市場からアメリカ市場への移行を先導したことを指摘しており、この改良座繰への転換については大野彰氏⁹などがアメリカ市場での見本品への評価や、アメリカ市場に合わせた日本での改良座繰技術への対応について明らかにしている。改良座繰については、共同の揚返しによる、アメリカ市場に合わせた生糸の大口出荷と品質の斉一化を果たした点が最も重要視される。

こうした研究では、政府の役人（領事など）または民間の直輸出事業者たちが直接海外需要地から齎した情報が、国内生糸の改良へ向かわしめ、さらにアメリカ市場を開拓していくことを指摘している。当該期の直輸出の最たる効果は、居留地に限定されていた海外市場の状況や需要地における実際の生糸に関する要望が、直接直輸出を行ったものに情報として入ってくることにあった。海外の需要地においても、居留地貿易では生産者の情報が見えない点もまた課題となっていた¹⁰。

* さとう ゆう・群馬県立世界遺産センター

(2) 課題設定

当該期の生糸輸出に関しては、海外市況の情報収集が課題であり、内務省の生糸直輸出は、こうした需要を果たした。であるならば、その手法・効果を内務省内政（勸業政策）の中に位置づけることが必要だと考えられるが、現状しっかりとした評価はなされていない。内務省から農商務省（大蔵省を経て）に勸商政策担当部局が移った以降については、1881年以降の領事報告が編綴された「通商彙纂」など総体として海外情報を捉えることができ¹¹、こうした内容が勸業目的となっていることが指摘されているが¹²内務省期にあっては総体の情報が提示されていないと考えられる。つまり、なぜ海外市況の報告が勸業目的となったのかは、その創設時、つまり1881年の農商務省の設立時ではなく、明治0年代後半から10年代初頭の内務省や大蔵省の展開した海外市況調査の流れを押さえないければならない。

この当初期の海外市況調査の検討を通して「大久保政権」下での勸業政策も見通せるのであり、また実態としての市況調査はどのような形で実施され公表へと結びついたのかも明らかになる。これは当該期の生糸直輸出政策を考えるうえでも重要な点となる。

なお、勸業政策の中に位置づける上で、本稿では勸業寮の責任者となる河瀬秀治及び群馬県（熊谷県¹³）を対象に見ていきたい。群馬県は河瀬が内務省に移る直前まで県令を務め勸業政策を展開しており、群馬県の生糸直輸出事業者との関連が深く実態が見えるからである。なお、群馬県の生糸政策については『群馬県史』他¹⁴を参考とする。当該期の内務省の勸商政策については、別稿があるので参照されたい¹⁵。

1 内務省勸商局の直輸出論

(1) 内務省の事業整理と直輸出政策の登場

内務省は征韓論政変後の内治優先論の展開を目的とし、1874（明治7）年1月10日省務を開始した。特に初期内務省で重視された勸業政策については、熊谷県令であった河瀬秀治が内務省勸業寮の権頭に

転出（初期内務省の人事では地方官経験者が多数¹⁶）して省務が始まる。しかし、省務を行う中で当初河瀬は「大蔵省分省」¹⁷と指摘しているように、内務省が新設省であるためその業務が従来の大蔵省などの移管事務に依っていることから、内務省は事務整理を行っていく。

こうした中、1875年5月24日、内務卿大久保利通は「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」を作成し内務省の行うべき事業を整えていく。この目的の整理の中で登場したのが「海外直売ノ基業ヲ開クノ儀」で居留地の外商を介さないで直接海外との貿易の道を開く直輸出を志向していく。なお本建議では「商権ハ概ネ外商ノ手ニ有セラレ、我商売ハ到底彼ノ籠絡ニ罹ルヲ免レ」¹⁸と、直輸出会社の設立を志向（資本金50万円、30万円は勸業資本金（後述）から支出）した。

ここでは、外商の貿易支配からの脱却と日本産品の海外直売による市場拡大と輸出増進が目的とされ、方法としては、勸業寮が直輸出会社を設立・運用する方法が考えられた¹⁸。しかし、直輸出会社の設立に関しては、当初の内務省にあっては民衆圧迫が危惧されており「海外直売ノ基業ヲ開クノ儀」では、「官金ノ恩貸ヲ得タル会社ハ能ク其業ヲ振起セシモノ鮮ナ」く、また「横浜ナル他ノ商売ノ妨碍トナリ、竟ニ官民争利ノ弊害ヲ遺サン」とされ、その対策として「官予メ該舗営業上ノ制限ヲ確定シ、其売買及計算ノ事総テ官員ノ監督ヲ受ケシメ、舗主ト雖ドモ其自個ノ意見ニ由リ執行スルノ権ナカラシムベシ」とし、また「利益」が出るようになれば「之ヲ全ク商売ニ委付スル」ことが考えられた。つまり、政府資金の投下による事業は、現状で展開している横浜の商人たちの「妨碍」となりうるが、それを官員による監督で抑える。この考え方により政府直営の直輸出政策が展開されていく。内務省が当該期に政策的に補助を与えた商社は表1の通りであるが、年報¹⁹において起立工商会社以外は概して低調と評価している。

貿易振興について、内務省は1875年9月24日に「勸業寮職制及ヒ事務章程」を改正し²⁰、第12条に「輸出入ノ物品ヲ較量シ貿易上ノ便益ヲ謀ル事」と貿易関係の統計調査を行うことも明確にし、今後統計分析

表1 勸商局所管の直輸出会社

設立	名称	主な販売先	主な品目
1873 (1876より勸商局所管)	起立工商会社	フィラデルフィア博覧会、オーストリア、清国、内地	銅器漆器陶器その他雑貨
1875.9	広業商会	清国・上海	昆布他
1876.7	新燧社	内地、清国	摺付木
1887.1	開通社	米国	横浜税関内で人民の委託を受け輸出入物品の引受・積入代理
1876.6	朝陽館	清国・上海他	藍

※「記録材料・内務省第二回年報二」(国立公文書館蔵)より作成

を行っていくことが規定される。目的は、直輸出による外商支配からの脱却と海外直売による市場拡大であり、そのための手法として、直輸出会社の設立と統計調査・分析が必要性を増したのである。なお、直輸出会社は民業圧迫となるのであって、民でできるなら民でやりたいというのは当初からあった考え方である。詳細は後述するが当該期、アメリカ向けの生糸直輸出では星野長太郎・新井領一郎兄弟が先鞭をつけていき、内務省所管の富岡製糸場の生糸は三井物産会社²¹を通してフランスで販売を行っている。

(2) 内務省と大蔵省の事務分掌

さて、当該期外債償却を志向していた大蔵省と直輸出方針を打ち出した内務省間で事務調整が図られるので以下で見ていきたい。1875年11月、貿易に関する両省の規約²²は、大蔵省国債寮と内務省勸業寮の分掌を定めたものであるが、そこでは目的として、「我国所産所有ノ諸物品ヲ英国地方へ運輸シテ之ヲ売鬻シ、其代金ヲ以公債元利ノ償却ニ充テ」ること、また「旁々内国中ニ於ケル物産融通ノ媒介ヲ為シ、工業奨励ノ基礎ヲ立ツル」ことが挙げられている。つまり、直輸出で得られる正銀を外債償却に使用すると取り決め、その上で工業奨励を行おうというものである。大蔵省は外債償却手段を、内務省は直輸出に関して大蔵省国債寮の予算での配分を得ることになった。

実態としては1876年1月よりの三井組による米の直売などが実施され、先述の富岡製糸場の生糸の直売も展開することになる。また、視察のためイギリスに勸業寮七等出仕富田冬三、大蔵省租税寮七等出仕南保を派出することを取り決めている。そして彼ら海外に派遣された人物たちが海外の市況を逐一報

告していくことになる²³。

(3) 勸商局の設置

内務省はこうした直輸出振興を図るなか、従来の勸業寮を農務と商務に分けて、商務に関しては1876年5月16日に勸商局を設置し、同月には勸

商局事務章程を制定、河瀬を勸商局長に異動させた。ここでは、「勸業寮ノ商務ヲ分割シ勸商局ヲ置キ、内外通商利害得失ヲ弁明シ、商業便利ノ為メ海陸運輸ノ便路ヲ開キ、商会市場ノ諸則ヲ定メ、商業習学場ヲ設ケ、商品ノ標号ヲ保護シ、商業振起ノ為メ必要ノ資本金ヲ貸与スル等、全国ノ商業ヲ勸奨スル一切ノ事務」²⁴を担当するとされており、従来の勸業寮は勸農事務を主体としていたので、勸商局は内務省の直輸出事務を含む商業振興のため誕生したものと捉えることができる。なお、農務に関しては勸農局を設立した。

もう少し事務章程を追っておくと、上款において「第三 内外貿易ノ盛衰ヲ商リ各港輸出入ノ物品ヲ較量シ貿易便利ノ方法ヲ創定シ或ハ保護ノ術ヲ設クル事」、「第九 海外出商ノ便宜ヲ得セシムル為メ特別ノ保護ヲ与ヘ或ハ之レヲ監督スル事」が規定され、下款においては、「第一 内外商業ノ盛衰物価ノ昂低ヲ報告スル事」、「第三 海外各国ニ適不適ノ物品ヲ報告シ内外商業ノ盛衰ヲ助クル事」、「第四 内外各種ノ見本品ヲ交換シ人民求需ノ景況ヲ試験スル事」と、統計調査・分析と海外の市況調査及び見本品交換(試売)が重視された。

このため、政府が1875年から継続していた海外の市況調査は継続され、大蔵省官員の報告が大隈のもとへ、内務省官員の報告も河瀬らの元へ届けられていくこととなっていく。この間、市況調査は大蔵省と内務省で継続して行われた。内務省(のち大蔵省)で収集された海外情報は、1878年以降定期的に刊行されることとなった(詳細後述)。

(4) 海外派出官員

こうして諸外国へ派遣された官員や領事の報告が当該期の海外市況を日本にもたらしていくことにな

る。そして、こうした海外情報が国内の生糸の品質の改良が行われていくことが明らかにされているが、ここでは先行研究の整理も含めて、若干これまで指摘されてきたことを述べておきたい。例えば、「農務顛末」など²⁵では1875年、米国駐在副領事富田鉄之助と勸業寮8等出仕神鞭知常に生糸茶等の見本品を持たせ米国へ派遣したことが知られている。ここでは米国絹業協会が勸業寮が用意した84個の日本産生糸の見本を評価、米国市場に適するかの評価を行っている。ここでの生糸品質について、技術的には揚返しの有無などが評価の基準とされ、日本での繰糸工程に影響を及ぼしたとされる²⁶。こうした内容は製糸技術に関して詳細に伝えるものであったが、海外市況が求める品質改良については、政策部局ではなく製糸技術者を必要とした。つまり、政策として海外の市況調査を内務省が行っても、殊技術的なことに関しては製糸改良事業者との共有が必要となる。もちろん内務省はこの間内藤新宿試験場などで西洋技術の日本への移植の調査研究を行っているが、総体としては、民にいかに広めていくかが課題となろう。

情報収集では、さらに1875年12月13日に官員を米国に派遣し、「糸茶ノ二品ヲ広く同国ニ流伝スルノ路ヲ開」く²⁷（英国も同様）ことを目指している。こうした積み重ねを経て1876年10月20日、英国派遣の富田冬三らの報告を基に、河瀬は内務・大蔵両卿宛「勸業寮ノ海外通商勸商業務ニ関スル意見書」²⁸を作成した。結論としては先に見た大蔵省国債寮との外債償却手段としての直輸出は、内外市場価格の比較から利益が上がる品が「甚稀」で、国債償却手段としては不相当とされ、さらに「物産販売ノ門路ヲ拡張スヘキ」（市況調査）を強調、手法として「勸商局ニ於テハ適宜ノ人員ヲ撰挙シ、当分米・英・仏ノ三所ニ配置」し、「本局試売品又ハ人民ノ見本品等ヲ販売セシメ専ラ各地需要ノ實際ニ就キ内地製産物ノ得失ヲ研究探知シ或ハ商業ノ盛衰物価ノ高低」を調査し、「総テ商務ニ関スル緊要ノ事件ヲ報告セシメ内外ノ通商ヲシテ益盛大ナラシムルノ一偏ニ着目從事スヘキモノトス」と整理された。利益は期待せず、勸商局員の米・英・仏への配置と見本品試売、市況情報の報告の必要性を問うたのである。

つまり、「国債償却便宜ノ目的ト勸商上欽クヘカラサルノ目的ト両岐両全ヲ得」るのは「至難」の事であり、その「性質ニ基キ各目的ヲ判別」して将来の業務に従事することを指摘した。具体的には以下の5点が挙げられる。

- ① 海外貿易の目的を以て成立せし商業を主眼とするもの（国債寮準備金による広業商会・起立工商会社）は従来通り勸商局が従事
- ② 輸出の目的があっても専ら農工の業を主眼とするもの（国債寮の準備金に係る五代友厚の青黛（藍）の製造、新燧社の摺付木（マッチ）製造の類）はこれからは勸業寮が担任
- ③ 将来海外販売の目的があり、国債寮準備金で資本補助等がされていても前二条の通り業務の質により勸業寮、勸商局に分けて適宜担任
- ④ 時価の高低や各種景況により将来国債寮において国債償却便益のために行う事業は、計算上の得益の一偏に着目して、国債寮の意見で、便宜の処分（内外人民への販売、勸商局への委託、直接販売）
- ⑤ 勸商局は英米仏に人員を配置し、勸商局試売品や人民の見本品等を販売して、各地需要の実際に就いて内地製産物の得失を研究探知し、或は商業の盛衰物価の高低等総て商務に関する緊要の事件を報告させ、内外の通商を盛大にする

ここでは⑤を強調しておくが、こうして内務省は海外への官員派遣や領事報告をもって直輸出の振興を展開していくこととなった。ここで当該期の直輸出割合（内国商取扱高）を示しておくのと表2の通りである。

表出典の勸商局年報から一部引用すると、「本年度ニ於テハ更ニ幾分ノ進歩ヲ占メ得タルモノ、如シト雖モ、是レ或ハ官府ノ誘掖ニ依リ或ハ地方官ノ慫慂ニ因リテ、以テ此進歩ヲ補導シタルモノナシトセザルガ故ニ、未ダ遽ニ之ヲ賀スベカラザルモノニ似タリ、然レトモ是レ其区域ヲ将来ニ拡張スルノ基礎タランコトヲ信ズレバ切ニ内国商ノ自奪自起以テ其針路ヲ誤ラザンコトヲ期望セザルヘカラザルナリ」²⁹とされ、民の展開に期待しながらも、官によ

表2 輸出高に占める内国商取扱比率

	輸出高	内国商取扱高	内国商取扱比率
1876年7月～1877年6月	27,503,457円余	812,059円余	2.95%
1877年7月～1878年6月	26,907,300円余	1,684,885円余	6.26%

※「記録材料・勸商局第三次年報」（国立公文書館蔵）より作成

る政策的な直輸出が展開していくことになった。

(5) 小括

1875年以降、内務省はその省務の目的確定、整理の中で直輸出の展開を志向した。実際にこうした政策が動き出すに従い、当初目的の国債償却手段としては不相当と判断され、海外への官員の派出・報告を重視するようになった。これは、新たな政策形成の準備として、さらに海外の市況調査、試売等による現地との関わり深化させていく。

2 生糸直輸出のはじまりと情報

(1) 群馬県（熊谷県）の勸業政策の展開

ここでは具体的に内務省の生糸直輸出は生糸生産地でいかに展開するのを見ておきたい。開港以降主要な輸出品となった生糸は、国内での粗製濫造対応のため、その品質管理、生産技術向上が課題となり、フランス人技術者ポール・ブリユナ (Paul Brunat) の指導の下、1872 (明治5) 年に官営の模範工場として富岡製糸場が設立された。海外の工場制度の移入、フランスの生糸生産技術の移入として富岡製糸場が生糸改良の先鞭をつけたことが明らかであるが、もちろん富岡製糸場のような官営の巨大工場がすぐに全国で展開することはなかった³⁰。群馬県内ではそれに先駆けて1870年前橋藩営の製糸所がスイス人技術者カスパル・ミュラー (Caspal Müller) の技術指導を受けて設立されているが、こうした器械製糸技術が県内での器械製糸による生糸改良へ向かわしめている³¹。

この製糸技術は、当時の県の勸業政策、つまり勸業資金の投下という手法により県内に波及した。この勸業資金であるが、1872年8月安石代 (近世期に各地で慣習的に行われていた市場価格より低い価格での貢租の貨幣納入) を廃止したことに伴い、民衆

の増徴に対する反発を危惧して、これの2割を勸業資金として下付することを決定³²したことを契機として展開する。実際の勸業資金

の交付は地方庁が政府に申請する形でなされた。手続きは、内務省設立後は、事業者が地方庁に申請、地方庁が内務省に申請、内務省から地方庁に回答、地方庁が申請者に回答、という流れをとる。

なお、熊谷県では1873年3月「勸業授産之法見込書」で桑・茶の植付を計画³³するが、大蔵省 (内務省設立前) は人民への影響過大 (制限が多い) として否決した。そこで熊谷県は1873年10月20日に再上申し、ここから熊谷県では民への勸業資本金の貸与という手法をとっていく。当該期の勸業政策では地方ごと勸業の手法は区々であったが³⁴、熊谷県では主に器械製糸場への勸業資本金の貸与が進められていくこととなった³⁵。

当時、熊谷県令であった河瀬秀治は、こうした勸業資本金の投下などをもって熊谷県の勸業政策を推し進めた。特に富岡製糸場や藩営前橋製糸所など官側が直接事業を実施しない限り、まだ資本金が脆弱な民間事業育成には資金が必要であり、とくに製糸場の設立といったイニシャルコスト (繰糸機の導入等)、ランニングコスト (購繭資金等) とも多大な費用を要する事業に資本金を貸与していった。熊谷県では従来養蚕製糸業が盛んな地であり、民力の育成を課題とした県令として製糸場の設立に利用していたといえよう (その他熊谷県域特産の狭山茶関係でも使用)。なお、河瀬は内務省設立後、内務省勸業権頭に転出するため、熊谷県の勸業資本金を投下する事業について常に審査する立場となっている。

河瀬はこうした熊谷県の勸業政策を展開する中で、熊谷県固有の製糸業者らとの関係を深めていった。前橋製糸所の速水堅曹やその伝習を受けた星野長太郎 (勸業資本金貸与による水沼製糸所設立者) らといった有数の製糸技術者たちである。速水は河瀬が熊谷県令であった時に知己となっているが³⁶、福島県に赴き二本松製糸場の開業支援³⁷を行う製糸技術改良者であり、のちその技術を買われて内務省出仕となった人物である。官側は資金は出せても勸業政策

の課題であった広く民力を育成するためには、実際にそれを行う技術者を必要とするのであり、ここで見た熊谷県では県令である河瀬と県内の有数の製糸技術者らは密接な関係を築いていくこととなった。

(2) 生糸直輸出の嚆矢

生糸の直輸出のはじまりについて、星野長太郎と新井領一郎兄弟の動きが多く先行研究で指摘されているが、本稿の目的である内務省の勧商政策、特に生糸直輸出政策との関わりについて本節では位置づけていきたい。

星野は先述の通り勸業資本金の貸与を受けて水沼製糸所を設立し生糸の改良に取り組んでいたが、ニューヨークに「日本米商両商組合会社」を設立した佐藤百太郎が1875年に帰国し、「商法実習生」を募集した際、新井が応募する³⁸。しかし、滞在費と渡航費用を工面することができない中、星野は熊谷県に相談した。星野は自費にしても当面工面ができないため貸与を受けたい考えであったが、熊谷県は星野に「県令（熊谷県令楫取素彦、河瀬が内務省に転出した後の県令）公者、県之官員之内少属を売人減し此給料を廻ス事ニ断然御決し候ニての上、我等へ御談事ありし事也」³⁹と、熊谷県側も積極的な新井の派遣を考えていた。

星野が新井を派遣したい思いは楫取宛の書簡から読み取れる⁴⁰。これには「彼国（新井を派遣する米国）と直取引之方法不相立候半でハ小生等処之小器械ハ尽力之効モ不顕」、「紐府織場に差送良否精査之上至当之代価ニ売捌度、是偏一己謝利之私言ニあらず此道不開ハ真誠器械製糸家ハ忽時ニ気峰を挫キ」と、米国直輸出の方法による器械製糸の声価向上が目的であるとしている。水沼製糸所の設立から、実際の販売先（米国）で正当な値段での取引を目指したのである。当該期、内務省が志向した直輸出の理念に基づいたもの、または援用したものであったといえよう。

熊谷県側も先に見た通り援助の算段を考えていたが、解決法は見つからず、時間が過ぎる中、星野は1876年3月に内務省から勸業資本金の貸与を受けた5000円から200円を借用（500円を生産会社⁴¹に預けて5か年で運用）という方法を提示し⁴²、熊谷県（第2

課伊藤小舟）が了承（3月25日）⁴³する形で旅費を工面できることとなった。なお、この勸業資本金5000円の拝借願は1875年5月3日付けで熊谷県から内務省宛て提出された水沼製糸場の運転資金であった。ここでは、水沼製糸所が良繭買入などにより資金難のため「座繰製糸因襲ノ弊風一洗」ができないことを理由に、所有建物を抵当して申請されていたが、許可がおりたのが1876年3月3日⁴⁴であった。この勸業資本金の貸与の回答まで10か月を要しており、経営難の器械製糸場に追加で勸業資本金を下付することは内務省にとって検討課題であったと考えられる。さらにこの資金を流用し（熊谷県と内務省のやり取りは不明）、新井は渡航費用を工面できることになった。いずれにせよ、熊谷県の勸業資本金の貸与や内務省の直輸出政策に沿う形で新井は渡米したのである。

(3) 生糸直輸出と勧商局の動き

さて、その後の生糸直輸出に向かう星野と新井の動きについては『日米生糸貿易資料』を基礎資料として、近年では大野彰氏⁴⁵の一連の研究などで、新井の星野への報告から米国市場が求めた生糸の品質などについて詳細な検討がなされている。

また、水沼製糸場の経営関係については常に資金繰りに逼迫していたこと、新井の米国絹織物業者とのやりとりから、米国市場が求める生糸が太糸（14・15デニール）で斉一化（繰返し）した生糸の大量出荷を求めたことなどが、はじめに述べた先行研究により指摘されている。本節では、内務省勧商局（1879年1月より大蔵省商務局に）との関わりについて言及していく。

1876年に、新井はニューヨークで佐藤百太郎の下、生糸の直売を開始した。しかし水沼製糸所の経営は困難に陥り、星野は内務省勧商局長河瀬に支援を頼むことになる⁴⁶。

貴地之事ハ残念ニ候得共、何とも資金ニ差支、繭ハ非常ニ高価ニ成り、橘氏ハ相謀り候而も、迎も為替金出来不申、無余義米国売之義思ひ止ミ一時閉場と決し候処、内務省中勧商局ナル被設、局長ハ例之河瀬君御管理被為在候処ニ付、背ニ腹ハ替ラレス情態不得止右ノモノスカリ附

売捌方依頼、為替金借用之義相頼候処、御聞届ニ相成特別之御保護ヲ以俄ニ金三千円御下渡しニ製糸御買上ケ之事ニ相成、外国直売之義も龍動向之糸御注文ニ相成漸ホット一息泣々営業いたし居候

ここでは、星野の資金難に伴う米国直輸出停止の可能性について言及しているが、星野と河瀬の熊谷県以来の関係から勧商局による生糸買上げによる水沼製糸所生糸のロンドン直売を通して援助が得られたことが記載されている。先に述べた通り、勧商局は市況調査と試売を直輸出政策の手法としてとっており、勧商局の試売は水沼製糸所の営業支援のためにも使われ、また水沼製糸所が目指した米国への輸出だけでなく、ロンドン（欧州市場）での評価も知ることができるよう利用しようとしたと言えよう。

しかし、この勧商局の買上生糸は、実際はロンドンでは販売されなかった。その経過を星野の新井宛書簡から見ておこう⁴⁷。勧商局は、「当時英府糸価騰貴セシヲ以テ勧商局ハ英府適スルノテニールニ造製シ、欧州ニ向テ売試候日途」とし、「専ラ欧州向キノ11-13迄のテニールニ製造」していた。しかし、「然シテ此廻該荷ヲ搬運出京セシニ欧州糸価大変動ヲ生シ（中略）タルヲ以テ今日ハ欧州ニ通送シ無利益ノ勢ニ立到リ、勧商局ニ而今回限り横浜ニ而可売捌と之事ニ決セシ際、我八月廿三日通送セシ糸ノ評説甚宜敷カリシ故、再ヒ貴地へ送ルノ説ニ変」すと、欧州市場の不況でロンドンでの販売を見送り横浜売りを検討したが、新井の米国での生糸売買の情報（8月の生糸売買）から米国で販売することとなった流れを伝えている⁴⁸。

新井は勧商局の生糸販売について星野らに以下のように伝えている⁴⁹。

勧商局之変議ニ寄りて再ヒ当地に向ケ糸荷送り方行届候様相成シ趣、委細之手續被仰越、一々拝誦初テ愁眉ヲ開ク之時ニ遭ヒ、実ニ小子之愉快何ヲ以テ譬ン哉、然ル上ハ尚一層勉励信ヲ以テ永ク取引致し、不日欧州各地之右ニ出ル良品ヲ製シ候様仕度、小子モ当地ニ在而及ブ丈ケハ勉励可仕候、勧商局之手ヲ以テ此度御廻し相成候糸荷之内デニール之頃合不十分と被仰候得

共、11・13位之太トサナレハ随分相当之高価ニ売捌ケ可申候

ここで、新井は勧商局の荷を扱うのは初めてということが理解でき、「愉快」と表現している。また、水沼製糸所自体は資金難だが、新井と星野よりもたらされた米国の市況情報は勧商局にとって有意な情報となったことが理解されよう。1876年段階の日本の生糸輸出先の国別シェアでは40%を超える英国と2%に満たない米国であったが、勧商局としても販路として使用できるルートができていくのである。

なお当年の勧商局取扱い生糸は表3の通りであった。

表3 1876年勧商局の生糸試売高
ニューヨーク宛て

総量（斤）	金額（円）	販売済数量	販売済価額（弗）
1426.5	11029	1176	10010.14

ロンドン宛て（富岡製糸上中下糸）

総量（貫目）	金額（弗）	備考
18	1503.75	販売についてまだ報告なし

※「記録材料・内務省第二回年報二」（国立公文書館蔵）より作成

（4）勧商局の収集情報

第1章で述べた通り勧商局は海外の市況調査を直輸出政策の手法として前面に押し出した。では具体的にはどのような情報もたらされたのであろうか。直輸出政策が動き出した1876年に米国フィラデルフィアで博覧会が開催された。博覧会の事務局は勧商局が行い、河瀬は事務官長として、速水は審査官として渡米している。この博覧会の報告書では米国生糸商況が記載されている⁵⁰。以下で見ていくが、先にも述べた通り1876年段階では米国は日本の主な生糸輸出先国ではない。

米国ハ保護税ノ制アリテ専ラ内地ノ物産ヲ盛ンニセンコトヲ務メ、輸入ノ生糸ヲ無税ニシ、其既ニ製セル絹帛ハ原価十分ノ六ヲ科税セリ、故ニ外国ノ品ハ常ニ高価ニシテ自国ノ製造日ヲ逐ツテ興隆ス

関税の面から米国が輸入生糸を求め、自国で絹帛を製造する政策を打ち出していることを指摘する。さ

らに以下のように続くが表4で数量の変化、表5で輸入関税の推移も掲げておく。

今其一証ヲ拳ゲンニ、一千八百七十年ニハ絹帛一千二百万弗ヲ日耳曼及ビ仏朗西ヨリ輸入シ、生糸二百万弗ヲ支那・日本ヨリ買収ス、而シテ七十五年ニハ絹帛ノ額三百万弗、生糸ハ一千八百万弗ナリ、即チ五年間ニシテ全ク其形勢ヲ一変シ製品ハ四分ノ一ニ減シ、元材ハ八倍ノ数ニ登レリ

表4 米国の生糸・絹帛輸入額（単位：弗）

	絹帛	生糸
1870 明治3年	1200万	200万
1875 明治8年	300万	1800万

表5 米国の生糸、絹製品に対する輸入関税の推移

年	生糸	絹製品（絹匹）	備考
1841	従価2割	従価2割	
1842	従価2割	従価2割 1部製品は重量税	生糸は重量税で50セント/ポンド
1846	従価2割	従価3割 1部製品は2割5分	生糸は従価1割5分
1857	無税	従価2割4分 1部製品は1割9分	生糸無税だが欧州から輸入されるアジア生糸は従価1割
1861.3	無税	従価3割	
1861.8	無税	従価4割	
1864	無税	従価6割 1部製品は5割	

※「勸商雑報」第14号より作成

※備考欄は「近代生糸世界市場の成立要因とその需給関係」（1842～1872年）（顧国達・濱崎實・宇山満『日本蚕糸学雑誌』62巻5号、1993年）により補足した事項。

こうした評価の中で米国市場への試売も拡大していく。米国では先に触れた新井の他、民間では二本松製糸場の佐野利八も活動を始めるが、勸商局からは福井信が派遣された。そして、1877年5月、勸商局から福井へ通達⁵¹が出されている。主な内容は「紐育府其外諸州之市場ニ於て本邦諸商品試売之儀及諸商品之相場報告」をするようにとされ、第一条で米国市場で「利益ヲ起シ或ハ起スヘキ景況アルトキハ其時々巨細取調報告」とし、「諸報告之本局ニ報セサルモノヲ一切他人ニ報スルヲ許サス」と情報の伝達に関して制限を行った。加えて第2条では米国「東都」に出店又は行商する本邦商人の様子に着目し、

その情実を報告すること、とした。勸商局は海外派遣の官員や、出張した際の官員の報告など、在外領事報告と合わせて市況調査を進めていった。なお、福井への指示では局内にまず知らせることとしているが勸商局が集めた情報は「勸商雑報」（1879年に勸商事務が大蔵省に移管された後は「商務局雑報」という形で刊行されていく。勸商局の収集した情報で重視された情報が公開されたと考えられるため表6にて全目録を掲載する⁵²。

表6 内務省勸商局、大蔵省商務局発行の海外情報（勸商雑報及び商務局雑報）

号数	刊行日	目次
1	1878年4月	本邦駐劄英国領事貿易報告摘要 千八百七十七年伊仏其他諸国養蚕ノ景況 倫敦刊行英国商事雑報中支那茶ノ説抄訳 魯領比隣ノ地ト貿易ヲ開クノ論説 米国出張神鞭知常復命書抜粋
2	1878年4月	本邦駐劄英国領事貿易報告(前号ノ続キ) 米国出張神鞭知常復命書抜粋(前号ノ続キ) 上海領事報告抜粋 桑港領事報告合衆国本位銀貨鑄造ノ決議 伊国ジイ、バルイ氏ヨリ同国駐劄本邦代理公使へ送呈セル書牘 生薑輸出量価取調書
3	1878年5月	米国出張神鞭知常復命書抜粋(前号ノ続キ) 同国在留某ノ報道セル本邦試売生糸ノ品評書 桑港領事報告抄粋 米国輸入製茶ノ事 桑港輸入米ノ事 東印度出張梅浦精一復命書抜粋 該地方産茶沿革ノ略史
4	1878年5月	米国出張神鞭知常復命書抜粋(前号ノ続キ) 生糸、絹匹、真綿、殺繭及蚕卵紙等ノ事 東印度出張梅浦精一復命書抜粋(前号ノ続キ) 該地方産茶沿革略史 桑港領事第二年報抜粋 清国役夫問題ノ事 諸職工雇入賃銀ノ事并賃銀表 函館出張某北海道輸出入商況報告
5	1878年5月	米国出張神鞭知常復命書抜粋(前号ノ続キ) 真綿及壳繭ノ事

号数	刊行日	目次
5	1878年5月	東印度出張梅浦精一復命書抜粋（前号ノ 続き） 製茶売買手続ノ事 カルカッタ港ヨリ倫敦迄製茶輸送諸入 費ノ事 勸農局試製印度風紅茶ノ品評 桑港諸職工雇入賃銀表 函館出張本局官員報告抜粋 北海道雇夫賃銀ノ事
6	1878年6月	米国出張神鞭知常復命書抜粋（前号ノ 続き） 世界生糸産出高ノ事 桑港諸職工雇入賃銀表（前号ノ 続き） 伊国在駐中島副領事公信摘要 伊国蚕卵紙ノ商況及輸出入物品価格表 日、米両国間ノ貿易概況 伊国未蘭府茶商紅茶ノ品評
7	1878年6月	米国出張神鞭知常復命書抜粋（前号ノ 続き） 製茶輸入ノ事 茶商営業ニ数派アル事 東印度出張梅浦精一復命書抜粋（前号ノ 続き） 「ジウト」製造輸出ノ件 上海駐劄領事第二月報抜粋 該地へ本邦銅錢輸送ノ件 開平鉱山開鑿ノ件 桑港刊行「コムメルシヤル、ヘラルド」 新聞抄訳 世界商業ノ進歩
8	1878年6月	米国出張神鞭知常復命書抜粋 茶商営業ニ数派アル事 製茶輸入ノ概説并ニ無色加色ノ事 東印度出張梅浦精一復命書抜粋 青黛輸出栽培ノ事 倫敦經濟雜誌中銀価下落説抄訳 在桑港領事報告中本邦漆器陶器ノ件 桑港商事新報中全世界通用貨幣ノ件 内地商況 新潟港輸出入物品并船舶出入表
9	1878年7月	東印度出張梅浦精一復命書抜粋（前号ノ 続き） 青黛製造、荷造り、輸出ノ件 兵庫港駐劄英国領事貿易報告書 銀価下落説（前号ノ 続き） ドクトルドルツセル氏日本工芸実見説 山梨県下輸出入物品表
10	1878年7月	兵庫港駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ 続き） 在上海領事館商情月報摘録 和歌山県下摸織「フラネル」販売ノ景 況 五代友厚氏所製藍靛ノ景況 倫敦經濟雜誌中銀価下落説（前号ノ 続き）

号数	刊行日	目次
10	1878年7月	英国学士ドレツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 勸農局試製紅茶英国人ノ批評
11	1878年7月	兵庫港駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ 続き） 勸業局試製紅茶英国人ノ批評（前号ノ （前） 続き） ドクトル、ドレツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 銀貨出納概論 英国曼識特ノ大訴訟 函館出張吏員其通信抜粋 岐阜県下河岸場輸出入物品表
12	1878年8月	兵庫港駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ 続き） ドクトル、ドレツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 清国開平鈔務局起見書 英国在駐領事館報告抜粋 千八百七十七年間該国輸出入貿易ノ件
13	1878年8月	千八百七十五六七ノ三ヶ年間米国輸出入 比較論 兵庫港駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ 続き） 清国開平鈔務局起見書（前号ノ 続き） ドクトル、ドレツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 京都府下各港湾河岸場出入船舶及物品表
14	1878年9月	ドクトルドルツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 合衆国絹匹及海關稅則ノ沿革 函館駐劄英国領事貿易報告書 在紐育領事月報中本邦生糸近況ノ件抜粋 倫敦刊行某新聞中日本近況ト題スル一篇 抄訳 京都府下各港湾河岸場輸出入物品解説
15	1878年9月	倫敦刊行某新聞抜粋日本近況（前号ノ 続き） 兵庫港駐劄英国領事貿易報告（第十三号 ノ 続き） 香港刊行循環日報抄訳西国多明識之士説 在函館本省官員根室地方出張紀行 英国貿易月報抄訳該政府歳出入ノ件 英国外国貿易ノ近況 雜報第七号ニ所載「ジウト」ノ解説
16	1878年10月	函館駐劄英国領事貿易報告書（十四号ノ 続き） 在函館本省官員根室地方出張紀行（前号 ノ 続き） 米国紐育商況雜誌抄訳日本近況 上海總領事報告書中氷製造ノ事 支那某新誌抄訳与利論 京都府下各港湾河岸場輸出入物品解説 （第十四号ノ 続き）

号数	刊行日	目次
16	1878年10月	新潟県下新潟港 ^{西洋形} 日本形出入船舶及物品表
17	1878年10月	函館駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ続キ） 在函館本省官員根室地方出張紀行（前号ノ続キ） 香港刊行循環日報抄訳学買宜先学俊説 日耳曼近況 英国鈷物統計抄訳 福島県下河岸場輸出入物品表 群馬県下河岸場輸出入物品表
18	1878年11月	在英国某報告生蠟商況 在米国某報告仏英伊生糸取引形況 函館在勤某報告 仏国里昂府刊行生糸商況新報抜粋 伊国領事申島才吉報告養蚕形況 清国某氏守富論抄訳 福島県下各河岸場輸出入物品解説 群馬県下各河岸場輸出入物品解説
19	1878年12月	在英国某報告米商況（前号ノ続キ） 仏国里昂府生糸商況新報抜粋（前号ノ続キ） 在米国某仏国里昂府生糸商況報告（前号ノ続キ） 香港循環日報抄訳英国以通商為重之説 三重県下各港湾河岸場輸出入物品表 同解説
20	1878年12月	在英国某報告銅商況（前号ノ続キ） 仏国里昂府生糸商況新報抄訳（前号ノ続キ） 米国某新聞抜粋 倫敦土曜新聞抜粋 仏国理財新報抜粋 千葉県下各港湾河岸場輸出入物品表 商務局雜報（大蔵省商務局）
21	1879年1月	中西貿易大勢論 紐育新聞抄訳 合衆国外国貿易景況 西京西陣織物会所規則 千葉県下港湾河岸場輸出入物品解説
22	1879年3月	仏国理財新報抜粋（第二十号ノ続キ） 英字新聞抄訳電気灯景況 紐育新聞抜粋本邦商品景況 桑港駐劄我領事官報聞 明治十一年々報 里昂駐留米領事官報告 海外輸出費用計算書 和歌山県下各港湾河岸場輸出入物品表并解説
23	1879年3月	同業連合宜属民為説 仏人ル、シモン氏養蚕沿革説 英字新聞抄訳米貿易景況

号数	刊行日	目次
23	1879年3月	里昂府生糸製織景況 函館出張某商況報聞 長崎県下各港湾河岸場輸出入物品表并解説
24	1879年4月	仏人ル、シモン氏養蚕沿革説（前号ノ続キ） 里昂府生糸製織景況（前号ノ続キ） 仏国巴里絹布品評書 香港刊行新聞抄訳 伊国養蚕製糸景況 山梨県下各港湾河岸場物品表
25	1879年4月	局長河瀬君清国巡回報告 循環日報抄訳富国論 函館港明治十一年貿易報告 英国商業新報抄訳製棉景況 桑港茶商形情 京都府下各港湾河岸場輸出入物品表
26	1879年5月	局長河瀬君清国巡回報告（前号ノ続） 函館出張某鯡魚景況報聞 米商況日報抄訳 米国加利福尼亚州生糸況状 堺県下各港湾河岸場輸出入物品表并解説
27	1879年6月	局長河瀬氏清国巡回報告
28	1879年7月	墨西哥聯邦概況 香港商業取引所設立ノ件 世界輸出入一覽
29	1879年7月	洋銀騰貴ノ説
30	1879年8月	各国蚕糸出高統計略表 明治十一年中英国商況概略
31	1879年8月	各府県下港湾河岸場 ^{船舶} 物品 ^{出入} 表
32	1879年9月	里昂府生糸検査所ノ解説及同事務解説
33	1879年10月	洋銀騰貴追説 内外金銀相場比較六ヶ月表其他諸表
34	1879年11月	仏蘭西税関規則摘要
35	1880年6月	千八百七十九年兵庫大坂英国領事貿易報告書 千八百七十九年長崎英国領事貿易報告書
36	1880年7月	紐育市上ニ於テ日本生糸商売ノ近況
37	1880年6月	清国通用貨幣改正意見 仏国工匠報告 仏藩西貢港貿易概況
38	1880年8月	千八百七十九年神奈川港貿易英国領事報告
39	1880年10月	貯蓄銀行編
40	1880年11月	日本各港貿易英国領事報告（函館ノ部） 日本各港貿易摘要表
41	1881年2月	欧州及ヒ米國統計進歩一斑 普国商業會議所ノ事
42	1881年2月	商学概論 附商業学校 商業学校ノ概況

号数	刊行日	目次
42	1881年2月	北米合衆国全国商業会議所ノ概況
43	1881年3月	明治十二年各府県港湾河岸場船舶出入表
44	1881年3月	仏国商業会議所ノ制度撮要 日本輸入貿易ニ付米国総領事ヴァンビューレン氏ノ報告

※「勸商雑報」、「商務局雑報」とも国立公文書館蔵。「勸商雑報」は明治11年（1～20号）、「商務局雑報」は明治12年が2分冊（21～29号、30～34号）、明治13年（35～40号）、明治14年（41～44号）と年代で編綴されている。

※刊行日は目次等に記載の刊行日、巻末には41号は1881年6月7日出版、42号は同年7月出版、43号は同年3月出版、44号は同年10月出版とある。

(5) 小括

本章では群馬県での生糸直輸出と勸商局の実際の動きをみた。群馬を事例としたが、地方における製糸業の発展は地方庁の勸業政策の展開とともに支えられ、また直輸出政策においても、勸商局は民間の活動を資金的に支えていったことがわかる。勸商局は領事報告のみならず、こうした直輸出に係る民間の海外市況情報、また勸商局をはじめとした海外派遣官員に対し、派遣先での海外市況の報告を求め、様々な市況情報（必ずしも体系的ではないが）を収集しまとめていった。

3 生糸の品質と情報

(1) 群馬県（熊谷県）の生糸品質規制

諸外国から日本の生糸の粗製濫造が指摘される中、政府は1873年1月生糸製造取締規則（太政官布告第32号）を布告し、同年2月さらに生糸改会社の設置を規定（大蔵省第13号）する。生糸改会社を通じた品質の確認であり、以下の通りの手順を踏むこととなった。

- ① 大蔵省が下付する結紙を各地方の生糸改会社経由で製造人へ配布
- ② 製造人は結紙に住所を記して押印、ひと結びごとに結んで用いる（押印なしは売買禁止）
- ③ ②の生糸を生糸改会社で検査し検査済みの押印を行う
- ④ 輸出向け生糸はさらに開港場の生糸改会社が検査する

つまり生糸製造人は地方の生糸改会社で品質を確認

表7 群馬県内の生糸改会社

名称	町村	場所
前橋会社	第一大区小二区前橋本町	松井喜平方
安中会社	第十一大区小六区伝馬町	須藤金八郎方
富岡会社	第十二大区小八区富岡町	古沢小三郎宅仮会社
下仁田会社	第二十二大区小七区下仁田町	古屋勘七宅仮会社
同分社	同区小四区宮崎村	湯浅藤一郎方
吉井会社	第十三大区小七区吉井町	萩原四郎次方
藤岡会社	第十五大区小五区藤岡町	清水権衛方
伊勢崎会社	第十六大区小一区伊勢崎町	小暮元衛地内
同分社	同区小七区堺町	織間藤平宅
鬼石会社	第十五大区小八区鬼石町	土屋五郎平宅
高崎会社	第五大区小三区田町	松村九平宅仮会社

※『群馬県史』資料編17、283～291頁より作成

されることとなり、さらに輸出生糸は開港場の改会社で再度確認するという手順を踏むこととなった。群馬県では1873年6月4日大蔵省租税頭に生糸改会社の設立を申請し、6月13日に許可を経て表7の通り設立された。

一方日本の生糸輸出の大部を占める横浜では、政府による横浜生糸問屋による貿易規制が図られ、改会社加入の売込商ルートの規定していく⁵³。横浜生糸改会社は1873年5月に設立されたが、生糸売込量（同年5月から翌年5月まで）で横浜生糸売込総量の96%⁵⁴を扱うまでに至っている。1877年6月8日には生糸取締規則が廃止され、群馬県（熊谷県分離後）では生糸の巻紙の一定をはかるため「提糸造生糸製出心得」と「生糸改規則」で規制し、生産会社を通して統一を図った⁵⁵。いずれにせよ、横浜売込商が外商に渡す前段の検査を行うのであり、外商が求める生糸情報は売込商に集約されることとなる。ここでは、地方の生糸製造者と海外市場の求める生糸の情報が円滑にはなりえない体制であった。

(2) 生糸直輸出と生糸の品質

これが大きく変わるのが先に述べた生糸生産者による生糸直輸出でもたらされた需要者側の情報であった。

1877年1月新井領一郎が星野長太郎らに宛てた書簡⁵⁶では「此度御送り相成候提見本糸者頃合細スギ、且当地ニ而ハ提糸ノ造リ甚タ嫌ヒ候 糸ノ上下ヲ紙ニ而巻事ヲ嫌ナリ 可相成ハ水沼製糸之如キ造リニ致候様相成間敷哉」とされ、提造の粗製が多く、捻造が

よいと報告された。少し時期的には開くが、群馬県は1879年3月31日「近来各地方ヨリ製出スル坐繰生糸中提造ヲ廢シ捻造ニ換ヘ候向追々増加ノ処、其造リ方ヲ換タルヨリ自然明治十年六月本県甲第廿四号布達外ニ相心得候者モ有之哉ノ趣ニ相聞候得共、別ニ本県ノ認可ヲ得、普通検糸ノ免除ヲ達シタル者ノ外、坐繰製ノ糸ハ渾テ同号布達ニ準シ最寄生糸改所ノ検査ヲ受候儀ト可相心得、此旨更ニ布達候事」と、勝手に提造を捻造に変更しないよう布達⁵⁷を出している。米国の求める生糸の条件（この場合嫌う）要件が生糸製造者に伝わった結果、こうした布達を出す事態に陥ったということであろう。

いずれにせよ、市況情報又は需要のある生糸製造情報の流通は生糸事業者の生糸製造の在りようを変えるのである。地方庁（この場合群馬県）は、勧業として積極的に生糸改良に熱意のあるものを支援するとともに、粗製濫造に対しては規制を加えながら生糸の品質を管理しようとしたのであり、有意な生糸事業者は地方庁にとって貴重で、この両者が相互に依存しながら地方勧業は展開したのである。

(3) 米国生糸需要者の指摘とそのインパクト

ここでは、先行研究を含め⁵⁸米国が日本の生糸に求めた要件について触れておく。その上でそのインパクトについて述べることにする。

1877年2月17日の新井から星野らに宛てられた書簡では以下のように指摘する⁵⁹。

当地向之糸デニール上等之分ハ細太とも要用ニ而値段ハ同格ナリ、乍併中下等之糸ニ至而ハ
現今日本市中之糸及支那糸等ノ如キ物 細キ品ハ売
レ方極テ悪シ太と向ナレハ下等ノ糸と雖モ四弗半より安キ物ハ無之、先日大間々町より之御報
ニよレハ遠国太糸ハ三百弗内外ニ而取引相成候
と之事如何ナル悪糸カ存不申候得共太と向キニ
而余リ之村もナク操返し之出来ル品ナレハ却而
上等之糸御送り相成候より利益可有之候

つまり、欧州市場とは異なり米国では細い糸も太い糸も上等のものは値段が同格だが、現在日本が作っている糸質では太いものの方が需要があると指摘するのである。また、少し時期は下るが1877年8月12

日の書簡⁶⁰では「何分ニモ欧州及日本上等糸ヲ要スルFactoryハ誠ニ稀ニ而十分之七八ハ支那糸ヲ用ユル之勢」とされ、上等糸の需要が少なく日本生糸と同品質の清国生糸との競合が指摘されるのである。こうした求められる生糸品質の情報が断続的に届けられるなか1877年3月8日、星野は新井宛書簡⁶¹で共同揚返し器を備える製糸場（改良座繰⁶²）の建設に取り掛かったことを伝えている。

そこでは、「各村座操取之内同志のものを加入セシメ専ら貴地適当之頃合ニ製糸セシメ会社ニ精密ノ綾取ヲ成シ得ル大サニメートル之揚篋ヲ備置各製糸家ヨリハ水篋之俵会社に取集メ此揚篋操返し転々テトロヲ様シ成的一様ナラシメ」とされ、さらに「提造ハ相止メ捻ニイタシ」とする。そして水沼村の有志を集めて、共同揚返しを擁する改良座繰として設立されたのが互瀬会舎（頭取新井系作）であった。この申合書⁶³（1877年7月）の一部を掲げる。

数百年來製糸ニ従事スルト雖ドモ、定度ノ試験器モ無之ヲ以テ、猥リニ見体ヲ以テ好悪ヲ分チ外容ヲ飾ルヲ務トシ、其作用ノ如何ヲ問フニ念ナク、不当ノ高価ヲ企望セシハ迂闊ノ極ナリ、然リト雖ドモ、一己各自ノ精造些少ノ量ヲ以テ市中ニ販売スレバ、奸商ノ為ニ愚弄サレ精粗混同、劣力ヲ当ルノ真価ヲ得ル能ハズ、是実ニ一難事アリ、依テ捌方ノ義星野長太郎ニ協議致シ候処、精品出来ノ上ハ、見本品米国織屋ヘ差廻シ問試可申旨申聞ニ付、過般式認ノ見本糸相廻シ候処、今般新約府ヨリ回信有之、日ク該種ノ糸、目下同府於テ英壹斤米札七弗七十⁽⁴⁰⁾ノ価格ニ有之旨申越シタリ、之ヲ内地売買ノ価位ニ比スレバ百斤ニ付、凡三百円ノ差有之候仕合、疎漏ノ品ヲ以テ目下ノ利ヲ謀リ貴重ノ天品ヲ浪消スルト、信実ノ製造ヲ以テ永遠ノ鴻利ヲ期スルト、其差霄壤ノミナラズ、利害得失識者ヲ待ズシテ判然タリさらに星野は県内有意の製糸技術改良者速水堅曹や深沢雄象らと協力し精糸原社を設立⁶⁴、互瀬会舎はその傘下となり改良座繰は規模を広げていくことなる。協力をした速水は藩営の前橋製糸所にはじまり富岡製糸場ははじめ器械製糸による高品質の生糸改良を目指していた人物であるが、必ずしも最高品質を求めない、

米国需要を満たす改良座繰の設立へと協力していったのである。また詳細は後述するが、この頃勧商局長の河瀬もまた高品質の生糸をつくることは肝要としながらも、海外需要を満たす必ずしも高品質でない生糸生産の必要性を問うに至っている。さて、星野、速水ら県内の生糸改良を先導していった人物たちが改良座繰に向かうなか、群馬県内では改良座繰組合が勃興していく。以下の表8は1880年段階の群馬県の製糸場の一覽と器械糸と座繰糸の産出量の割合である。

表8 1880（明治13）年段階の群馬県内の製糸場

設立	製糸社	場所	方法	製糸惣量(斤)
1874年2月	水沼製糸所	南勢多郡水沼村	蒸気水車	1868.84
1874年10月	共研社	佐位郡伊勢崎町	水車	795.64
1875年9月	関根製糸所	南勢多郡関根村	蒸気水車	3532.98
1875年10月	大渡製糸所	南勢多郡岩神町	蒸気水車	3142.34
1876年6月	神山製糸所	南勢多郡萩原村	蒸気水車	1750.00
1877年9月	勸奨組合	佐位郡伊勢崎町	踏転	279.4
1878年7月	田代製糸所	吾妻郡田代製糸所	水車	9.00
1879年7月	厚生社	西群馬郡高崎駅	水車	77.50
			器械小計	11455.77
1871年6月	橋本製糸所	西群馬郡高崎駅	改良座繰	992.70
1878年3月	北精選会社	南勢多郡才川村	改良座繰	5879.99
1878年6月	製糸原社	東群馬郡前橋町	改良座繰	29385.18
1878年6月	甲子製糸所	西群馬郡高崎駅	改良座繰	1069.00
1878年7月	水野製糸所	東群馬郡萩村	改良座繰	880.30
1878年7月	碓氷精糸社	碓氷郡原市村	改良座繰	41876.05
1878年8月	蕨原共立糸場	西群馬郡青梨子村	改良座繰	3129.17
1878年10月	共栄社	東群馬郡前橋町	改良座繰	5625.00
1878年11月	交水社	東群馬郡一毛村	改良座繰	13949.98
1878年11月	衆潤社	南勢多郡才川村	改良座繰	3387.42
1878年11月	清益社	東群馬郡前橋町	改良座繰	5884.56
1879年1月	潤廣社	東群馬郡岩神村	改良座繰	1674.00
1879年1月	精良社	西群馬郡上新田村	改良座繰	733.00
1879年3月	共立精糸会社	西群馬郡高崎駅	改良座繰	7745.47
1879年3月	昇立社	東群馬郡前橋町	改良座繰	7840.65
1879年5月	日盛社	東群馬郡前橋町	改良座繰	7785.85
1879年5月	明練社	東群馬郡前橋町	改良座繰	1116.21
1879年5月	桃井社	東群馬郡前橋町	改良座繰	7633.95
1879年5月	大成社	西群馬郡高崎駅	改良座繰	940.58
1879年6月	弘明社	東群馬郡駒形新町	改良座繰	1872.00
1879年6月	北甘楽精糸社	北甘楽郡富岡町	改良座繰	17644.00
1879年6月	緑野精糸社	緑野郡上大塚村	改良座繰	1877.10
1879年6月	吾妻精糸社	吾妻郡原町	改良座繰	446.99
1879年7月	藤川製糸所	東群馬郡持柏木村	改良座繰	2310.42
1879年9月	高聞社	東群馬郡天川村	改良座繰	6238.40
1879年9月	昇旭社	西群馬郡中室田村	改良座繰	1500.00
1879年10月	天原社	東群馬郡前橋町	改良座繰	5047.14
1879年10月	愛精社	東群馬郡上細井村	改良座繰	933.30
1880年1月	市村製糸所	東群馬郡前橋町	改良座繰	501.90
1880年7月	其盛社	東群馬郡前橋町	改良座繰	210.15
1880年8月	精糸会社	西群馬郡板井村	改良座繰	997.91
1880年9月	赤城社	東群馬郡小神明村	改良座繰	1158.42

設立	製糸社	場所	方法	製糸惣量(斤)
1880年9月	競良社	西群馬郡神戸村	改良座繰	525.00
1880年10月	精糸会社	北勢多郡糸井村	改良座繰	295.00
1880年10月	功文社	利根郡沼田町	改良座繰	225.00
1880年10月	保明社	那波郡西善村	改良座繰	1084.10
1880年11月	精糸会社	西群馬郡金井村	改良座繰	615.17
1880年12月	郷川社	西群馬郡本郷村	改良座繰	1391.67
1880年12月	昇成社	西群馬郡惣社町	改良座繰	2767.25
			改良座繰小計	195169.98

※『群馬県統計表』1881年9月刊より作成

なお、最後に改良座繰生糸の価格帯を確認するため1883年～1894年に係る生産地・方法別の横浜生糸市場での価格帯も表9で掲げておく。

表9 横浜生糸市場相場

単位：弗

年	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	
細器械最上糸	最高	700	665	770	867	742	745	830	755	680	1180	960	910
	最低	612	600	585	690	645	645	705	600	600	680	710	730
	平均相場	656	636	672	796	680	685	751	658	616	966	841	823
大器械最上糸	最高	682	615	715	795	722	665	795	725	695	985	840	910
	最低	560	565	565	655	575	592	612	565	600	690	690	690
	平均相場	616	590	620	729	630	625	716	622	625	825	790	807
座繰優等糸	最高	655	567	680	765	685	645	795	695	640	925	785	860
	最低	525	505	500	605	555	555	605	550	527	645	695	700
	平均相場	588	546	571	691	601	604	708	610	582	809	710	707
折返優等糸	最高	635	590	697	785	695	645	765	635	630	850	780	840
	最低	525	510	540	655	575	570	615	535	542	610	640	670
	平均相場	571	565	603	730	616	608	707	590	574	780	723	771
信州提糸	最高	535	475	602	685	565	555	685	580	490	670	625	620
	最低	460	410	395	607	470	475	537	485	440	475	590	580
	平均相場	507	455	494	632	514	515	625	522	466	602	-	-
秩父提糸	最高	517	460	565	667	510	535	642	587	485	640	615	600
	最低	470	375	365	525	470	465	505	505	455	510	580	570
	平均相場	484	432	472	618	505	513	579	544	470	580	-	-
八王子提糸	最高	470	430	505	650	545	517	565	530	450	560	560	-
	最低	415	375	330	470	435	432	470	420	405	470	-	-
	平均相場	451	402	394	596	479	478	522	491	425	540	-	-

※原商店「横浜生糸貿易十二年間概況」1896年（『横浜市史』資料編七、34～43頁）より作成

(4) 小括

さて、ここまで生糸の品質の問題について述べてきたが、直輸出が始まる前までは、外商またそれと取引をする売込商、そして地方商人、生糸生産者と、需要地の情報は格段に少なくなっていく体制であつ

て、粗製濫造を取り締まるための生糸改会社の設立はそれを助長するシステムとして機能していたと言えよう。星野など自身が有意な生糸改良事業者と認識する者たちにとっては、粗製濫造をする者たちと同列に置かれたくないという思いは強かったが、互瀬会舎の申合書で述べられたように、「数百年來製糸ニ従事スルト雖ドモ、定度ノ試験器モ無之ヲ以テ、猥リニ見体ヲ以テ好悪ヲ分チ外容ヲ飾ルヲ務トシ、其作用ノ如何ヲ問フニ念ナク、不当ノ高価ヲ企望セシハ迂闊ノ極ナリ」は、どういった生糸が需要地で求められているのかわからない中、至極当然の指摘であった。こうした中、地方での生糸改良事業者たちにとって新井のもたらした需要地の情報は極めて優位性を持ち、多くの事業者たちの方向を示す道筋となり、群馬県内の事業者たちはみながこぞって改良座繰組合の設立へと歩み出したのである。しかし同時に河瀬や速水らは高品質の生糸をつくることを最終的な目的として捉えており、市況と現時の日本の技術水準の中で適性を求め展開したのが群馬の改良座繰であったと言えよう⁶⁵。本章では、新井領一郎といった米国で実際に生糸直輸出を行った民側の情報について述べてきたが、次章ではそういった情報も総体として捉えていった勧商局の市況分析について明らかにする。

4 市況分析とその意義

(1) 情報の解釈と公開

さて、多くの研究で指摘されているように明治初年の日本の統計情報は、いまだ整っていない段階であった。こうした状況は当然そういった情報に基づいて作成されるであろう政策立案の不確かさとなるのであろうか。すでに述べてきたように内務省（のち大蔵省）は、直輸出政策の展開と同時期に海外の市況調査を本格的に開始、統計情報の必要性も問い、その収集に努めていた。先に目録を掲載した「勧商雑報」などは、どういった情報を収集したのかの概要をつかむ史料となろう。こうした情報に基づいて勧商局は、1879年の横浜での生糸繭共進会（速水堅曹はこの会で生糸直輸出商社同伸会社の設立を表

明）に向け、当時の海外市況と解釈がまとめられた「蚕糸貿易概説」を準備していく。生糸に関する初めての共進会で当業者に現時の蚕糸に関する海外情報を提供する機会と考えていたことを伺わせる。

結局、「蚕糸貿易概説」は共進会での公表は間に合わず、刊行の機を失ってしまい、発行は農商務省設立後の1883年5月⁶⁶となった。しかし、1880年3月段階での商務局長河瀬秀治の緒言が入っており、情報も1879年までのものとなっており（米国の情報は1879年以降のものも追記されている）、その評価では1879～80年にかけての主に大蔵省商務局（その前段が内務省勧商局）の市況認識が反映されていると考えられる。管見の限り、年報報告以外で商務局（勧商局）がまとめた海外市況に関するまとまった最初の報告であり、当時の内務省のち大蔵省の直輸出政策の方向性を理解する上での前提となる史料と捉えられる。

(2) 『蚕糸貿易概説』にみる市況分析

はじめに、表10にて『蚕糸貿易概説』の構成を掲げる。

蚕糸生産国や需要国の情報が描かれていくことが伺われよう。作成のために用いた資料については、本論2章で述べたものが基となっていると考えられ、凡例において「統計表及ヒ蚕糸絹帛ニ係ル工業商業ノ景況ハ専ラ外国ノ部ニ詳ラカニシテ却テ本邦ノ事ニ略ス」とされ、その理由として、国内については、内国蚕業の統計は幼稚であることと、加えて従来既に著述があるものもあるためとされる。外国については、各表の所出は原本が同一ではないとされ、例えば甲は仏国統計、乙は英人報告などを用いたとし、

表10 『蚕糸貿易概説』構成

構成	題
第1款	総況
第2款	重要蚕糸国産額ノ衰盛
第3款	欧米各国蚕糸消費ノ概数
第4款	重要市場蚕糸市価ノ変遷
第5款	絹帛貿易ノ衰盛
第6款	重要養蚕国ノ製糸工業概況
第7款	各国生糸品質概別及ヒ各国蚕糸練り上ケノ減量
第8款	各国検糸ノ量
第9款	各国製絹貿易ノ概況

斤量などについて情報ごとに小異動ありとされる。また、海外諸国の統計諸表は本国では編成されているが本邦にはもたらされていないものが多いとされる。

さて内容は構成で示した通り多岐にわたるが、ここでは本稿の目的に沿って、海外市況と海外の需要という点に絞って考えてみたい。

そもそも輸入生糸はいかに需要国で使われるのか。生糸を原料とする主な製品はいかに認識されていたかの史料が残る。主な製品を分けて検討しているので表11にて掲げた。なお、「甲邦ヨリ乙国ニ輸入スル生糸ハ必スシモ乙国ニ於テ消費スルニ非ラス、或ハ之ニ工ヲ加ヘ或ハ未タ工ヲ加ヘシテ更ニ丙丁各国ニ向ケテ輸出スルモノアリ」との指摘もなされており、輸入国が直接の生糸需要地ではない場合がある点も留意が必要である。さて、生糸を用いる製品であるが、製品は「各品・各種皆専門ノ工業」であり、おおよそ2業は兼帯しない専門の工業であるとする。そして、「此各種工業者ノ需要増減ヲ察スルハ生糸商業者ノ要務」と指摘する。さらに、「生糸ノ品質モ亦多額ニ渉ルヲ以テ甲種ノ製品ニ適スルモノ必ス乙種ノ製品ニ適スルアラス」で、「蚕糸ノ精選ニ周密ナル欧州製絹地方ニ在テ猶亜細亜粗製ノ生糸ヲ需要スルコト太タ切ニ且ツ之ヲ消費スルコト太タ夥キ所以ナリ」と理解するのである。

ここから、「蚕糸ノ品質一様ナラサルヲ以テ之ヲ各其質ノ適スル所ニ仕向ケシメント欲スルノミ」と、粗製の蚕糸産出を奨励するのではないが、需要の動

表11 生糸を原品として製作する重要な製品

	部門	備考
1	絹帛	
2	絹織紐	
3	小縁（ササベリ）	
4	編織	
5	肩掛	
6	帽子材	
7	撚合糸（スラウン）	縫糸、縫箔糸、編織等に用いるもので染工せず直に売買消費するもの、撚合糸は一回工場を出れば消費に回る
他	撚糸（ツイスチング）	染彩を加えた後に消費するもの、工場を出た後染工を通して織製者を経なければ消費に回らない、染色もこれに準ずる
他	染工	

※前掲『蚕糸貿易概説』より作成

向に応じた品質の生糸生産が必要だと指摘するのである。しかし、本質的には精好の蚕糸製造を通して自国の製糸の声価を市場に広め需要者の信用を増すことが重要とは付言されている。市況調査に基づいて「精好」生糸の重要さも指摘しながらも、「精好」生糸のみではない、需給関係の市況調査に基づいた生糸製造を重視した点は勧商局のこの時点での結論であったと言えよう。特に日本生糸と競合するのは中国の七里糸であってリヨン市場、ロンドン市場とも表12の通り前橋糸が若干の価格優位を保って推移したと理解されている。なお、前橋糸とその他産地の横浜生糸市場での価格推移は表13の通りである。

次に生糸の主要な輸入国の輸入量、輸出量、そして消費量を表14で示した。

表12 前橋糸の価格推移

単位：法

年/市場	里昂		倫敦	
	前橋糸1番	清国7里糸4番	前橋糸2番	清国7里糸3番
1859				66.1
1860			75.8	66.1
1861	73		66.1	52.35
1862	76		77.15	64.8
1863	72		67.55	60.6
1864	84	69	79.9	70.3
1865	106	83	97.85	87
1866	106	84	100.6	89.6
1867	104	73	90.9	79.9
1868	106	68	97.85	79.9
1869	98	72	90.9	82.65
1870	75	73	82.65	79.9
1871	78	74	79.9	79.9
1872	79	71	84.95	78.55
1873	74	54	70.5	58.75
1874	55	43	58.75	49.6
1875	45	43	41.3	46.85
1876	91	73	93.65	79.9
1877	60	53	52.35	58.75
1878	49	44	42.75	48.3

※前掲『蚕糸貿易概説』より作成

表13 横浜外国人取引における生糸種別ごとの生糸相場（百斤相場）の推移

単位：弗

種類/年	1870	1871	1872	1873	1874	1875	1876	1877	1878	1879
奥州（最高）	840	820	780	750	600	550	1060	740	580	530
奥州（最低）	700	650	700	550	450	470	470	430	460	515
前橋（最高）	850	720	750	720	620	520	1070	860	590	590
前橋（最低）	650	620	640	550	450	410	430	460	490	490
信州（最高）	850	720	750	720	620	530	1070	860	590	
信州（最低）	650	620	640	550	450	410	430	460	490	

※『蚕糸貿易概説』より作成

表14 1868～77年における主要国の生糸輸出入及び消費量

		単位：斤			
		輸入	輸出	消費	自国産生糸(輸出+消費-輸入)
1868	仏	9,030,000 弱	3,510,000 強	6,630,000 強	1,110,000
	英	5,280,000 弱	2,200,000 強	不明	-
	伊	1,800,000 強	3,650,000 強	50,000 強	1,900,000
	米	390,000 弱	0	390,000 弱	0
1869	仏	8,170,000 強	3,050,000 強	5,460,000 弱	340,000
	英	4,180,000 弱	2,260,000 強	1,940,000 弱	20,000
	伊	20,000 強	3,840,000 強	20,000 弱	3,840,000
	米	550,000 強	0	550,000 強	0
1870	仏	6,660,000 強	3,590,000 強	3,060,000 強	-10,000
	英	5,900,000 強	2,080,000 強	3,820,000 強	0
	伊	5,800,000 弱	3,630,000 弱	2,280,000 弱	110,000
	米	440,000 強	0	440,000 強	0
1871	仏	7,720,000 強	1,660,000 強	7,170,000 強	1,110,000
	英	6,190,000 弱	4,210,000 強	1,980,000 弱	0
	伊	960,000 強	5,450,000 強	370,000 強	4,860,000
	米	840,000 弱	0	840,000 弱	0
1872	仏	9,260,000 強	3,550,000 弱	6,780,000 弱	1,070,000
	英	5,470,000 強	4,200,000 強	1,270,000 強	0
	伊	1,280,000 強	5,170,000 弱	1,300,000 弱	5,190,000
	米	810,000 弱	0	810,000 弱	0
1873	仏	7,600,000 強	3,420,000 強	2,850,000 弱	-1,330,000
	英	4,830,000 強	2,110,000 強	2,720,000 弱	0
	伊	1,050,000 強	4,590,000 弱	370,000 強	3,910,000
	米	880,000 強	0	880,000 強	0
1874	仏	11,460,000 強	4,230,000 弱	8,460,000 強	1,230,000
	英	4,580,000 弱	2,100,000 強	2,480,000 弱	0
	伊	1,050,000 強	4,860,000 弱	880,000 強	4,690,000
	米	700,000 強	0	700,000 強	0
1875	仏	11,780,000 弱	5,030,000 弱	7,970,000 強	1,220,000
	英	3,490,000 強	2,000,000 強	1,490,000 弱	0
	伊	1,160,000 強	5,740,000 強	570,000 強	5,150,000
	米	880,000 弱	0	880,000 弱	0
1876	仏	13,970,000 弱	5,050,000 弱	9,180,000 弱	260,000
	英	4,520,000 弱	2,310,000 弱	2,210,000 弱	0
	伊	2,610,000 強	4,040,000 強	260,000 強	1,690,000
	米	1,210,000 強	0	1,210,000 強	0
1877	仏	7,520,000 弱	4,080,000 強	4,890,000 強	1,450,000
	英	3,330,000 強	1,240,000 弱	2,090,000 強	0
	伊	不明			
	米	950,000 弱	0	950,000 強	0

※前掲『蚕糸貿易概説』より作成

最も輸入量の多いのは仏国であり自国での消費量も多い。次いで輸入量の多い英国は、自国での生産はなく、輸入量の半数を輸出し、残りの半数は絹帛などに加工し輸出、または自国で消費していると指摘する。伊国は自国での生糸生産高が多く、さらに国内外製糸を撚糸（経緯糸の類）にして欧州各国に輸出したことが指摘される。米国については欧州各国に比べ輸入量は少ないが輸出もなく、自国製絹用として使用され原料不足となっており、近年の米国内地の製絹工業の進歩が指摘されている。さらに、消費高の増減について見てみると表15の通りである。

表15 主要国の生糸消費高増減率

	1868-1870平均	1875-1877平均	比較
仏	5050000	7346666.667	145%
英	2880000	1930000	67%
伊	783333	415000	53%
米	460000	1013333.333	220%

※前掲『蚕糸貿易概説』より作成
不明年は除外した平均

そして、1878.7.1から1880.4.30の米国輸入量からは「若此勢ヲシテ数歳ニ連亘セシメナハ米国商人ノ絹帛貿易上ニ於テ無双ノ好位地ヲ占メ清・日本両国ヨリ輸出スル所ノ蚕糸ハ大半之ヲ吸収シテ」とされ、「日本ノ蚕業家社会ニ在テハ最モ当ニ深ク思ヲ致サ、ルヘカラサルノ一大要点」と指摘される。当該期における海外の市況情報の収集、分析のなかで米国市場の重要性が認識されていった。

なお、仏国ではアジア産の安価な生糸の輸入が増えたことで南部の製糸者が保護主義（高関税をかけること）を主張し、このアジア産生糸を使って成長しているリヨンの製絹業者が主張する自由貿易とで論争が展開されていることが指摘され、この段階では保護主義には至らなかったが、南部の工場が数か所閉鎖したことが記載されている。安価なアジア糸は生糸需要国の製絹業者の動きにも変容をもたらすのである。

さて、1874年から日本生糸の最大の需要国であったフランスの動きは、生糸に関税をかけていない米国とは対症的であった。表16で1868～1887年までの日本産生糸の輸出国別推移を示した。市況調査に基づく需要地の求める品質の生糸生産、また輸出先の欧州市場から米国市場への転換は、直輸出政策の展開に伴う市況調査の実施とともに並走したと指摘できよう。

おわりに

1875年、内務省内で登場した生糸直輸出論は、少なくとも内務省内では当初の外債償却を目的としたものではなく、内治整備を押し出した地方産業振興（生糸改良）と一体で展開していった。ここでは、内務省が民間の製糸改良者に資金的援助を与えたこ

と（勤業資金の貸与、生糸の買取試売）で、民間での直輸出の動きも現れていった。特に、生糸直輸出先覚者としての星野長太郎・新井領一郎など生糸改良を志す事業者らと内務省（河瀬秀治）は深い関係を構築していった。ここでは群馬県（熊谷県）以来の人的ネットワークが活かされ、地方官・内務省とも勤業に伴う技術改良においては先覚者への資金援助なりを通して代位させる手法をとっていった（試験機関なりで官側が直接実施しない場合とらざるを得ない）。つまり目的達成のために相互に依存するのであって⁶⁷、初期内務省が地方官を多用したこととの成果と評価できよう。

さらに民間からの情報と合わせて、勤商局は領事報告や官員の派遣を通して、海外市況を調査し分析していくことになった。直輸出と横浜売りの単純な価格比較はともかく市況情報を通した将来需要の見通しを立てていく形で展開されていくのである。つまり、居留地貿易では達成しえない、需要地の求める生糸生産へと向かわしめた。これは、直輸出における副次的な効果ではなく、輸出が需給関係で成り立つ以上、需要地の市況調査は供給地にとって本質的な問題であった。居留地貿易はその阻害要因であって、直輸出に伴う積極的な市況調査によって外商の情報独占が克服されたのである。

そして、製糸改良における高規格糸だけではない需要を確認したことや、こうした市況調査を通してアメリカ市場の優位性を把握したことは、次の政策的支援の準備につながるのである⁶⁸。初期直輸出の成否はとかく直輸出の製糸家らの経営面での失敗（時期尚早）が論じられてきたが、内務省の勤商政策の中では、海外市況調査と分析が行われたこと、そしてその後の大蔵省、農商務省と継続していく殖産興業に関する情報収集という手法が確立されていく時期として評価すべきであろう。

注

- 1 「本省事業ノ目的ヲ定メルノ儀」（『公文録』明治八年一〇月内務省何二、国立公文書館蔵）。
- 2 「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」は、本来「本省事業ノ目的ヲ定メルノ儀」とは別に作成され、あとから「本省事業」に差し込まれたとされる。（小幡圭祐・松沢裕作「『本省事業ノ目的ヲ定メルノ議』の別紙について」（『三田学会雑誌』）110巻1号、慶應義塾経済学会、2017年）。
- 3 例えば明治期の内務省内政を総括的に扱ったものとして勝田政治『内務省と明治国家形成』（吉川公文館、2002年）があるが、「直輸出会社の設立」（171～174頁）、「河瀬秀治の勤業論」（247～252頁）などの記述のみで実際の民業奨励政策としての展開の記述はない。内務省の通史になる大霞会編『内務省史』（1980年）においても直輸出と勤業政策についての明確な記述はない。
- 4 海野福寿「直輸出論・直貿易政策」（『静岡大学法経論集』）

表16 年度別日本産生糸輸出国

西暦	明治	仏	比率	米	比率	英	比率	その他	比率	計	単位
1868	1	6,156	41.08%	799	5.33%	8,010	53.46%	19	0.13%	14,984	梱
1869	2	5,804	40.21%	260	1.80%	8,372	57.99%	-		14,436	梱
1870	3	896	10.58%	353	4.17%	7,120	84.09%	98	1.16%	8,467	梱
1871	4	6,203	42.38%	56	0.38%	7,946	54.29%	430	2.94%	14,635	梱（兵庫港除く）
1872	5	5,516	38.23%	172	1.19%	7,365	51.05%	1,375	9.53%	14,428	梱（兵庫港除く）
1873	6	387,077	32.20%	6,612	0.55%	567,440	47.20%	241,073	20.05%	1,202,202	斤
1874	7	400,726	40.92%	74,871	7.65%	389,685	39.80%	113,911	11.63%	979,193	斤
1875	8	637,531	53.96%	4,764	0.40%	426,174	36.07%	112,918	9.56%	1,181,387	斤
1876	9	849,370	45.56%	34,219	1.84%	814,467	43.69%	166,193	8.91%	1,864,249	斤
1877	10	847,415	45.95%	123,658	6.71%	767,316	41.61%	105,750	5.73%	1,844,139	斤
1878	11	898,356	54.62%	286,538	17.42%	401,146	24.39%	58,748	3.57%	1,644,788	斤
1879	12	657,608	42.36%	463,463	29.86%	413,075	26.61%	18,203	1.17%	1,552,349	斤
1880	13	641,004	43.86%	549,545	37.60%	251,527	17.21%	19,542	1.34%	1,461,618	斤
1881	14	1,018,550	56.55%	434,926	24.15%	341,076	18.94%	6,630	0.37%	1,801,182	斤
1882	15	1,406,685	48.77%	1,004,243	34.82%	432,853	15.01%	40,287	1.40%	2,884,068	斤
1883	16	1,598,151	51.19%	1,036,531	33.20%	473,717	15.17%	13,576	0.43%	3,121,975	斤
1884	17	941,256	44.86%	1,060,389	50.53%	93,048	4.43%	3,705	0.18%	2,098,398	斤
1885	18	1,048,935	42.69%	1,321,675	53.79%	62,099	2.53%	24,494	1.00%	2,457,203	斤
1886	19	1,085,852	41.20%	1,420,925	53.92%	111,682	4.24%	16,835	0.64%	2,635,294	斤
1887	20	1,088,598	35.08%	1,733,338	55.85%	155,626	5.01%	126,022	4.06%	3,103,584	斤

※『商況年報』、『横浜市史』第3巻上（470頁）、杉山伸也「幕末、明治初期における生糸輸出の数量的再検討」（『社会経済史学』45巻3号、1979年）より作成

- 17、1964年）、『明治の貿易』（塙書房、1967年）、『横浜市史』第3巻上（1961年）の同氏執筆部など。
- 5 藤本實也『開港と生糸貿易』上中下、1939年。
- 6 加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男編『日本生糸貿易資料』第1巻資料編1、近藤出版社、1987年。
- 7 例えば黒保根村誌編纂室編『黒保根村誌』（1997年）の丑木幸男氏執筆部で星野長太郎らについて詳述されている。
- 8 井川克彦「製糸業とアメリカ市場」（高村直助編著『企業勃興』ミネルヴァ書房、1992年）。
- 9 大野彰「アメリカ市場で日本産生糸が躍進した理由について」（『京都学園大学経済学部論集』2010年）や同『生糸と絹織物のグローバルヒストリー』ミネルヴァ書房、2023年、185～290頁。
- 10 阪田安雄『明治貿易事始』東京堂出版、1996年、274～281頁参照。
- 11 外務省通商局編纂『通商彙纂』不二出版（1988～97年）。
- 12 高嶋雅明「領事報告制度の発展と『領事報告の刊行』（角山栄編著『日本領事報告の研究』同文館、1986年）。
- 13 1871年、廃藩置県により群馬県が誕生するが、1873年6月15日に群馬県と入間県（県令は河瀬秀治が兼任）が合併し熊谷県（県令河瀬）となる。1876年8月21日に熊谷県が分離し群馬県が再設置される。
- 14 群馬県史編さん委員会編『群馬県史』通史編8（1989年）の石井寛治氏執筆部。その他差波亜紀子「初期輸出向け生糸の品質管理問題—群馬県における座繰製糸改良と器械製糸—」（『史学雑誌』第105編第10号、1996年）など。
- 15 佐藤有「大久保内務卿期における勸商政策の形成と思想」（松尾正人編『近代日本成立期の研究 地域編』岩田書院、2018年）。なお必要な範囲で本論文の内容について再掲する。
- 16 板垣哲夫「大久保内務卿期（明治六年十一月～十一年五月）における内務省官僚」（近代日本研究会編『幕末・維新の日本 年報近代日本研究三』山川出版社、1981年）参照。
- 17 「会計ノ制ニ付建議」（「大久保利通文書」二八八、国立国会図書館憲政資料室蔵）。
- 18 勝田政治氏は、内務省の保護方針により1876年7月三井物産が開業し、翌年ロンドン支店を開業、直輸出を始めたとする（『内務省と明治国家形成』吉川弘文館、172頁）。
- 19 「記録材料・内務省第二回年報二」（国立公文書館蔵）
- 20 『法規分類大全』11官職門2、733～735頁。
- 21 1877年に富岡製糸場製出生糸のすべてについて、フランスパリ支店での販売委託を受けている（富岡製糸場誌編さん委員会編『富岡製糸場誌』1977年、449～450頁）。
- 22 「外債償却ヲ目的トスル内務大蔵両省規約並関係書類」（早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』三、1960年、145～157頁）。
- 23 前掲高嶋論文参照。
- 24 「記録材料・内務省第一回年報」（国立公文書館蔵）。
- 25 農林省編『農務顛末』第3巻、1955年、1000～1009頁及び群馬県史編さん委員会編『群馬県史』資料編23、1985年、496～501頁。この2つの訳者が異なる点については、前掲大野の指摘がある（186～187頁）。
- 26 前掲大野（185～290頁）が詳細に検討している。
- 27 「記録材料・内務省第一回年報」（国立公文書館蔵）。
- 28 早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』2、1959年、230～238頁。
- 29 「記録材料・勸商局第三次年報」（国立公文書館蔵）
- 30 しかし富岡製糸場が伝習工女らへの技術指導などを通して国内の製糸技術向上に影響を与えたのは間違いないと言える。
- 31 ブリュナのフランス式、ミュラーのイタリア式という製糸技術は、当時の日本の技術水準に合わせる形で適正技術に改良にされ展開していくが、ここではきっかけとしての意味を強調しておきたい。
- 32 「公文録 壬申十月大蔵省伺一」（国立公文書館蔵）。
- 33 松沢裕作「明治地方自治体制の起源」（東京大学出版会、2009年）220～221頁では、管内畑反別約65000町歩の半分33000町歩ほどを桑茶の植付対象地として、当初年はその1/10、費用の1/3を増徴分（約1万円）、3/2を民費（約2万円）から支出を想定した、としている。
- 34 先駆的に「勸業授産金」（勸業資金）について、山梨県を事例に検討した有泉貞夫氏（『明治政治史の基礎過程』吉川公文館、1980年、8～11頁）によると、山梨県では1873年に増租分2割の23400円を原野の開拓・桑園化、150人挽勸業製糸場創立、桑苗150万本の長野県からの買入れといった県が直接行う事業に使用されている。その他、齋藤修「地方レベルの殖産興業政策」（『松方財政と殖産興業政策』東京大学出版会、1983年）参照。
- 35 1873年11月出願の小暮求三郎（佐位郡伊勢崎町）、同年同月出願の星野長太郎（勢多郡水沼村）、1874年6月出願の深澤雄象（前橋町）の製糸場設立など。
- 36 「速水堅曹履歴抜粋」（速水美智子編『速水堅曹資料集』文生書院、2014年）124頁。
- 37 速水の二本松製糸場での治績は、安場安吉編『安場保和伝』（藤原書店、2006年）139～144頁を参照。
- 38 前掲『日米生糸貿易資料』の「解題 第3編新井領一郎の渡米」（阪田安雄氏執筆部）、52～57頁参照。
- 39 1875年12月17日星野長太郎書簡（新井領一郎宛）（前掲『日米生糸貿易資料』214～215頁）。
- 40 1876年2月頃、星野長太郎書簡（楢取県令宛）（前掲『日米生糸貿易資料』、215頁）。
- 41 生産会社は銀行類似の金融機関。明治10年台前半には養蚕盛業の発展をバックアップしたが、10年代後半松方デフレ期には負債農民と対立、明治17年頃から解散が相次いだ（前掲『群馬県史』通史編8（306～325頁）第1章第4節「金融機関の近代化」（石井寛治氏執筆部）及び石原証明「群馬県における生産会社（銀行類似会社）の基礎的研究（上）（下）」（『群馬県史研究』13・14号、1981年）を参照）。
- 42 1876年3月頃渡航旅費一時繰替願下書（熊谷県庁宛）（前掲『日米生糸貿易資料』、216頁）。
- 43 1876年3月25日伊藤小舟書簡（星野長太郎宛）（前掲『日

- 米生糸貿易資料』、217頁)。
- 44 この間、1875年9月8日在米国神鞭知常の報告(『農務顛末』3巻、農林省、1950年、1000～1009頁)では、「星野長太郎モ此節ハ弥拝借金願出候趣可成御尽力有之度存候、乍然私立願之節モ大略申述候通凡ソ稍大ナル工場ヲ起シ居候者ハ星野ニ限ラス何レモ同様之情態ニ有之候間、何トカシテ右等ノ製造人其尽力ノ度ニ従ヒ一同公答ヲ請候様御取扱相成度存候」と勸業資本金の貸下げに前向きな意見が見られる。
- 45 前掲大野書。
- 46 1876年11月下旬星野長太郎書簡(新井領一郎宛)(前掲『日米生糸貿易資料』、249～250頁)。
- 47 1876年12月初旬星野長太郎書簡(新井領一郎宛)(前掲『日米生糸貿易資料』、254頁)。
- 48 群馬県内務部『群馬県蚕糸業沿革調書』(1903年、108頁)では、1876年9月勸商局が「関根村研業社、水沼村星野製糸所、を始め有名家の生糸を買取り之を米国に直売し其利益は出品の製糸家へ配与せられたり」とあるが、このことと考えられる。
- 49 1877年1月1日新井領一郎書簡(新井系作、星野長太郎、御家内衆中宛)(前掲『日米生糸貿易資料』、259～260頁)。
- 50 「米国博覧会報告書巻8」4頁(『米国博覧会報告書』第5巻、1876年)。
- 51 1877年5月23日勸商局長通達写(福井信宛)(前掲『日米生糸貿易資料』、292～294頁)。
- 52 当該資料は国立公文書館が所蔵しているが、現時点(2026年2月末現在)で細目録等が公開されていないため目録全てを掲載することとした。
- 53 『横浜市史』第3巻上(1961年、86～123頁)第1編第2章第3節「生糸改会社による貿易規制計画」(石井孝氏執筆部)及び井川克彦「地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通」(『日本女子大学紀要 文学部』第56号、2007年)参照。
- 54 前掲海野書32頁。
- 55 1877年群馬県甲第24号(『群馬県布達全書』)。
- 56 1877年1月1日新井領一郎書簡(新井系作、星野長太郎、御家内衆中宛)(前掲『日本生糸貿易資料』、259～260頁)。
- 57 1879年群馬県布達甲第44号(『群馬県布達全書』)。
- 58 前掲井川論文や前掲大野書。
- 59 1877年2月17日新井領一郎書簡(新井系作・星野長太郎宛)(前掲『日本生糸貿易資料』、268～271頁)。
- 60 1877年8月12日新井領一郎書簡(新井系作、星野長太郎宛)(前掲『日本生糸貿易資料』、307～309頁)。
- 61 1877年3月8日星野長太郎書簡(新井領一郎宛)(前掲『日本生糸貿易資料』、273～274頁)。
- 62 改良座繰の濫觴については、前掲『群馬県史』通史編8(224～227頁)第1章第2節5「改良座繰の発展」(石井寛治氏執筆部)及び前掲大野211～252頁を参照。大野氏は揚返し器の製作者を勸業寮内藤新宿試験場にいた円中文助であったと推定している。
- 63 群馬県史編さん委員会編『群馬県史』資料編23、1985年、350～351頁。
- 64 「精糸原社設立願ニ付添上申」(1877年5月13日熊谷県上申、同年6月7日内務省許可)(「明治十二年中 御指令本書 第二課」(群馬県庁文書、国文学資料館蔵))。
- 65 なお、改良座繰については、大規模な器械製糸場と異なり家事、農事の合間でも養蚕農家が生糸をつくることのできるという、器械製糸と比して労働者にとって時間的な優位性があったことも指摘しておきたい。
- 66 大蔵省商務局『蚕糸貿易概説』有隣堂、1880年。
- 67 前掲『群馬県史』通史編8、230頁(宮崎俊弥氏執筆部)では、その後の星野長太郎の動きも官依存を強めていることを指摘している。
- 68 本稿では内務省勸商局また局長である河瀬の動きを主として検討したが、河瀬が官を辞して生糸直輸出商社・同仲会社の社長となった際の晩年の回想でも、当時の海外需要の調査の重要性を指摘している(『蚕業新報』第216号、蚕業新報社、1911年)。

群馬県立世界遺産センターにおける調査研究の動向

1 調査研究の概要

群馬県立世界遺産センターは、「世界を変える生糸の力」研究所（略称：セカイト）として、基本テーマ『「富岡製糸場と絹産業遺産群」における技術革新と技術交流に関する調査研究』に取り組んでいる。

セカイト研究会では、県および市町村職員、関係機関や民間の研究者等により、絹産業に関わる調査研究について共通理解を図っている。

また、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の価値を深めるための研究に関わる情報発信の場として、著名な研究者によるセカイト講演会、および当センター研究員によるセカイト講座を開催している。

2 令和6年度の活動

(1) セカイト研究会

①第1回 令和6年10月27日（日）

会場：あい愛プラザ会議室

「近代日本における工業用動力源変遷の概況と水車動力の立地と変遷

－群馬県と長野県の繊維産業地域の比較から－

報告者：今井貴秀（藤岡市立藤岡第一小学校）

②第2回 令和7年1月25日（土）

会場：富岡市富岡地域センター会議室

・「風穴蚕種貯蔵庫」

報告者：秋池武（下仁田町歴史館）

・「群馬県の蚕種貯蔵風穴とその設営について」

報告者：飯塚聡（群馬県埋蔵文化財調査事業団）

③第3回 令和7年2月25日（土）

会場：富岡商工会議所会議室

「生糸はどのように輸出されたのか

－明治期生糸直輸出3会社の盛衰及び製糸諮詢会が蚕糸政策に与えた影響について－

報告者：温井真一（郷土史家）

(2) セカイト講演会

①第5回「近代産業の育成と渋沢栄一」

令和6年6月8日（土）

会場：伊勢崎市民プラザ

・「渋沢栄一による近代日本経済社会の創出」

講師：井上潤（渋沢史料館顧問）

・「改良座繰製糸の発展

－上毛繭糸改良会社の理想と現実－

講師：松浦利隆（TICCIH（国際産業遺産保存委員会）日本代表）

・「売込商体制下の器械製糸

－製糸金融による選別と拡大－

講師：石井寛治（東京大学名誉教授）

・パネルディスカッション

まとめ コーディネーター石井寛治

②第6回「生糸(いと)をひいた女たち」

令和6年9月15日（日）

会場：藤岡市みかぼみらい館

・「器械製糸場における教婦と女工教育

－富岡製糸場を中心に－

講師：差波亜紀子（日本女子大学教授）

・「座繰製糸と女性

－どうやってどのくらい稼いだか－

講師：松浦利隆（TICCIH（国際産業遺産保存委員会）日本代表）

(3) その他講演

①富岡製糸場世界遺産伝道師協会総会

令和6年5月25日（土）

「登録10周年で改めて考える世界遺産の価値」

講師：中島秀規

会場：前橋問屋センター会館2階 華龍の間

②富岡製糸場世界遺産伝道師養成講座

令和6年7月20日（土）

「世界遺産の基礎知識と日本の世界遺産」

講師：神戸明海

- 会場：群馬県生涯学習センター
- ③群馬県立歴史博物館企画展講演会
令和6年7月27日（土）
「荒船風穴と養蚕多回数化」
講師：中島秀規
会場：群馬県立歴史博物館
- ④群馬県立歴史博物館企画展講演会
令和6年8月3日（土）
「日本開国と群馬の生糸
－鉄道・蒸気船・電信－」
講師：佐藤有
会場：群馬県立歴史博物館
- ⑤第10回全国風穴サミットin紀伊田辺
令和6年8月3日（土）
「夏秋蚕を支えた日本の風穴」
講師：中島秀規
会場：田辺市秋津野ガルテン
- ⑥宇都宮市民大学
令和6年11月14日（木）
「前橋藩の幕末維新－新政府への恭順－」
講師：佐藤有
会場：宇都宮市中央生涯学習センター
- ⑦宇都宮市民大学
令和6年11月21日（木）
「幕末維新期の上州－横浜開港と生糸輸出－」
講師：佐藤有
会場：宇都宮市中央生涯学習センター
- ⑧かみつけ塾
令和6年12月15日（日）

「近代社会と群馬の古墳
－古墳はいかに認識されてきたか－」

講師：佐藤有
会場：かみつけの里博物館

- ⑨風穴講演会
令和7年1月26日（日）
「蚕糸業を支えた日本の風穴」
講師：中島秀規
会場：小諸市安藤百福センター

（４）セカイト講座

- ①第1回 令和6年12月8日（日）
「風穴蚕種と養蚕多回数化」
講師：中島秀規
会場：群馬県立世界遺産センター
- ②第2回 令和7年1月18日（土）
「明治前期における群馬の養蚕技術とその広がり」
講師：佐藤有
会場：群馬県立世界遺産センター

（５）セカイトアーカイブ

群馬県立世界遺産センターでは、日本の絹産業に関する調査研究のため、養蚕や絹に関する書籍、文書や世界遺産に関する資料の情報を収集、整理、公開している。

- ・公開資料数：7,240点
- ・セカイトアーカイブURL
<https://jmapps.ne.jp/0483/>

群馬県立世界遺産センター紀要 第5号

令和8年3月31日

発行 群馬県立世界遺産センター
〒370-2316 群馬県富岡市富岡1450-1
電話 (0274) 67-7821

印刷 上武印刷株式会社
〒370-0015 群馬県高崎市島野町890-25
電話 (027) 352-7445



SEKAITO